

**平成 31 事業年度に係る業務の実績及び第 3 期中期目標期間
(平成 28～31 事業年度) に係る業務の実績に関する報告書**

令和 2 年 6 月

国立大学法人
東 京 大 学

○ 大学の概要

(1) 現況

①大学名 国立大学法人東京大学

②所在地 本郷地区キャンパス（本部所在地） 東京都文京区
駒場地区キャンパス 東京都目黒区
柏地区キャンパス 千葉県柏市

③役員の状況

総 長 五神 真（平成 27 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）
理 事 7 名
監 事 2 名（常勤）

④学部等の構成

【学部】

法学部、医学部、工学部、文学部、理学部、農学部、経済学部、教養学部、教育学部、薬学部

【研究科等】

人文社会系研究科、教育学研究科、法学政治学研究科、経済学研究科、総合文化研究科、理学系研究科（理学系研究科附属臨海実験所※）、工学系研究科、農学生命科学研究科、医学系研究科、薬学系研究科、数理科学研究科、新領域創成科学研究科、情報理工学系研究科、情報学環、学際情報学府、公共政策学連携研究部、公共政策学教育部

【附置研究所】

医科学研究所※、地震研究所※、東洋文化研究所、社会科学研究所※、生産技術研究所、史料編纂所※、定量生命科学研究所、宇宙線研究所※、物性研究所※、大気海洋研究所※、先端科学技術研究センター

【学内共同教育研究施設】

大学総合教育研究センター、相談支援開発研究センター

【学際融合研究施設】

未来ビジョン研究センター、低温科学研究センター

【全国共同利用施設】

情報基盤センター※、素粒子物理国際研究センター※

【全学センター】

総合研究博物館、アイソトープ総合センター、環境安全研究センター、生物生産工学研究センター、アジア生物資源環境研究センター、空間情報科学研究センター※、高大接続研究開発センター

（注）※は、共同利用・共同研究拠点、国際共同利用・共同研究拠点又は教育関係共同利用拠点に認定された施設を示す。

⑤学生数及び教職員数（令和元年 5 月 1 日現在）

学部学生	14,058 名（294 名）
大学院学生	13,732 名（3,171 名）（注）（ ）内は留学生数で内数
教員	3,863 名
職員	4,126 名

(2) 大学の基本的な目標等

（中期目標の前文）

1. 東京大学の特色

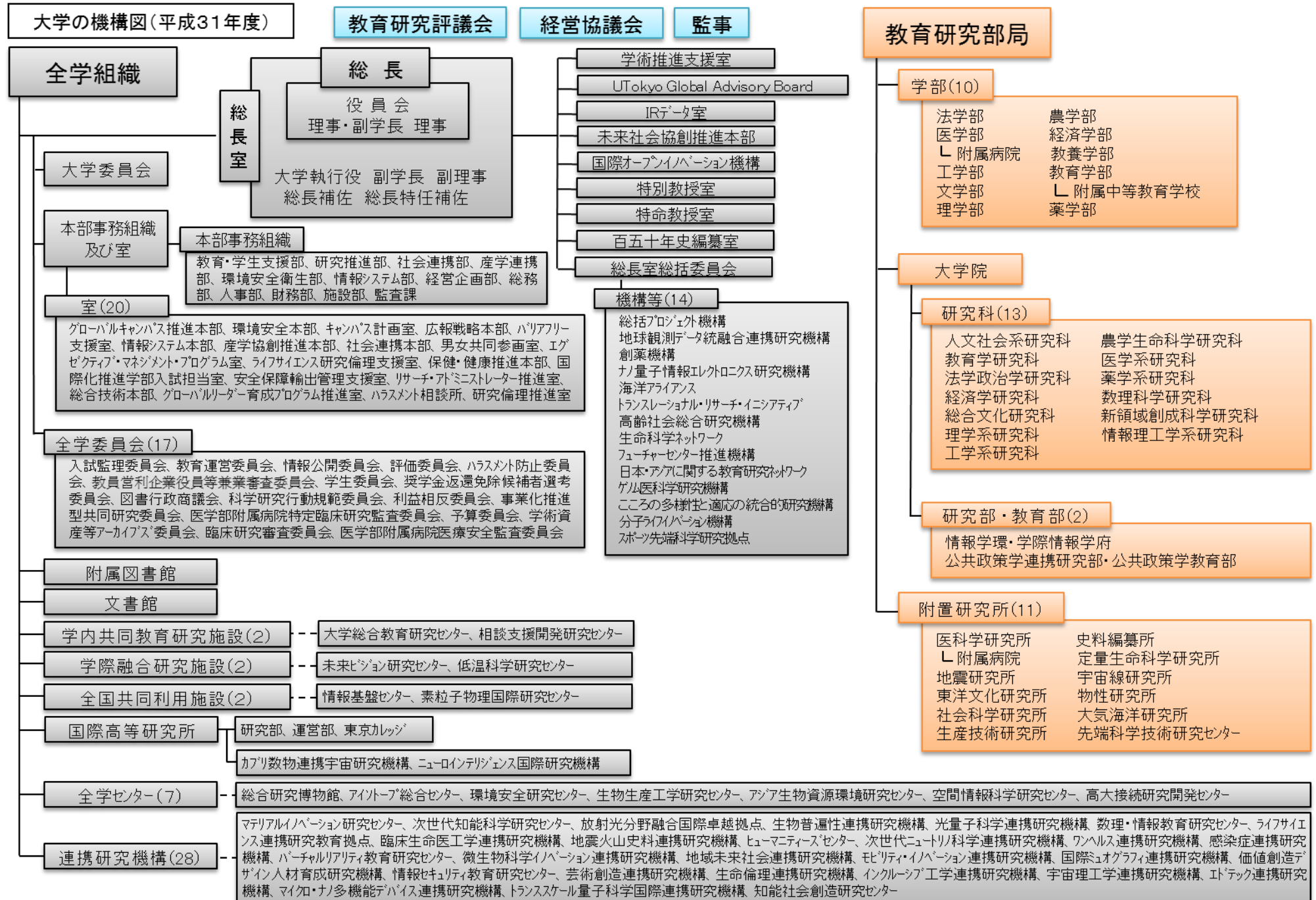
我が国最初の国立大学である東京大学は、人文学と社会科学と自然科学にわたる広範な学問分野において知の発展に努め、基盤的なディシプリンの継承と拡充を図るとともに、学際研究や学融合を媒介とする新たな学問領域の創造を進めてきた。東京大学は、一方で知の最先端に立つ世界最高水準の研究を推進し、活発な国際的研究交流を行って世界の学術をリードするとともに、他方で教養学部を責任部局とする前期課程教育体制を堅持して、リベラルアーツの理念に基づく教養教育を学生に施し、広い視野と知的基礎を持つ学生を育成している。そして、そのような世界最高水準の研究と充実した教養教育とを基盤として、多様で質の高い専門教育を学部と大学院において展開し、日本のみならず世界各地からも多くの学生を集めて、世界的教育研究拠点の役割を果たしている。

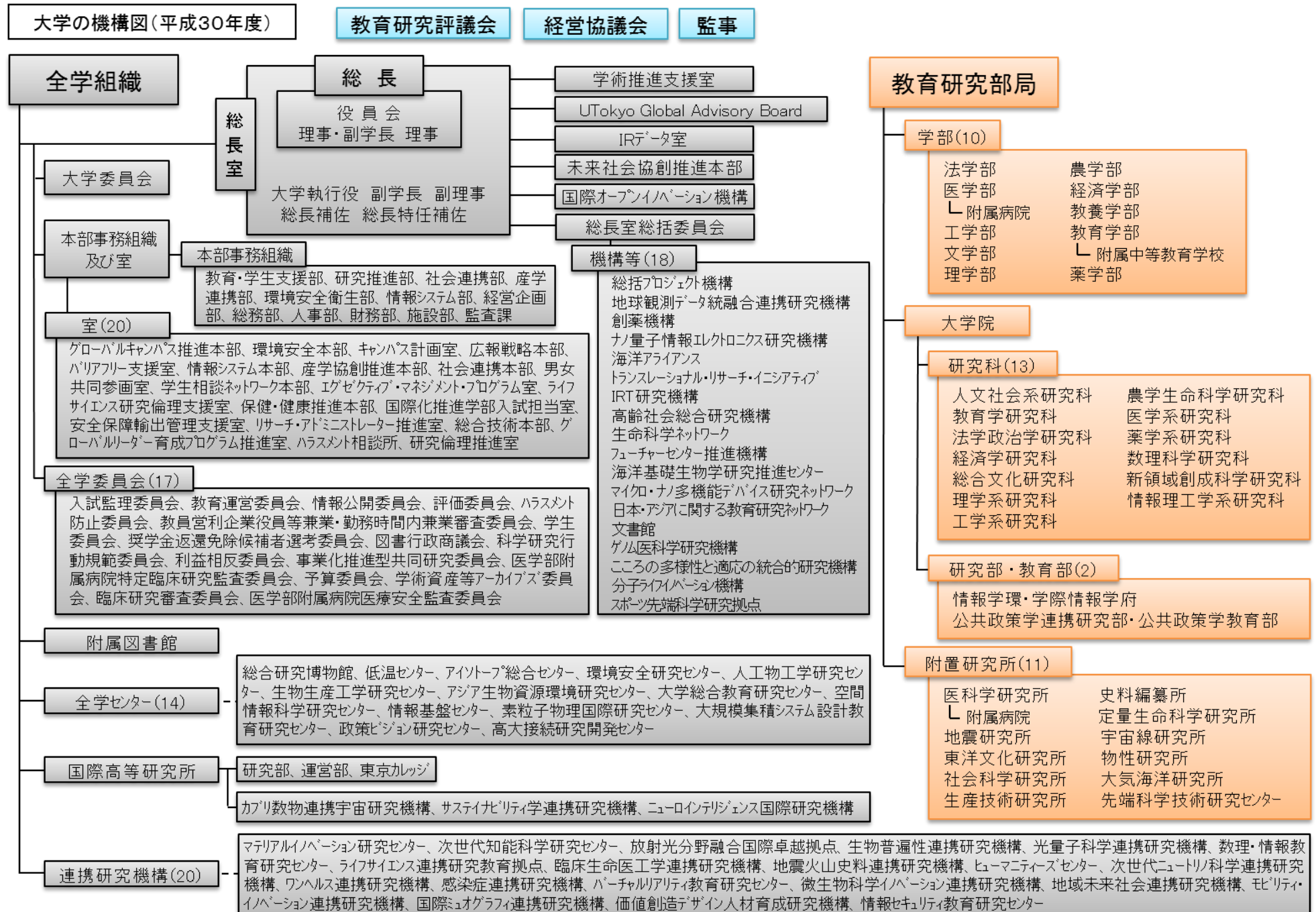
2. 東京大学の使命

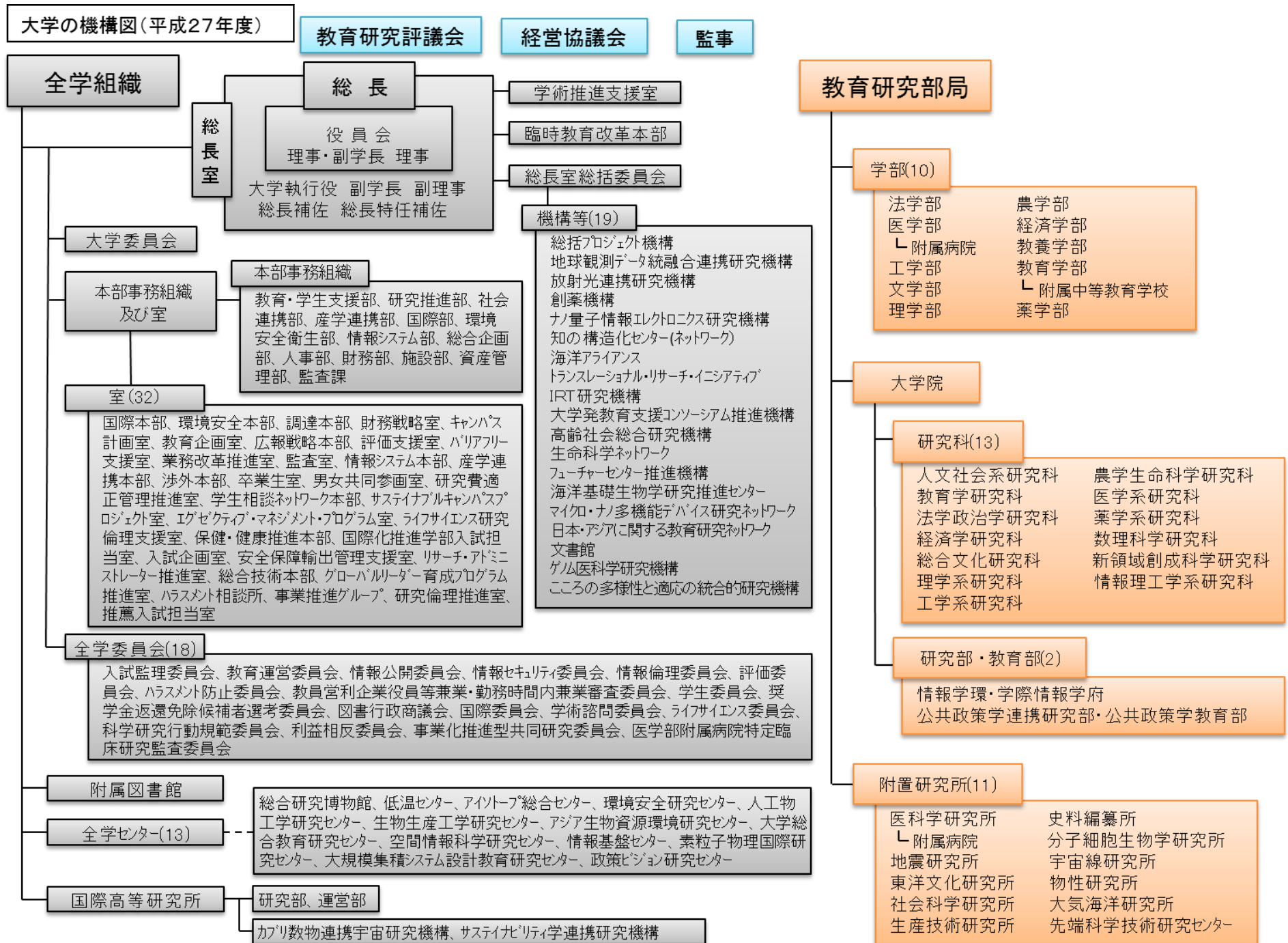
世界的教育研究拠点である東京大学の最大の使命は、教育の質と研究の質のさらなる高度化を図り、そのことを通して、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することにある。東京大学が育成を目指す人材は、自国の歴史や文化についての深い理解とともに、国際的な広い視野を有し、高度な専門的知識と課題解決能力を兼ね備え、強靱な開拓者精神を持ちつつ人類社会全体の発展に貢献するために公共的な責任を自ら考えて行動する、市民的エリートである。

このような使命を遂行するため、東京大学は「開かれた大学」として、東京大学で学ぶにふさわしい資質・能力を有する国内外の全ての者に広く門戸を開くとともに、国内のみならず国際的にも社会との幅広い連携を強化し、大学や国境を超えた教育研究ネットワークを拡充させることにより、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、多様性を基盤としつつ、全学的に卓越した教育研究とその成果の社会への還元を推進する。

(3) 大学の機構図（2～4 ページ参照）







○ 全体的な状況

我が国最初の国立大学である東京大学は、1877年の創設以来、人材育成や学術研究を通して日本の近代化の歩みに貢献してきた。国立大学法人化を見据えて、東京大学が依って立つべき理念と目標を明らかにした「東京大学憲章」（平成15年3月18日制定）には、「これまでの蓄積をふまえつつ、世界的な水準での学問研究の牽引力であること、あわせて公正な社会の実現、科学・技術の進歩と文化の創造に貢献する、世界的視野をもった市民的エリートが育つ場であること」を謳っている。

この使命を果たすべく、第3期中期目標期間においては、「教育の質と研究の質のさらなる高度化を図り、そのことを通して、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成すること」を大学の基本的な目標とした。これらの使命、目標を踏まえて、国際感覚を鍛える教育の充実、高度な博士人材を育成する国際卓越大学院の創設、国際的に卓越した研究拠点の拡充・創設、研究時間を確保するための研究者支援の充実、国内外から多様で優れた人材を獲得するための研究者雇用制度改革など、諸取組を一層推進している。

また、東京大学は、東京大学憲章により、「世界の公共性に奉仕する大学」として「自治と自律を希求するとともに、世界に向かって自らを開き、その研究成果を積極的に社会に還元しつつ、同時に社会の要請に応える研究活動を創造して、大学と社会の双方向的な連携を推進する」ことを宣言しており、第3期中期目標の前文には、「卓越した成果を創出している海外大学と伍して、多様性を基盤としつつ、全学的に卓越した教育研究とその成果の社会への還元を推進する」ことが示されている。昨今では、第5期科学技術基本計画に「Society 5.0」と表現されたように、情報通信技術の急速な発達に伴い、製造業を中心とした資本集約型の成長モデルから、知識や情報、サービスなどが価値創造の源泉となる知識集約型の社会に移行しつつある。経済や政治が急速に地球規模化すると同時に、環境破壊や資源枯渇などの問題が深刻化し、地域格差、宗教対立、難民問題、金融危機などの課題も複雑化するなか、大学には、その使命の根幹である教育・研究機能をさらに高度化させるとともに、多様な「知」を有する結節点として、人類社会をより良い方向に導く役割を果たすことが従来以上に求められるようになった。

こうした背景を踏まえつつ、総長の任期中における行動指針として平成27年10月に公表した「東京大学ビジョン2020」には、「知の協創の世界拠点」としての使命を担うべく、大学の経営や運営について、従来の発想から脱し、その在り方を転換するための具体的方針を示した。その要諦は、学内外における共通のビジョンを明確にした上で、教育・研究を通して新たな価値を創造し、それを可視化・発信して社会からの支援や支持を拡大することにより、多様な形の資金を対価として獲得する好循環を確立することであり、すなわち、「知」を活かして社会変革を駆動する役割を果たしながら、真の経営力を備えた自律的な組織体へと生まれ変わることである。

総長のリーダーシップの下で「東京大学ビジョン2020」を実現するための基盤となるのが、第3期中期目標・中期計画であり、両者相俟って、東京大学の基本的姿勢を社会に示すものである。前述のとおり、第3期中期目標・中期計

画に則して、教育・研究の質のさらなる高度化に取り組んでおり、これらの取組は、自律的な経営基盤を構築するための先行投資とも位置付けることができる。そして、世界の第一線で活躍する研究者や知識人を招き研究交流と情報発信に取り組む「東京カレッジ」の開設（P. 7 参照）、国内の大学としては初めての試みとなった『東京大学統合報告書』の作成（P. 30、P. 33、P. 51、P. 52 参照）、「東京大学広報戦略2020」に基づく広報活動（P. 51 参照）などを通して、東京大学の活動及びその価値を可視化し、国内外に向けて発信した。また、株式会社日立製作所、日本電気株式会社、ダイキン工業株式会社、ソフトバンク株式会社、三井不動産株式会社、IBM、台湾積体電路製造（TSMC）との組織対組織の大規模産学協創（P. 95、P. 96 参照）、産業技術総合研究所及び経済産業省産業技術環境局との協定に基づく「グローバルAI研究拠点」の開設など民間資金による学内施設の整備（P. 31、P. 43 参照）、総長のイニシアティブによる学内予算配分を透明かつ公正に決定するための「予算委員会」の設置（P. 30、P. 44 参照）など、共通のビジョンを礎とした学術資産の有効活用と財源の多様化にも取り組んだ。

また、平成29年6月に指定された指定国立大学法人への申請にあたっては、構想として「地球と人類社会の未来に貢献する『知の協創の世界拠点』の形成」を掲げた。より効果的に未来社会の協創に貢献していくため、国際連合が提唱した「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals; SDGs）を学内外における共通のビジョンとして活用することとし、総長のリーダーシップの下で構想を推進する体制として「未来社会協創推進本部」（Future Society Initiative; FSI）を新たに設置した（P. 29、P. 32 参照）。全国各地の自治体と連携して社会的課題の解決に挑む人材を育成する「フィールドスタディ型政策協働プログラム」、学内の活動をSDGsの17目標別に可視化・発信する「FSI登録プロジェクト」、未来社会協創事業を支える「未来社会協創基金」を設けるなど、「東京大学ビジョン2020」の実現に向けた取組を一層拡張した。

このように、東京大学はその使命や基本的姿勢を踏まえながら、総長のリーダーシップの下、第3期中期目標を達成するための多様な取組を推進している。

○ 指定国立大学法人構想に関する全体的な状況（平成31事業年度）

東京大学の指定国立大学法人構想は、地球と人類社会の未来に貢献することを通して、真の経営力を備えた自律的な組織体となることである。共通のビジョンを明確にした上で、教育・研究を通して新たな価値を創造し、それを可視化・発信して社会からの支援や支持を拡大することにより、多様な形の資金を対価として獲得する好循環を確立することを目指している。総長を本部長とする「未来社会協創推進本部」（Future Society Initiative; FSI）の下、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals; SDGs）を学内外における共通のビジョンとして活用することにより、効果的に構想を推進している。

平成31年度はFSIアドバイザリーボードでの議論を経て、本学として今後実施するアクションプランを取りまとめた。また、国内外から国際競争力をもつ優秀な人材の獲得を推進するとともに、世界各国から研究者、政策決定者、経営者や実業家、NPOのリーダーなどが本学に集まりスタートした国際会議「Tokyo Forum」の開催、大学が出資できる新会社設立の決定など、構想の実現に向けた多様な取組を推進した。これらの多様な取組により、平成31年度の海外からの研究者導入数は1,693名（対28年度58名増）、平成28年度から平成30年度における安定的かつ自律的な経営基盤の獲得に向けた財源構築に関しては、知的財産管理・運用等によるものとして約36億円、卒業生等からの寄附金獲得の強化によるものとして約96億円、資金運用益約15億円と、順調に進めてきている。以上のことから、東京大学ならではの指定国立大学法人構想全体としても、各要素の進捗状況を踏まえ、達成に向けて順調に進捗していると判断する。

【要素別の取組】

1. 人材育成・獲得

取組1. 学部学生の国際総合力強化【4, 40, 41】

○ 国際化教育プログラムを体系化し、国際交流活動のさらなる活性化を図り、全ての学生の「国際総合力」（世界の多様な人々と共に生き、ともに働く力）を涵養することを目的として平成30年度に開始した、「国際総合力認定制度（Go Global Gateway）」について、新入学生へ周知と登録を勧奨したところ、1,303名の新入学生から登録があり、2年生の追加登録者258名と合わせて計1,561名が新規に登録した（対30年度1,145名増）。同制度に登録した学生を対象として本学が提供する海外短期派遣プログラムには、計28名を採択し、オーストラリア国立大学（オーストラリア）、ベルリン自由大学（ドイツ）へ派遣した。また、同制度では、留学等の海外経験のほか学内等での国際交流活動等も推奨しており、ノーベル博物館創設者や日本マクドナルド会長との交流イベントなどを大学として企画・実施し、89名の参加者を得た。これ

ら大学が提供した短期プログラムや国際交流活動等で国際体験に触れた学生は、平成31年度延べ117名となり、学部学生の国際総合力の強化を図った。【4, 40, 41】

取組2. 大学院教育改革【6, 17】

○ 修士・博士一貫の部局連携型学位プログラム「国際卓越大学院」について、既に開設されている「フォトンサイエンス国際卓越大学院」など16プログラムに加え、「高齢社会総合研究国際卓越大学院」「変革を駆動する先端物理・数学プログラム」の2プログラムの開設を全学で承認し、15研究科等、10附置研究所の他、13の学内組織が参画して、計18プログラムを開設した。令和元年11月現在、プログラムに在籍する留学生数は117名（16カ国・地域）で全学展開されている。

なお、指定国立大学法人構想における要望を踏まえ、入学の段階で質の保証を担保した上で総学生入学定員数の範囲内で、研究科・専攻単位の定員管理を弾力的に運用することとしている。【6】

取組3. 若手研究者支援【27, 54】

○ 優秀な若手研究者のポストを確保するため、平成31年度は、引き続き「若手研究者自立支援・育成支援制度」により、東京大学卓越研究員（公募型）8名、東京大学卓越研究員（推薦型）22名を認定、文部科学省の「卓越研究員事業」について2名を受け入れ、「若手研究者雇用安定化支援制度」により6名を採択、「部局経費を財源とした承継教員の採用承認」制度により、21名を採用した。これまで平成27年度から平成31年度までで累計294ポストを確保するなど、雇用の安定性確保を推進した。【27】

取組4. 優秀な研究者の獲得【9, 26, 54】

○ 優秀な研究者の獲得に向けて、「卓越教授」の称号授与など、際だった研究成果に対するインセンティブの付与を行っており、平成31年度は、「特別教授」の称号を平成31年4月1日付で4名に授与したほか、令和2年度授与に向け7名を選出し決定した。また、平成31年度は、「特命教授」の称号を2名に授与した。この他、教員の処遇の弾力化に向けた柔軟な人事制度の運用を推進しており、規則で定める最高号俸を超える年俸額を5名に適用することを承認した。あわせて、クロス・アポイントメント制度を24名に新規適用（累計127名）し、これらの人事制度を組み合わせることで、海外大学でも活躍する優秀な研究者の確保を実現している。【9, 26】

取組 1 ～ 4 に関する参考指標等

○一定額以上の経済支援を受ける大学院学生の割合（経済支援（概ね日本学術振興会特別研究員研究奨励金相当）を受ける博士課程学生の割合）

年度	実績値
平成 28 年度	33%
平成 29 年度	38%
平成 30 年度	38%
平成 31 年度	37%

○若手研究者ポスト確保数

年度	実績値
平成 27 年度	16 ポスト
平成 28 年度	76 ポスト
平成 29 年度	79 ポスト
平成 30 年度	64 ポスト
平成 31 年度	59 ポスト

○海外からの大学院学生受入数（11.1 時点）

年度	正規学生 実績値	研究生・特別研究学生等 実績値
平成 28 年度	2,594 名	704 名
平成 29 年度	2,878 名	691 名
平成 30 年度	3,089 名	715 名
平成 31 年度	3,306 名	744 名

○海外からの研究者導入数

年度	実績値
平成 28 年度	1,635 名
平成 29 年度	1,619 名
平成 30 年度	1,715 名
平成 31 年度	1,693 名

（目標の状況）

本学の指定国立大学法人構想における人材育成・獲得については、学部・大学院を通じた教育改革を進めるとともに、若手研究者の雇用環境改善や国際競争力を持つ研究者の獲得に注力し、大学院学生の経済的支援や若手研究者及び優秀な研究者の処遇改善に戦略的に取り組んできた。

取組 1 に関して、平成 30 年度に創設した「国際総合力認定制度（Go Global Gateway）」に登録した学生を対象とする海外短期派遣者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、海外短期派遣プログラムの参加や国際

交流活動等で国際体験に触れた学生数については、平成 31 年度 117 名（対前年度 50 名増）、同制度創設からの延べ人数は 184 名となり、制度の定着・浸透により、学部学生の国際総合力の強化が図られている。これに加え、すでに学内で実施されている学生が世界の多様な価値と世界観に触れる機会を提供する国際化推進プログラムの体系化や拡充も図っており、海外への派遣・受入者数の増加の達成に繋がる取組を進めている。

大学院教育改革については、取組 2 に示したとおり、国際卓越大学院を平成 28 年度以降順次開設し、平成 31 年度までに 18 プログラムを全学展開した。また、経済支援（概ね日本学術振興会特別研究員研究奨励金相当）を受ける博士課程学生の割合については、平成 31 年度実績 37% となっており、平成 28 年度以降毎年度、博士課程学生の 3 分の 1 を超える学生に支援を実現してきている。今後さらに、経済支援事業の拡充や対象者増加に向けた方策を講じていく。

若手研究者支援については、取組 3 に示したとおり、平成 31 年度までの実績で 294 ポスト確保しており、中期計画に掲げた 300 ポスト確保に向けて着実に計画を実施した。

取組 4 に関して、平成 31 年度は、国際的に極めて評価の高い研究者に称号を授与する「卓越教授制度」に加え、本学の研究力強化、研究の世界的プレゼンス向上を図るため「特別教授制度」「特命教授制度」や「東京大学卓越研究員（公募型）」を創設するとともに、新たな年俸額決定制度により給与の弾力的・競争的設定を可能とし、国内外から国際競争力をもつ優秀な人材の獲得を推進している。

人材育成・獲得に関する指標として、海外からの大学院学生受入数は、平成 31 年度時点で、正規学生については 3,306 名（対平成 28 年度 712 名増）、研究生・特別研究学生等については 744 名（同 40 名増）であり、着実に増加している。また、平成 31 年度の海外からの研究者導入数は、1,693 名（対平成 28 年度 58 名増）となった。

2. 研究力強化

取組 1. 学術研究の振興【23, 24, 25】

○「地球と人類社会の未来に貢献する『知の協創の世界拠点』の形成」の実現への寄与、本学の国際求心力向上を目的として、平成 31 年 2 月に設置した国際高等研究所東京カレッジにおいて、世界の著名研究者等計 23 名を招聘し、本学の研究者や学生との異分野連携や交流を行った。また、一般講演会等を通じた社会への積極発信も行うこととしており「The Economist」の元編集長で著名なジャーナリストであるビル・エモット（Bill Emmott）氏による第 1 回東京カレッジ講演会「女性が拓く日本の未来」（FSI シンポジウム）を皮切りに、15 回の一般講演会、4 回の分野横断型シンポジウムを開催した。【30】

○ 学の融合による新たな学問分野の創造を促進するため、複数の部局等が一定期間連携して研究を行う組織「連携研究機構」について、8 つの連携研究

機構（①芸術創造連携研究機構、②生命倫理連携研究機構、③インクルーシブ工学連携研究機構、④宇宙理工学連携研究機構、⑤エドテック連携研究機構、⑥マイクロ・ナノ多機能デバイス連携研究機構、⑦トランススケール量子科学国際連携研究機構、⑧知能社会創造研究センター）を新たに設置（累計 28 機構）し、研究分野間の連携を強化した。

例として、トランススケール量子科学国際連携研究機構では、宇宙論、素粒子から物性物理に至る幅広い階層において横断的な研究を行うため、理学系研究科、カブリ数物連携宇宙研究機構、物性研究所、低温科学研究センターという本学の研究環境を結集し、互いに連携する研究領域として、「物質宇宙基礎論の創成」「量子マテリアルの創成」「量子情報技術の創成」「量子先端計測技術の創成」を設定、異なる技術を持つ研究グループが互いに連携ネットワークを形成し、国内・海外の部局間・研究室間で、戦略的に研究資源を活用することができるような国際的研究プラットフォームづくりを推進している。知能社会創造研究センターでは、「society5.0」、「インクルーシブな社会」の実現を牽引すべく、本学の全ての教育部局が連携して、あらゆる学術分野と情報学との融合による新分野の創出、最先端の情報学に基づいて社会に新たな価値を生み出す研究を推進している。また、芸術創造連携研究機構では、美学や芸術学だけでなく、教育学、脳科学、スポーツ科学、情報工学、設計工学、数学などの各領域の研究者が連携し、芸術家との協働・連携をしながら知性と芸術を結びつける研究を行っている。平成 31 年度はアーティストの身体パフォーマンスの熟達化及び制御原理を認知科学・神経科学・数理科学的手法を用いて明らかにする研究や、芸術創造プロセスを解明して芸術教育に応用する研究等を行った。【25】

取組 2. つくば-柏-本郷イノベーションコリドー【23, 25, 32】

○ 産学協創プラットフォーム拠点となる「柏Ⅱキャンパス産学官民連携棟」の入居を開始し、順次運用を開始した。これに隣接して情報基盤センターと情報・システム研究機構がビッグデータを蓄積・解析するスーパーコンピューターなどを備えた基盤施設「東大/NII 情報システム連携研究棟（仮）」の整備工事を開始し、産学官民が連携するイノベーションコリドー構想を着実に進めた。【32】

取組 3. 国際協働・発信の強化【39, 44】

○ 本学の研究力の活性化かつ国際協働・発信の強化を目的とする「若手研究者の国際展開事業」を引き続き実施し、若手研究者の国際化を促進した。同事業は「若手研究者国際発信事業」（派遣期間 1 ヶ月以内）、「若手研究者国際研鑽事業」（同 1 年以内）、「若手研究者国際基盤形成事業」（同 1 ～ 2 年）からなり、平成 31 年度は新たに採択した 45 名（累計 99 名）に対し、旅費等の支援を実施した。【44】

取組 1 ～ 3 に関する参考指標等

○世界的課題解決のための国内外の研究資金獲得額

年度	実績値
平成 28 年度	873 億円
平成 29 年度	908 億円
平成 30 年度	933 億円
平成 31 年度	950 億円

○海外からの研究者導入数（再掲：P 7）

年度	実績値
平成 28 年度	1,635 名
平成 29 年度	1,619 名
平成 30 年度	1,715 名
平成 31 年度	1,693 名

○海外への研究者輩出数 ※退職・修了後に海外大学・研究機関に所属の者

年度		実績値
平成 27 年度	教員	148 名
	博士研究員	29 名
	大学院修了者	65 名
平成 28 年度	教員	150 名
	博士研究員	22 名
	大学院修了者	54 名
平成 29 年度	教員	145 名
	博士研究員	19 名
	大学院修了者	37 名
平成 30 年度	教員	148 名
	博士研究員	16 名
	大学院修了者	66 名
平成 31 年度	教員	143 名
	博士研究員	24 名
	大学院修了者	68 名

（目標の状況）

本学は、多数の卓越した国際研究拠点を擁し、国際プロジェクトにおいて

先導的な役割を果たしている。地球と人類社会の未来に貢献する新たな学知や人材の輩出を目指し、その対象分野は自然科学、人文学、社会科学の全てに及び、本学の特長である文理にまたがる連携や地理的特性を活かしたネットワーク形成の強化を図っている。

学術研究の振興については、平成 29 年度に、カブリ数物連携宇宙研究機構に続く学内 2 つ目の世界トップレベル研究拠点として、東京大学国際高等研究所に「ニューロインテリジェンス国際研究機構」を設置した。さらに、取組 1 に示したとおり、平成 31 年 2 月に本学が世界の志ある人達とともに、地球と人類の未来のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動するための新しい仕組みとして「東京カレッジ」を設置した。また、平成 31 年度に、宇宙線研究所において、米国重力波望遠鏡 LIGO、及び欧州の Virgo と共同で観測とデータ解析を行う研究協定に調印し、本格観測を開始するとともに、日本をホスト国とする国際協力科学事業であるハイパーカミオカンデ計画に着手しており、学術の卓越性の向上、研究環境の国際化及び国際求心力の向上を推進している。その他、平成 31 年度には新たに 8 つの連携研究機構を設置（累計 28 機構）し、研究分野間の連携も強化しており、これらの取組により卓越した研究拠点の強化・拡充を着実に図っている。

つくばー柏ー本郷イノベーションコリドーについては、取組 2 に示したとおり、産学官民連携の研究拠点の整備を着実に進めるとともに、柏地区キャンパスにおける高度情報インフラの整備に着手するなど、知識集約型産業集積形成のための拠点整備に向けて計画を着実に進めた。

国際協働・発信の強化については、取組 3 に示したとおり、若手研究者の国際展開事業の実施を通して、平成 31 年度までに採択した計 27 部局、累計 99 名の若手研究者について、国際的な学会への参画・セミナー等での研究発信や、海外の卓越した研究機関への派遣を行っており、若手研究者の自立性・国際性の向上を着実に進めた。

これらの研究力強化に関する指標である世界的課題解決のための国内外の研究資金の獲得額は、平成 31 年度実績で 950 億円（対平成 28 年度 77 億円増）、また、平成 31 年度の海外からの研究者導入数は 1,693 名（対平成 28 年度 58 名増）、平成 27 年度から平成 31 年度までの海外への研究者輩出数は教員計 734 名、博士研究員計 110 名、大学院修了者計 290 名であり、研究者の国際的な移動が図られていることから、構想の実現に向けて着実に取組を進めている。

3. 国際協働

取組 1. 地球と人類社会の未来に貢献する「知の協創の世界拠点」形成のための体制整備【30, 52】

- 現代世界が直面している課題解決と、未来の地球と人類社会のあり方について、世界各地の研究者、政策決定者、経営者や実業家、NPO 法人指導者など、異なる背景をもった多様な人々が一堂に会し、自由に情報と意見を交換でき

る場として、新たな国際会議「Tokyo Forum2019（東京フォーラム 2019）」を 12 月に開催した。東京フォーラム 2019 は、「Shaping the Future」という包括的なテーマの下に開催され、3 日間で世界各地から 120 名を超える講演者が登壇し、延べ約 1,500 名の参加者があった。1 日目には、プレナリーセッションにおいて、ノーベル賞受賞者や、副大統領及び首相など各国の要職経験者による未来社会を見据えた基調講演や対談のほか、世界の第一線で活躍する実業家による対談、加えて、国際情勢及びビジネス・経済のテーマの下に 3 つのパネルディスカッションを行った。2 日目には、世界が直面する異なる 6 つの諸課題をテーマに掲げたパラレルセッションを行い、本学教員と招待講演者等を中心とした有意義な議論が行われた。最終日には、財界の著名人による特別講演のほか、日韓両国の若い世代による新たな視点から「Shaping the Future」への共感を広げる講演を行い、加えてサマリーセッションとして、2 日目のパラレルセッションで繰り上げられた議論や成果の共有を行った。登壇者から非常に有意義なフォーラムであったとの声が多く寄せられ、本学における先駆的な取組となった東京フォーラム 2019 の成功により、当初の計画内容を超える成果の下に、「知の協創の世界拠点」として、社会改革を駆動する役割を果たすことができた。※東京フォーラム 2019 の開催内容については、以下の URL 参照。【30】
https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/features/z0508_00155.html

取組 2. 国際協働・発信の強化【39, 44】

- 戦略的パートナーシップについて、主要な戦略的パートナーシップ校 10 校、戦略的パートナーシップ構築を見通せる大学 9 校とのプロジェクトを継続して実施した。平成 31 年度は、清華大学（中国）と共同研究・教育プロジェクトを開始するとともに、”Joint Multidisciplinary Symposium”を清華大学で合同開催し、200 名以上が参加した。また、ベトナム国家大学ハノイ校及びヤンゴン工科大学と合同シンポジウム“Vietnam-Myanmar-Japan Joint Symposium on Application of Analytical Instruments in Environmental, Food and Medical Research and Education”を東京で開催し、大学関係者、企業、省庁が参加した国際的な研究交流が行われた。この他にも、戦略的パートナーシップ校との共同研究や学術交流等を並行して実施し、国際協働を推進した。【39】
- 世界経済フォーラム（WEF）の年次総会「ダボス会議」に総長が出席し、世界のトップ大学 29 校の学長を構成員とする「Global University Leaders Forum」において意見交換を行った。WEF の未来に関する革新的な考え方を生み出すための学際的な知のネットワーク「Global Future Council (GFC)」の 40 の分科会のうち「GFC on Japan」の創設にあたり、約 20 名の専門家の一人として総長がメンバーに就任した。さらに、夏に中国にて開催される年次会議「サマーダボス」に理事 1 名と研究者 3 名が参加し、最先端の研究成果を発表する「UTokyo IdeasLab」を主催するなど、本学の研究活動のプレゼンス向上や国際的なネットワークの構築に寄与した。また、1 日に 26 万人（WEF 調べ）が閲覧する WEF 運営のウェブサイト「アジェンダ」の日英サイトに、

総長が「How universities can become a platform for social change」と題する記事を寄稿し、本学のビジョンを世界に発信した。【52】

- 世界 11 の研究型大学が加盟する IARU(International Alliance of Research Universities：国際研究型大学連合)の議長校として、ETH Zurich において第 15 回 IARU Senior Officers' Meeting を 9 月に開催し、加盟大学間の教育研究及び職員交流を一層強化するためのプログラムについて検討した。また、10 月には STS フォーラム（科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム）大学学長会議に出席し、「How Universities Engage with and Contribute to Social Issues such as SDGs with respect to Education and Research」をテーマに意見交換を行うなど、多方面からの国際協働・発信に引き続き取り組んだ。【52】

取組 1～2 に関する参考指標等

○ ダボス会議、サマータボス（AMNC）への研究者参加実績（平成 28 年度以降の累計・延べ数）

年度	実績値
平成 28 年度	1 名
平成 29 年度	4 名
平成 30 年度	12 名
平成 31 年度	17 名

（目標の状況）

国際ネットワークの強化施策の一環として、未来社会協創推進本部 (Future Society Initiative; FSI) の主導する共通ビジョンに基づく事業や対外的な連携、国際的な発信の中核を担う学内のネットワークの形成を進めるとともに、世界各地域における諸大学との連携・協働の強化に向けた取組を行っている。

取組 1 及び取組 2 に示したとおり、戦略的パートナーシップ協定・覚書を平成 31 年度までに 8 大学（7 か国）と締結し、共同研究・共同教育の活性化に向けて、戦略的パートナーシップ大学との効果的な共同研究への発展、共同教育プログラムの本格実施を進めた。

また、FSI における活動として、東京フォーラムの開催、世界各国の大学間の気候問題に関する連携強化をめざす大学連合 Global Alliance of Universities on Climate(GAUC)への参加、ダボス会議や STS フォーラムへの参加による世界各地域における諸大学との連携・協働、Global Young Scientists Summit (GYSS) 2020 への若手研究者派遣のほか、IARU や AUA(Asian Universities Alliance：アジア大学連盟)等本学が重要な役割を果たしている大学連合との連携強化などを進めており、国際ネットワークの強化を充分に図っている。

4. 社会との連携

取組 1. 産学協創【31, 32】

- 令和元年 12 月に、AI に関する基礎研究領域及び応用研究領域にまたがる研究を推進する産学協創協定をソフトバンク株式会社と締結した。総長室総括委員会の下組織として、本学と海外有力大学の世界最高レベルの研究者による最先端 AI の研究を行う「Beyond AI 研究所（仮称）」の開設や、大学と企業とのジョイントベンチャーの迅速な設立を可能にするために経済産業省が新たに策定した CIP 制度（Collaborative Innovation Partnership 制度）を積極的に活用し、研究成果の事業化によって得たリターンを次世代の研究や教育活動へ還元するエコシステムを構築することを目指す。

また、令和元年 12 月に、「経年優化する都市～都市のデジタル革命による時代の価値創造～」を未来ビジョン・理念として、三井不動産株式会社と産学協創協定を締結した。本協定は、インクルーシブ・グロース経済への貢献とデジタル革命後の都市ビジョン構築、社会を駆動する大学をハブとした産業エコシステムの形成及び三井不動産の街づくりの場と東京大学の知を活かした拠点化を目指す。【32】

取組 2. ベンチャー育成【31, 32, 36, 37, 38】

- 本学の卒業生・研究者・学生の起業を支援するスタートアップ支援プログラム「東京大学 FoundX」（FoundX）を平成 31 年 4 月から開始した。起業アイデアが固まっているチーム向けのプログラム「Founders Program」（最大 9 ヶ月間）には 60 件を超える応募があり、うち 10 チームを支援した。【32】
- 東京大学協創プラットフォーム開発株式会社が組成した「協創プラットフォーム開発 1 号ファンド（協創 1 号ファンド）」が出資契約を締結しているベンチャーキャピタル（VC）から、新たに本学関連ベンチャー 4 社（累計 37 社）に対して出資が行われた。この他、協創 1 号ファンドから新たに 3 社（累計 15 社）に対して VC と協調直接投資を決定するなど、ベンチャー創出・育成を推進した。加えて、企業が持つベンチャー関連の課題にフォーカスし、「東京大学×企業」ベンチャー案件への投資を実行することで、東京大学・企業・ベンチャー間の有機的連携、すなわちオープンイノベーションの推進を目指す「オープンイノベーション推進 1 号ファンド」（AOI 1 号ファンド）を新たに組成、投資検討が順調に進められている。このように 2 つの目的別ファンドを企画・運用することで、世界に比肩する自律的イノベーションエコシステムの構築を推進させた。【32】

取組 3. 学術成果の社会への還元【30, 35】

- 社会的課題に果敢にチャレンジするリーダー人材を育成する「フィールドスタディ型政策協働プログラム」を継続して実施した。平成 31 年度は 11 県（累計 14 県）と連携し、40 名（累計 132 名）の学部学生・大学院学生が参加し、地方公共団体等の当事者と協力しつつ地域の課題を現地で学び、その解決に取り組んだ。例年、年度末に開催していた活動報告会は、新型コロナウ

イルス感染の影響により中止となったが、例年同様、参加学生から各県に対して、3月以前は現地訪問、3月以降は紙面にて課題解決への道筋提案等の報告を行った。【30】

- 指定国立大学法人に認められた研究成果を活用した研修等の事業化について、平成30年12月に新たに設立した東京大学エクステンション株式会社において、社会人等を対象とした数理・データサイエンス人材育成講座「データサイエンススクール」を平成31年4月に開講し、延べ2,826名の受講者を得た。さらに、新規の事業提案を受け、経済学の知見を用いた政府・自治体・企業向けのコンサルティング事業を新会社設立により事業化することを決定した。【35】

取組1～3に関する参考指標等

○産学協創：大規模組織間連携の案件数

年度	実績値
平成28年度	2件
平成29年度	0件
平成30年度	1件
平成31年度	4件

○産学協創：管理体制の整備状況

(実績)

平成28年度：

- ・産業界と大学が方向性を共有し相乗効果を積極的に引き出すことで、新たな社会的価値を創造する機能を強化するため、産学連携本部を産学協創推進本部に改組し以下の取組に着手
- ・組織的利益相反監視委員会を設置
- ・各種契約において、知的財産面も含め、雛形にとらわれない契約を提案・策定
- ・質の高い単願特許出願のため財源を強化
- ・社会課題の解決と目指す社会ビジョンの提示の共有を目指すため、株式会社日立製作所、日本電気株式会社との「組織」対「組織」の産学協創を開始

平成29年度：

- ・産学協創研究推進グループ（教員組織）とそれを支援する産学協創研究推進プロジェクトチームを設置

平成30年度：

- ・産学協創研究推進グループと関連事務部による産学協創推進連絡会を設置
- ・未来社会協創推進本部（FSI）に産学協創分科会設置
- ・部局を超えて優れた研究者チームを組織化するため国際オープンイノベ

ーション機構設置

- ・海外企業との産学連携活動を推進するための安全保障輸出管理をはじめとするリスク管理を強化する仕組みの検討を開始

平成31年度：

- ・産学官民協働拠点及び組織体制を整備のうえダイキン工業株式会社他との産学協創活動を本格的かつ幅広い事業内容で開始。
- ・利益相反に関する啓発を促すため、部局利益相反アドバイザー及びその他教職員を対象とする研修会を開催
- ・海外企業との産学連携活動を推進するための安全保障輸出管理のさらなる徹底を部局長へ要請。さらに、構成員の啓発のためのキャラバンを実施
- ・国際オープンイノベーション機構で扱うプロジェクトを拡大し、シンポジウムを開催。さらにCEATEC2019に出展し、さらなる展開の可能性の検討を開始

○産学協創：ベンチャー育成に関わる体制整備の状況

(実績)

平成27年度：

- ・特定研究成果活用支援事業を通じてベンチャーを支援し、東大のイノベーションエコシステム拡大を担う東京大学協創プラットフォーム開発株式会社を設立

平成28年度：

- ・本学の学生がサイドプロジェクトを行うため、学外にプログラミングや工作用のスペースを提供する本郷テックガレージ開設
- ・スタートアップ支援のため起業やスタートアップに関する講義・講座の提供
- ・インキュベーション施設等ベンチャー企業支援を行うインキュベーション事業の拡充計画の策定

平成29年度：

- ・研究成果を基に起業や新事業創出に挑戦する人材の育成、関係機関によるベンチャー・エコシステムの構築を目的とするEDGE NEXTプログラムの開始
- ・より多くの学生の起業マインド醸成の機会を提供するためアントレプレナー道場の工学部講義との合同開催を開始

平成30年度：

- ・本学卒業生、現役生、研究者向けに、起業の「起点」となるような各種支援を提供するFoundXの整備開始
- ・大学関連ベンチャー支援業務の一環として、ベンチャー支援業務の対価

の一部を新株予約権等で受け取れる制度導入

- ・インキュベーション施設の拡充（本郷地区にアントレプレナーラボを開設）
平成 29 年度 3,600 m² → 平成 30 年度 7,200 m²

平成 31 年度：

- ・千葉県・柏市と連携してベンチャー企業支援を行う柏Ⅱ産学官民連携棟内インキュベーション施設を開設（1,819 m²）
インキュベーション施設全体では、平成 31 年度までに 9,468 m²の施設整備が完了
- ・アントレプレナーラボ内に共用バイオ実験室を開設して運用を開始
- ・本学卒業生、現役生、研究者向けに、起業の「起点」となるような各種支援を提供する FoundX プログラムの運用開始

○産学協創：ベンチャー育成事例数及び収益実績

（東京大学関連ベンチャー企業数）

年度	実績値
平成 28 年度	305 社
平成 29 年度	335 社
平成 30 年度	368 社
平成 31 年度	401 社

（知的財産等収入に対する東大関連ベンチャーからの収入額）

年度	知的財産等収入	東大関連ベンチャーからの収入
平成 28 年度	7.6 億円	5.7 億円
平成 29 年度	8.5 億円	6.3 億円
平成 30 年度	11.8 億円	8.5 億円
平成 31 年度	7.9 億円	3.8 億円

○地域連携：自治体との協働事例数、活動人数

（フィールドスタディ型政策協働プログラムの連携先数及び参加者数）

年度	連携先数	参加者数
平成 29 年度	10 県	43 名
平成 30 年度	14 県	49 名
平成 31 年度	11 県	40 名

（目標の状況）

本学では、大学と産業界とが幅広い知恵を集結して経済社会のビジョンを構築・共有し、現実の社会における課題解決に共に取り組む「産学協創」を進めており、産学協創のうち大規模組織間連携については、平成 28 年度

2 件から、平成 30 年度 1 件、平成 31 年度 2 件の産学協創協定を締結するとともに、平成 31 年度には、新たに本学をハブとしたゲートウェイ構想 2 件の取組を開始し、産学協創に向けての覚書等を締結するなど、年間 4 件程度の案件創出を目指し、引き続き産学協創を推進している。

ベンチャー育成については、取組 2 のほか、東京大学関連ベンチャー企業の累積数は平成 28 年度の 305 社から平成 31 年度には 401 社まで増加している。知的財産等収入に対する東大関連ベンチャーからの収入額は、ベンチャー企業から付与された新株予約権の分割売却が終了したことによる影響を受けたものの、優れた発明の発掘から育成、ビジネス構築に併せた特許戦略の提案など、これまでよりも、さらに事業化を見据えて、大学単願特許を有効に活用できる仕組みを構築していく。これらにより、ベンチャーエコシステムの拡充が図られるよう年間 30 社創出に向けて着実に進めていく。

また、インキュベーション施設の整備については、機能強化を着実に進め、平成 31 年度までに計 9,468 m²の施設整備が完了した。併せて、入居年数とともに段階的に賃料が上昇する家賃体系の導入やベンチャー支援の対価を新株予約権等で受け取れる制度の導入等により、創業初期の費用負担軽減にかかる取組を順調に進めている。

学術成果の社会への還元について、取組 3 に示したとおり、フィールドスタディ型政策協働プログラムを例にとると、本プログラムの連携先は、平成 29 年度 10 県から平成 31 年度は 11 県（累計 14 県）に増加、学部学生・大学院学生の平成 29 年度から平成 31 年度までの累計参加者数は 132 名となり、地域社会との連携強化に努めている。

さらに、指定国立大学法人に認められる出資事業等の事業化及びニーズ対応型実践的リカレント教育による高度専門人材の育成について、平成 31 年度に、東京大学エクステンション株式会社（平成 30 年度設立）数理・データサイエンス人材育成講座を開講している。また、第 2 の事業化として、経済学の知見を用いた政府・自治体・企業向けのコンサルタント事業を新会社設立による事業として決定し、事業化に向けた取組を進めている。

5. ガバナンスの強化

取組 1. 地球と人類社会の未来に貢献する「知の協創の世界拠点」形成のための体制整備【30, 52】

- 「（1）業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等」の P. 32「未来社会協創推進本部（Future Society Initiative; FSI）の活動」、P. 33「UTokyo Global Advisory Board Meeting の開催」、P. 33「IR データの活用」参照。

取組 2. 職員のプロフェッショナル化【43, 56】

- 「（1）業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等」の P. 33「リサーチ・アドミニストレーター（URA）認定制度の運用」、「職員の複線型キャリ

アパスと人材流動・育成アライアンスの運用」参照。

取組 1～2 に関する参考指標等

○取組可視化や国際的発信のための体制整備

(実績)

平成 29 年度：

未来社会協創推進本部 (FSI) 設置 (FSI の下に以下の組織を設置)

- (1) ビジョン形成分科会
- (2) 学知創出分科会
- (3) 連携支援分科会
 - ①国際連携タスクフォース
 - ②社会連携タスクフォース
- (4) 国際卓越教育分科会
 - ①国際化教育タスクフォース
 - ②国際卓越大学院タスクフォース

平成 30 年度：

FSI の体制を拡充 (枠内は新たに設置された組織を示す)

- (1) ビジョン形成分科会
- (2) 学知創出分科会
- (2) -1 データプラットフォーム推進タスクフォース
- (3) 連携支援分科会
 - ①国際連携タスクフォース
 - ②社会連携タスクフォース
- (4) 国際卓越教育分科会
 - ①国際化教育タスクフォース
 - ②国際卓越大学院タスクフォース

- (5) 産学協創分科会

※この他、未来社会協創事業戦略室を設置

平成 31 年度：

- ・産学協創分科会の下に産学協創ラボイニシアティブを設置
- ・未来社会協創基金 (FSI 基金) を活用し、FSI が主導する事業に対して戦略的な予算配分を実施

○個別課題への取組の成果

(FSI 登録プロジェクトの集約・可視化等)

年度	実績値
平成 29 年度	171 件
平成 30 年度	195 件
平成 31 年度	202 件

(目標の状況)

本学の指定国立大学法人構想を効果的に進めるために、取組 1 に示したとおり、平成 29 年 7 月に総長をリーダーとする全学体制の未来社会協創推進本部 (Future Society Initiative; FSI) を設置し、地球と人類社会の未来に貢献するための取組全体を主導してきている。平成 31 年 4 月に学際融合研究施設として設置された未来ビジョン研究センターを中心に SDGs を活用した構想実現に向けた取組を実施しており、平成 31 年度に開催した第 2 回アドバイザリーボードでは 3 つのテーマ①地球規模の危機への対応、②世界の分断・知の分断を乗り越える、③インクルーシブ・イノベーションの創出を設定し、学外有識者の委員と当該テーマに関連する学内専門家を交えた議論を行った。本学が取り組むべき 4 つのアクションプランをまとめ、順次実施していくこととしている。

また、平成 30 年 12 月に未来社会協創事業戦略室を設置し、新たに FSI が主導する事業に関して、通常スキームとは別に、FSI の視点から戦略的な予算配分の仕組みを導入している。その他、FSI 登録プロジェクトとして、平成 31 年度までに 202 件の個別課題を集約・可視化した。

職員のプロフェッショナル化について、取組 2 に示したとおり、能力向上と処遇改善に向けた取組を実施し、複線型キャリアパス形成に向けて、事務専門職 (スタッフ職) として「エキスパート」を配置したほか、近隣大学とのアライアンスを構築し、人材流動 (平成 31 年度人事交流 14 名)、本学と協定大学相互での研修提供 (協定大学 18 名、本学 14 名) 等の人材育成を行った。さらに URA として認定された者のうち、全学の研究力強化に資する業務を行う者を高度学術専門職員 (年俸制・無期雇用) として雇用する制度を導入し、平成 31 年度までに 3 名を雇用した。

また、本学全ての教職員が安心してより高いパフォーマンスを発揮し、活躍できるよう、職域時間限定職員制度を新設するとともに、事務職員を基幹職・専門職・支援職に整理するなど、多様で柔軟な働き方を可能とする制度を令和 2 年度からの導入に向け平成 31 年度に整備した。

6. 財務基盤の強化

取組 1. 安定的かつ自律的な経営基盤の獲得【32, 53, 60, 61, 62, 63, 65, 66, 69, 72】

- ベンチャーエコシステム (イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム) の拡充のため、平成 30 年度に、本学が行うベンチャー支援業務 (法人の施設及び実験機器等の貸与及びコンサル的ソフト支援に関する業務等) の対価の一部を新株予約権で受け取れる規則を整備した。これにより、起業負担の軽減、並びに財源多様化に取り組んだ。【60】
- 平成 30 年度に、個人からの土地、有価証券等の評価性資産による寄附を拡充し、本学における教育研究活動及び社会連携の充実に活用するための制度を整備した。この制度により、株式約 60 億円 (受領時の時価) の寄附を受け

入れ、株式配当額を財源として、海外からの有力教授や有識者の招聘等を行う基金を設置した。【62】

- 「東京大学ビジョン 2020」の実現に資する取組に、重点的に配分を行った。これにより、事業予算のうち、部局への予算配分総額に占める総長イニシアティブによる配分額の割合は、平成 27 年度 12%に対して、平成 31 年度は 53%となり、制度改革前の 4 倍以上と大幅に増加させた。【63】

取組 1 に関する参考指標等

○評価性資産による寄附推進

(実績)

平成 30 年度 制度開始

平成 30 年度末：

株式寄附 約 3,890 百万円（受領時の時価 約 6,030 百万円）

上記にかかる受取配当 80.5 百万円

平成 31 年度末：

上記にかかる受取配当 162 百万円

○卒業生等からの寄附金獲得の強化

年度	実績値
平成 28 年度	450 百万円
平成 29 年度	405 百万円
平成 30 年度	339 百万円
平成 31 年度	347 百万円

○資金運用益

年度	実績値
平成 28 年度	326 百万円
平成 29 年度	327 百万円
平成 30 年度	522 百万円
平成 31 年度	306 百万円

(目標の状況)

本学の指定国立大学法人構想の主眼は、安定的かつ自律的な経営基盤を獲得するための変革であり、このためには基金や産学協創の拡大と法改正を活かした資産の有効活用により財務基盤の強化を進め、経営資源の効率的な活用として、予算委員会を設置し、透明かつ公平な予算配分を実現している。また、平成 30 年度以降においては、各部局における人件費の多様化や研究教育力の向上を目的とした人事マネジメントの検討に資するため、教員の採用可能数等の教員ポスト情報を透明化した。その他、建物の保全

状況・利用状況を可視化するため、施設保全カルテを作成するとともに、新施設維持管理システムの構築により部局のスペース・施設にかかる維持管理費等の施設情報の透明化が実現した。このようにヒト・カネ・スペースそれぞれの透明化・効率化を図る取組を積極的に実現している。

また、中期計画に揚げた実質 100 億円程度に相当する自由度の高い財源の構築に向けても、取組 1 に関する参考指標等に示したとおり、多様な財源構築戦略を進めている。

本学が進めてきた産学協創やベンチャー育成にかかる取組により、知的財産等収入やインキュベーション施設に入居した企業からの賃料収入など、平成 28 年度から平成 31 年度における知的財産管理・運用、インキュベーション事業にかかる財源構築は約 36 億円を計上している。

評価性資産による寄附や卒業生による本学への寄附意識の高まり、未来社会協創基金の創設などにより、寄附金収入の増加を図り、平成 28 年度から平成 31 年度における寄附拡充による財源構築は約 96 億円を計上している。

この他、資金運用に関して、資金運用管理委員会を設置し、資金運用方針等の決定や資金運用管理にかかるコンサルタントを選定するなど体制整備の実施により、平成 28 年度から平成 31 年度までの資金運用益は約 15 億円となっている。

このように自由度の高い財源の構築に向けて順調に取り組むとともに、大学債発行に向けた検討も積極的に進めている。

○ 項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

① 組織運営の改善に関する目標

中期目標	● 総長のリーダーシップの下、総合研究大学としてのスケールメリットと各教育研究組織の自律性を活かした活力ある組織運営を行う。 ● 多様性に富み活力ある教職員組織を構築する。
------	---

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【52】(指) 「東京大学憲章」に基づき、学内外の意見も踏まえつつ、総長のリーダーシップにより運営方針を具体化し、その実現に向けて経営支援機能を強化する。		IV		(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・ P. 29 特記事項「未来社会協創推進本部 (Future Society Initiative; FSI) の設置」参照。 ・ P. 30 特記事項「UTokyo Global Advisory Board の設置」参照。 ・ P. 30 特記事項「IR データ室の設置」参照。 ・ 総長の任期中における大学の機能転換の理念及び具体的方針を示した「東京大学ビジョン 2020」に基づき、本部主導の活動について年 3 回、各部局の活動について年 1 回、継続的に進捗状況を集約し検証を行った。指定国立大学法人構想に基づく取組についても同時に進捗を管理し、年 3 回の検証を行った。この他、平成 29 年度には東京大学ビジョン 2020 中間フォローアップを実施し、その結果を取りまとめた報告書を以下のウェブサイトで公表した。 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/president/b01_vision2020.html ・ 運営から経営へと発想を転換させ、社会変革の起点としての大学となることを示した指定国立大学法人構想を実現するため、機動的な体制の確立に資する本部事務組織の見直しを順次実施した。平成 29 年度は、資産管理部を廃止して財務部及び施設部の下に再配置し、資産運用を財務・施設機能それぞれの下で機動的に行う体制とした。平成 30 年度は、総合	・ 「東京大学ビジョン 2020」の最終フォローアップを実施予定（令和 2 年度）。 ・ 協創活動を推進するための本部事務組織の見直しを実施予定（令和 2 年度）。 ・ その他、引き続き実施予定。

	【52】 未来社会協創推進本部において、指定国立大学法人としての構想を効果的に推進するとともに、進捗管理を適切に実施する。「東京大学ビジョン 2020」に基づく具体的な取組やその工程については、昨年度に引き続き、一元的な進捗管理を行い、学外の動向や学内からの提案等も踏まえて適宜更新するとともに、経営支援機能強化のため必要に応じて事務体制等の見直しを行う。また、執行部の問題意識等に対応した経営支援情報を執行部に提供し、経営支援に資する。			企画部長及び国際部長を廃止し、経営支援と国際企画を一体的に担う経営企画部長、及び大学全体の業務の総括等を担う総務部長を置いた。この他、産学連携法務課及び出資事業支援課を新設し、産学協創の新たな展開に必要な機能を強化した。 (平成 31 事業年度の実施状況) 【52】 ・ P. 32 特記事項「未来社会協創推進本部 (Future Society Initiative; FSI) の活動」参照。 ・ P. 33 特記事項「UTokyo Global Advisory Board Meeting の開催」参照。 ・ P. 33 特記事項「IR データの活用」参照。 ・ 引き続き「東京大学ビジョン 2020」に基づき、<u>本部主導の活動について年 3 回、各部局の活動について年 1 回、進捗状況を集約し検証を行った。</u>同時に指定国立大学法人構想に基づく取組についても進捗を管理し、年 3 回の検証を行った。 ・ 引き続き<u>機動的な体制の確立に資する本部事務組織の見直しを実施した。</u>教育研究を支える情報ネットワークの整備及び情報セキュリティに係る対応を強化するために情報環境課を、教職員の多様化及び多様な働き方を支援するためにダイバーシティ推進課を、それぞれ新設した。	
【53】(指) 総長のリーダーシップにより、教育研究分野の多様性等を考慮しつつ、教育研究組織の再編成や整備、学内資源の再配分等を機動的、戦略的、重点的に行う。また、各部局の自律性を活かし、適正かつ効率的な業務運営を促すとともに、その多様で特色ある主体的な取組を積極的に支援し、全学でその情報を共有する。	【53】 限られた資源を有効活用するための戦略的で透明性のある予算配分システムや教員採用可能数学内再配分システムを活			(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・ P. 30 特記事項「総長のイニシアティブによる予算配分」参照。 ・ P. 30 特記事項「教員採用可能数学内再配分システムによる戦略的な資源配分」参照。 ・ 教育研究部局附属の教育研究施設について、施設の在り方や、設置・廃止、自己点検・評価などに関する<u>基本的な考え方を平成 30 年度に明文化し、全学的な認識を共通化した。</u>また、部局の戦略に基づく自律的な設置・改廃をより機動的に実施するため、<u>手続きプロセスの見直しを行った。</u> (平成 31 事業年度の実施状況) 【53】 ・ P. 33 特記事項「総長のイニシアティブによる予算配分」参照。	・ 引き続き実施予定。

	用し、教育研究の多様性に配慮しつつ、重点的な資源配分を行う。			・P. 33 特記事項「教員採用可能数学内再配分システムによる戦略的な資源配分」参照。 ・総長のリーダーシップの下で行う組織の新設・改編、新規事業等について評価を行い、<u>5ポスト（4部局4事業）の職員の再配分を決定した。</u>												
【54】（指） クロス・アポイントメント制度等の柔軟な人事給与上の措置により、教員の人材交流の推進や積極的流動性を促進し、国内外の優秀な人材を採用・確保する。さらに教員の不断の自己研鑽による教育研究能力の向上を促す。また、卓越した若手研究者のために安定性と流動性を両立させる人事給与制度を実現し、雇用環境を抜本的に改善する。		IV		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ・所属部局に設置された寄付講座・寄付研究部門または社会連携講座・社会連携研究部門の特任教員として教育研究活動を行い、その給与を勤務割合に応じて支給する「<u>部局内クロス・アポイントメント</u>」制度を平成 28 年度に新設し、<u>2 名に適用した。</u> ・卓越した研究者の採用・昇任がポストの都合で見送られることを避けるため、部局の准教授ポストを一定期間教授にアップシフトさせ、差額の人件費を支援する「<u>採用可能数のアップシフト</u>」制度を平成 28 年度に新設し、<u>27 名に適用した。</u> ・専門分野で特に優れた業績を挙げ先導的役割を果たしている者に称号を付与し、75 歳までの雇用を特例的に認める「<u>卓越教授</u>」制度を平成 28 年度に新設した。<u>3 年間で 3 名に適用し、定年退職後も教育研究に従事</u>することを可能とした。 ・本学の退職（予定）教授で、特に顕著な研究業績を挙げ続けている者に称号を付与し、本学退職後も継続して研究業務に専念できるようにする「<u>特別教授</u>」制度を平成 30 年度に新設した。 ・現任教員の教育研究時間の確保と大学運営に係る負担軽減を目的として、本学の退職（予定）教授を選考の上で雇用し、本部の運営業務に従事できるようにする「<u>特命教授</u>」制度を平成 30 年度に新設した。 ・これら、教員の教育研究活動を活性化するための柔軟な人事制度を拡充するとともに、下表のとおり運用した。 <table><tr><th rowspan="2">制度名称</th><th colspan="3">適用者数</th></tr><tr><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr><tr><td>年俸制教員</td><td>200</td><td>186</td><td>149</td></tr></table>	制度名称	適用者数			H28	H29	H30	年俸制教員	200	186	149	・引き続き実施予定。
制度名称	適用者数															
	H28	H29	H30													
年俸制教員	200	186	149													

教授（特例）ポスト （運用を受けた助教）	3 (6)	0	0
クロス・アポイントメ ント	25	32	15
学内クロス・アポイン トメント	0	0	1
部局経費を財源とし た承継教員の採用承 認	10	20	23
部局内クロス・アポイ ントメント	-	2	0
採用可能数のアップ シフト	-	20	7
卓越教授	2	0	1

※適用者数は各年度に適用開始した者

- ・若手研究者の自立支援策として、研究スタートアップ経費（200～300 万円×2 年）を支援する本学独自の「東京大学卓越研究員（推薦型）」制度を平成 28 年度に新設し、3 年間で 63 名を採択した。また、若手研究者の育成支援策として平成 30 年度には、新たな領域を切り拓き将来の学術を担う卓越した若手研究者の育成・支援する「東京大学卓越研究員（公募型）」を新設し、国内外から分野を問わず若手研究者の公募を行い、9 名を採用した。これと併せて、部局財源での若手研究者雇用を支援（300 万円×3 年／人）する「若手研究者雇用安定化支援制度」を開始し、3 年間で 11 部局、31 名を採択した。この他、ポストや財源の都合で特任教員等として有期で雇用されている状況を改善するため、部局経費を財源とした承継教員の採用を特例的に認める「部局経費を財源とした承継教員の採用承認」制度により、3 年間で 53 名を採択した。
- ・国際化が進む大学現場における英語を用いた先進的な教育法の教授を目的としたグローバル FD の MOOC を拡充するため、大学総合教育研究センターで平成 28 年度から外国人の特任研究員 1 名を採用した。平成 29 年度には、実践的かつ発展的な英語表現を学べる e-learning サービス「English Academia 2」を開発、配信した。平成 30 年度にはエジンバラ大学や

			ブリティッシュカウンシルとの連携により、<u>学内の若手教員の英語授業スキル向上のための対面ワークショップを実施し、80 名が参加した。オンラインコースの累計受講者数は 23、167 名、累計修了者数は 514 名に達した。</u> ・このような取組により、従前とくらべ確実に国内外の優秀な人材を採用・確保できる環境が実現している。																
	【54】 国内外から優れた教員・研究者の雇用を推進するため、引き続き研究者雇用制度改革を進め柔軟な人事方策の整備を図る。また、教員の不断の自己研鑽による教育研究能力の向上を促すため、グローバル FD の開発を推進する。	III	(平成 31 事業年度の実施状況) 【54】 ・教員の教育研究活動を活性化するための柔軟な人事制度として、総長が本学の教育研究の発展に特に資すると認める場合、<u>役員会の議を経て年俸額を決定できる制度を新設し、1 名に適用した。</u>この他、下表のとおり教員の柔軟な人事制度を引き続き運用した。 <table><tr><th>制度名称</th><th>適用者数</th></tr><tr><td>年俸制教員</td><td>149</td></tr><tr><td>クロス・アポイントメント</td><td>24</td></tr><tr><td>学内クロス・アポイントメント</td><td>2</td></tr><tr><td>部局経費を財源とした承継教員の採用承認</td><td>21</td></tr><tr><td>採用可能数のアップシフト</td><td>6</td></tr><tr><td>特別教授</td><td>4</td></tr><tr><td>特命教授</td><td>2</td></tr></table> ※適用者数は平成 31 年度に適用開始した者 ・引き続き若手研究者の自立支援として、「<u>東京大学卓越研究員（公募型）</u>」制度により 22 名（累計 85 名）、及び若手研究者の育成支援策として、「<u>東京大学卓越研究員（公募型）</u>」制度により 8 名（累計 17 名）、「<u>若手研究者雇用安定化支援制度</u>」により 2 部局、6 名（累計 13 部局、37 名）、「<u>部局経費を財源とした承継教員の採用承認</u>」制度により 21 名（累計 74 名）を採択した。 ・国際化が進む大学現場における英語を用いた先進的な教育法の教授を目的としたグローバル FD について、<u>エジンバラ大学の研究者との連携により開発したオンラインコース「English Academia 3 : English Medium Instruction in Higher Education」</u>を新たに開講したほか、ブリティッシュカウンシル等	制度名称	適用者数	年俸制教員	149	クロス・アポイントメント	24	学内クロス・アポイントメント	2	部局経費を財源とした承継教員の採用承認	21	採用可能数のアップシフト	6	特別教授	4	特命教授	2
制度名称	適用者数																		
年俸制教員	149																		
クロス・アポイントメント	24																		
学内クロス・アポイントメント	2																		
部局経費を財源とした承継教員の採用承認	21																		
採用可能数のアップシフト	6																		
特別教授	4																		
特命教授	2																		

			の外部機関と連携し、学内の若手教員・大学院学生対象の英語授業スキル向上のための対面ワークショップを6回実施した。オンラインコースの累計受講者数は24,217名（前年度比1,050名増）、累計修了者数は670名（同156名増）、対面ワークショップへの参加者数は累計196名（同69名増）に達した。	
【55】 性別、年齢、国籍、障害の有無等にとらわれず、能力・適性に応じた雇用・人事を行い、教職員の多様性を高める。男女共同参画の促進や国際化の推進の観点から、組織的に女性教職員や短期間の招聘を含めた外国人教員の割合を高めていく。教員に関しては、女性教員比率を25%まで高めることを目指していく。特に、「若手教員の雇用に関する計画」に基づき、若手女性教員の安定的なポストを確保していく。また、職員に関しては、就労環境の改善を推進し、女性幹部職員の登用率を20%にすることを目指していく。【◆】		III	(平成28～30事業年度の実施状況概略) - 女性教授・准教授の雇用に要する人件費を本部が一定期間支援する「<u>女性教員（教授・准教授）増加のための加速プログラム</u>」を平成28年度に開始した。3年間で累計10部局を採択し、支援を行った。 3年間で「<u>女性教員スタートアップ研究費</u>」を33名に、学会等への参加費用及び旅費を支援する「<u>女性教員研究スキルアップ経費</u>」を109名に、それぞれ支給した。平成29年度には、女性教員の割合が低い理・工・農学分野を対象としていたことを改め<u>全分野に拡充</u>するなど、制度のさらなる改善を図った。 - 出産・育児・介護等による研究活動の中断からの復帰を支援する「<u>リスタートアップ研究費支援</u>」を平成29年度に開始し、2年間で20名に支給した。 - 育児・介護や妊娠・出産、社会貢献活動等のため研究時間の確保が困難な教員を対象として、短時間勤務有期雇用教職員やTA・RA等の雇用経費を助成する「<u>研究者サポート要員配置助成</u>」を平成28年度に開始し、3年間で209名（男性84名、女性125名）に支給した。 - ライフイベントと教育・研究の両立やキャリア形成等について、女性教員が先輩教員に相談できる機会を提供する「<u>女性教員フォローアップ・メンターシステム</u>」を平成28年度に開始し、3年間で6名に支援を行った。メンター教員候補者に対しては、メンタリングケース等についてディスカッションを行うワークショップを開催した。 - 支援制度の拡充により、女性教員比率は平成27年度の16.8%に対して、平成30年度は17.8%に増加した。 - 引き続き女性職員を対象に、自らのキャリアアップを考え女性職員間ネットワークを形成	引き続き、教職員の多様性を高めるための取組を実施し、女性教員比率を25%、女性幹部職員の登用率を20%にすることを目指す。

			する「女性職員キャリアセミナー」を実施し、3年間で62名が受講した。3年経験者向けの係員研修では、<u>自律的なキャリア（人生）デザインをテーマとした早期の意識啓発を行い、平成30年度は45名（うち女性29名）が受講した。</u>また、従来の幹部職員セミナーに加えて、<u>管理職層対象の仕事と生活を両立する働きやすい職場づくりに関する意識啓発セミナー</u>を平成29年度に設けるなど、職員の多様性を維持するための意識啓発を図った。これらの取組により、女性幹部職員の登用率は平成27年度の10.9%に対して、平成30年度は15.8%に増加した。 ・教職員の多様性を高めるための支援策として、平成30年度に定員45名の企業主導型事業所内保育所を本郷キャンパスに新設し、学内保育園と合わせて221名の定員枠を確保した。 ・組織的に短期間の外国人教員の招聘を可能とするため、平成29年度に任期規則を改正するなど、<u>柔軟な人事制度の運用を通じて外国人教員の雇用を促進した。</u>外国人教員比率は、平成27年度の9.0%（523名）に対して、平成30年度は10.4%（604名）に増加した。 ・職務の特殊性を考慮した優秀人材の継続雇用を可能とするため、就業の場所と従事する業務を限定して常勤の職員を雇用する「<u>職域限定職員制度</u>」を平成30年度に設けた。	
	【55】 国内外から多様な教職員の雇用を推進するため、引き続き柔軟な人事方策の整備を図る。また、男女共同参画の促進の観点から、組織的に女性教員の割合を高めていくための取組を実施するとともに、職員の多様性を維持しつつ、能力・適性に応じた人事を推進するために、職員の意識啓発等を行う。	Ⅲ	(平成31事業年度の実施状況) 【55】 ・引き続き「女性教員（教授・准教授）増加のための加速プログラム」の学内公募を実施し、新たに4部局を採択、支援を行った。 ・引き続き「<u>女性教員スタートアップ研究費</u>」を12名に、「<u>女性教員研究スキルアップ経費</u>」を44名（うち6名はコロナウイルス感染拡大による渡航中止等で辞退）に、「<u>リスタートアップ研究費支援</u>」を7名に、それぞれ支給した。 ・引き続き「<u>研究者サポート要員配置助成</u>」を112名（男性31名、女性81名）に支給した。高いニーズに合わせて採択者を大幅に増加させており、前年度までの3年間の平均70名（男性28名、女性42名）に対して、<u>女性教員へ</u>	

			の支援数は約2倍となった。 - 引き続き「女性教員フォローアップ・メンターシステム」により1名に支援を行った。 - 支援制度の拡充により、女性教員比率は平成27年度の16.8%、平成30年度の17.8%に対して、18.1%に増加した。 - 従来の女性職員キャリアセミナーを見直し、<u>男性・女性職員を共に対象としたワーク・ライフ・バランスとキャリアに関するセミナー</u>を計画し募集した（コロナウイルス感染拡大によりセミナー開催中止）。また、働き方改革の一環として新たに導入する<u>在宅勤務について、事務（部）長等の幹部職員と情報を共有した。3年経験者向けの係員研修では、引き続き自律的なキャリア（人生）デザインをテーマとした早期の意識啓発を行い、46名（うち女性26名）が受講した。</u>女性幹部職員の登用率は平成27年度の10.9%、平成30年度の15.8%に対して、平成31年度は17.1%に増加した。 - 引き続き<u>柔軟な人事制度の運用を通じて外国人教員の雇用を促進した。</u>外国人教員比率は、平成27年度の8.9%（523名）、平成30年度の10.4%（605名）に対して、平成31年度は10.6%（611名）に増加した。	
【56】(指) 教育研究活動の多様化・高度化に適切に対応するため、高度な専門性を有する教育研究を支援する職員の確保と育成を推進する。また、研修、スタッフ・ディベロップメント（SD、職能開発）や自己啓発の促進等を通じ、職員の能力向上に取り組むとともに、職員の適性や意向に配慮した複線型キャリアパスを形成し適切な人事配置を行い、大学経営や研究教育支援を担う資質や実践力に応じた処遇		IV	(平成28～30事業年度の実施状況概略) - P.30 特記事項「リサーチ・アドミニストレーター（URA）認定制度の開始」参照。 - P.30 特記事項「職員の複線型キャリアパスと人材流動・育成アライアンスの構築」参照。 - P.31 特記事項「高度な専門性を有する職員の育成」参照。 - 階層別研修として、課長級研修、副課長級研修、係長級研修（5年経験者）、係長級研修（初任者）、係員研修（3年経験者）を実施した。 - 年齢にとらわれない昇任制度の一環として、係長相当職への昇任を希望する職員を対象に「次世代リーダー育成研修」を実施し、3年間で201名が受講した。	引き続き実施予定。

に改善する。このキャリアパス開拓のため、近隣大学を中心に人事交流に関する協定を締結し、人材流動、人材育成のためのアライアンスを構築する。			・職員の資質向上を目的とした研修出向制度により、<u>各年度2名を民間企業2社に1年間出向させた。平成28年度からは出向先として私立大学1校を加え、各年度1名が出向した。</u>	
	【56-1】 リサーチ・アドミニストレーター(URA)制度を運用し、URA認定等を行う。	IV	(平成31事業年度の実施状況) 【56-1】 ・P.33 特記事項「リサーチ・アドミニストレーター(URA)認定制度の運用」参照。	
	【56-2】 職種や職階に応じた多様な研修や職員の自己啓発の促進により職員の能力向上を推進する。	III	【56-2】 ・引き続き階層別研修として、課長級研修、副課長級研修、係長級研修(5年経験者)、係長級研修(初任者)、係員研修(3年経験者)を実施した。 ・引き続き年齢にとらわれない昇任制度の一環として「<u>次世代リーダー育成研修</u>」を実施し、<u>66名が受講した。</u> ・引き続き職員の資質向上を目的とした研修出向制度により、<u>3名を民間企業2社、私立大学1校に1年間出向させた。</u> ・引き続き自己啓発支援として、東京大学大学院教育学研究科修士課程総合教育学専攻大学経営・政策コース履修支援、同コース科目等履修支援、放送大学科目履修支援、語学学校利用支援プログラム、スペシャル・イングリッシュ・レッスンを実施した。 ・事務職員が米国大学院で学位を取得するための留学派遣制度により、<u>令和2年度の留学生1名を選考した。</u> ・修士号または博士号の学位を有する事務職員は平成27年度の147名、平成30年度の185名に対して、<u>198名に増加した。</u> ・TOEICで800点以上を取得した職員は、平成27年度の165名、平成30年度の214名に対して、<u>220名に増加した。</u>	
	【56-3】 職員の適性や意向に配慮した複線型キャリアパスの形成に向け、適切な人事配置を行うとともに、このキャリアパス開拓のため、職員の人事流動及び人材育成のアライアンスに関する協定に基づき、人事交流や各種研修機会の提供を進める。	III	【56-3】 ・P.33 特記事項「職員の複線型キャリアパスと人材流動・育成アライアンスの運用」参照。	

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	● 我が国の学問全体を継承発展させ、また社会において活躍できる人材を持続的に育成するため、教育研究組織を整備及び強化する。
------	---

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【57】 日本を牽引する基幹教育研究機関としての位置づけを維持・強化しつつ、時代の要請に対して速やかに応えるため、組織を柔軟に再編する仕組みを構築する。具体的には、学生定員管理方式の弾力的な運用、最先端/高度学際的研究分野の設置・拡充等、全学的な教育研究組織の設置や運営について見直しを進める。		III		(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) - 情報理工学系研究科の修士課程、及び公共政策学教育部の専門職学位課程・博士課程の入学定員を平成 31 年度から増加させることを決定するなど、<u>情報系人材育成等の時代の要請に応じた組織整備を実施した。</u> - 複数の部局等が一定期間連携して学際的な研究を行い、新たな学問分野の創造を促進する「<u>連携研究機構</u>」制度を平成 28 年度に開始し、平成 30 年度末までに 20 機構を設置した。 - 学術推進支援室の下に「<u>研究組織評価委員会</u>」を設置し、<u>全学的な研究組織の設置・改廃等について、本学の特色や強みを活かした研究評価、機能向上の観点から評価を行う新たな仕組みを平成 30 年度に構築した。</u>同委員会で、全学センターや総長室総括委員会下の機構等、平成 31 年度の 5 件の研究組織の改組について評価を行った。 - 東京大学国際高等研究所下の組織として、平成 29 年度に「<u>ニューロインテリジェンス国際研究機構</u>」を設置した。世界トップレベル研究拠点プログラム (WPI) に新規採択され、カブリ数物連携宇宙研究機構に続く<u>学内 2 つ目の WPI 拠点</u>となった。 P. 32 特記事項「国際オープンイノベーション機構の設置」参照。	・引き続き実施予定。

	【57】 引き続き必要に応じて、最先端/高度学際的研究分野の設置・拡充等を行うほか、全学的な教育研究組織の設置・運営にかかる見直しを推進する。	III	(平成 31 事業年度の実施状況) 【57】 - 新たに 8 つの連携研究機構（累計 28 機構）を設置し、研究分野間の連携を強化した。 - 研究組織評価委員会で、全学センターや総長室総括委員会下の機構等、全学的な研究組織について評価を行った。評価委員会からの意見に基づき、1 件の設置及び 4 件の改組を実施するとともに、令和 2 年度の 7 件の改組を決定した。	
【58】 教育研究業務を柔軟かつ速やかに運営、実行するため、教員と事務の間を橋渡しする高度な専門性を有する教育研究を支援する職員等のスタッフを配備し、留学生や外国人教員などの多様な構成員のニーズにも配慮した教育研究のサポート体制を充実させる。		III	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) P. 30 特記事項「リサーチ・アドミニストレータ（URA）認定制度の開始」参照。 - 学生の派遣・受入の拡充、国際総合力の強化、日本語教育の連携企画などの業務を整理・効率化し、指揮命令系統のさらなる明確化を図るため、国際本部を発展的に改組し、平成 30 年度に「グローバルキャンパス推進本部」を設置した。 - 教育研究のサポート体制を充実させるため、国際的視野と専門性を有する職員を育成する研修制度の充実化を図った。平成 30 年度には、「事務職員米国大学院留学制度」により留学した 1 名が修士号の学位を取得したほか、プリンストン大学との職員交流（6 名参加）や、5 回に渡る海外大学の実績や本学との交流状況を学ぶ勉強会（延べ 33 名参加）を実施した。	・引き続き実施予定。

	【58】 リサーチ・アドミニストレーター（URA）制度を運用し、URA の確保、育成を推進するとともに、グローバルキャンパス推進のための国際的視野と高度な専門性を有する職員等の育成に向けた検討を行う。		（平成 31 事業年度の実施状況） 【58】 ・P. 33 特記事項「リサーチ・アドミニストレーター（URA）認定制度の運用」参照。 ・引き続き教育研究のサポート体制を充実させるため、国際的視野と専門性を有する職員を育成する研修制度の充実化を図った。<u>ストックホルム大学群（ストックホルム大学・カロリンスカ研究所・スウェーデン王立工科大学）との職員交流（7 名参加）、インド工科大学ボンベイ校との職員交流（1 名参加）、国立台湾大学における NTU Family Meeting への派遣（2 名参加）、海外大学の実績や本学との交流状況を学ぶ勉強会（9 名参加）を実施したほか、米国大学院で学位を取得するための令和 2 年度留学生を選考した。</u>	
--	--	--	--	--

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

③ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標

- 継続的な既存の業務の見直しの徹底、システム化等を通じ、事務の効率化・合理化による業務運営等の機能強化を行う。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【59】 教育研究に係る諸課題を適切に遂行するため、教員と職員との役割分担を見直しつつ、教員と多様な職員が密接に連携して業務に取り組む「教職協働」の更なる推進を行う。また、全学で使用する業務システムの融合化（新学務システム開発及び事務システム基盤の導入）を推進することにより、利用者の利便性を高めるとともに、既存業務の見直しを進め、効率化や合理化を図り業務運営等の機能強化を行う。			IV	（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ・P. 31 特記事項「室・全学委員会等の見直し」参照。 ・P. 31 特記事項「産学協創推進本部の設置」参照。 ・引き続き教職員から業務改革の成果を募集し、特に優れた取組として「附属病院・多職種で目指す英語対応能力向上への取り組み－書籍『東大病院発！医療スタッフのための英会話』の発刊－」、「委託費等収支簿・報告書作成支援ツールの作成」など 3 年間で 6 件の課題に業務改革総長賞を授与した（以下 URL 参照）。 https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/articles/t_z1301_00018.html https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/articles/t_z1301_00027.html https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/articles/t_z1301_00004.html これらの取組の中には、他部局にも横展開できている取組もある。この他、平成 30 年度は医学部附属病院及び工学系研究科・情報理工学系研究科に対して、業務改革に取り組む姿勢が特に優れた組織として優秀奨励賞を授与した。また、優れた取組が全学に波及するよう、受賞者プレゼンテーション等が行われる表彰式を幹部職員の研修と位置付け、自律改善を促した。 ・新学務システムを平成 29 年度に、入学予定者が Web 上で入学手続きを行うシステムを平成 30 年度に、それぞれ運用開始した。 ・学務システム等、教職員・学生が使用する業務シ	・引き続き実施予定。

			システムへの認証を「UTokyo Account」に一元化したことに伴い、平成 29 年度に <u>UTokyo Account の運用規程及び認証利用規程を策定</u>した。また、財務会計システムの認証連携について、移行作業を完了した。	
	【59-1】 これまでに取り組んだ教職協働体制組織の見直し、その後の点検等を踏まえ、必要に応じ教職協働体制組織の見直しに取り組む。また、効率化と質の向上の観点から、業務の見直しに努め、業務の簡略化と削減を推進する。	III	(平成 31 事業年度の実施状況) 【59-1】 ・平成 29 年度に実施した室・本部の見直しに関して、さらなる課題への対応を検討するための<u>フォローアップ調査を実施</u>した。 ・平成 29 年度に業務改革総長賞を受賞した研究者情報管理システムについて、<u>他部局への導入に向けた準備を進める</u>など、受賞課題の展開を図った。 ・教員が業務上必要な情報を取得できるポータルサイトを構築するため、教職員による<u>ワーキング・グループを設置</u>し、検討を開始した。 ・過去の業務改革総長賞の受賞課題から全学的な改善効果が期待される事項を選定し再展開を図った。特に、タブレット端末等で資料を閲覧する「会議資料サイト」を本部のみならず全部局に展開し、学内のペーパーレス化をさらに加速させた。従来から会議のペーパーレス化による業務効率化を進めてきたことが、新型コロナウイルス感染防止対策としての会議オンライン化への円滑な移行に繋がった。	
	【59-2】 認証基盤を利用する業務システムを融合するなど、UTokyo Account による認証統合を推進し、利用者の利便性を高める。	III	(平成 31 事業年度の実施状況) 【59-2】 ・前年度に導入した Web からの入学手続きシステムについて検証を行い、入学者がより確実に手続きできるよう<u>改修を実施</u>した。 ・次期事務業務端末、及び次期事務システム基盤の<u>仕様策定</u>を行った。 ・平成 31 年度に UTokyo Account による認証統合を次の 3 つのシステムに対して行った。これにより利用者及び管理者の利便性が向上した。 ・東京大学 IP アドレス/全学 FW 管理システム ・教員検索 ・化学物質・高圧ガス管理システム (UTCIMS)	

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成 28～30 事業年度】

■未来社会協創推進本部 (Future Society Initiative; FSI) の設置

総長を本部長とし、そのリーダーシップの下、指定国立大学法人構想に掲げた「地球と人類社会の未来に貢献」するための活動を効果的に推進する体制として、平成 29 年度に「未来社会協創推進本部」(以下、FSI)を設置した。平成 30 年度には、FSI が主導する事業に活用する「未来社会協創 (FSI) 基金」を設立するとともに「未来社会協創事業戦略室」を設置し、学内配分の仕組みを構築した。(FSI 基金の平成 31 年度までの累計受入額は P. 32 参照。)その他、学内の SDGs に関する取組を効果的に情報発信するため、「FSI シンポジウム・シリーズ」の枠組みを設け、平成 30 年度末までに 19 件が登録された。指定国立大学法人構想を実現するための具体的な事業については、下記のとおり、それぞれの任務に関して知見を持つ教員が参画する複数の分科会、タスクフォースを設置し、直ちに諸取組に着手しており、中期計画の「運営方針を具体化し、その実現に向けて経営支援機能を強化する」を上回って実施した。【52】

(ビジョン形成分科会)

- 各界の識者 17 名で構成される「FSI アドバイザリーボード」を設置し、平成 31 年 1 月に第 1 回会議を開催した。FSI が主導する SDGs や Society 5.0 の実現に貢献するための諸活動について、国内外の社会・経済情勢などの幅広い視点から、分野やセクターを越えた大所高所の意見を得た。

(学知創出分科会)

- FSI の目的に合致する学内の活動を可視化・発信し、シナジーと社会的価値の創出に繋げることを目的とした「FSI 登録プロジェクト」制度を開始し、平成 30 年度末までの約 1 年半の期間に 195 件のプロジェクトが登録された。プロジェクトごとの概要や研究者の問合せ先等の情報を日英 2 ヶ国語のウェブページにて公開し、SDGs の 17 の目標別にプロジェクトを絞り込む機能を備えるなど、学内外の新たな連携活動を創出するための基盤を整えた。
- 登録件数が多い公衆衛生に関する登録プロジェクトや、都市化が進むアフリカの人々の食事、海底に眠るレアアース資源、デジタル時代の人文学など、本学の研究の幅の広さを示す 6 つのプロジェクトを紹介する冊子『FUTURE SOCIETY INITIATIVE』を平成 30 年度に作成した。冊子は日英 2 ヶ国語で作成しており、またウェブサイトにも掲載することで、国内外に広く発信した。
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-relations/fsi-magazine.html>

(データプラットフォーム推進タスクフォース)

- データの利活用により社会的課題を解決する知識集約型社会の創成に向けて、「データ活用社会創成プラットフォーム」の整備を開始した。学内

の研究者により登録された関係プロジェクトは 90 件に上り、これらのプロジェクトは SDGs の 17 の目標の全てをカバーしている。

- 各部署から推薦された 28 名の研究者を中心的なメンバーとしたワーキング・グループを設置し、本タスクフォースの構想を推進するためのシステム構築や、分野を越えたデータの利活用を可能とするコミュニティ形成などに向けて、具体的な検討作業を開始した。
- データの利活用に関する研究の学内外連携を推進するためのワークショップを平成 30 年 9 月に開催し、約 140 名が参加した。また、同 11 月には本学のデータ戦略と政策シナリオを発信するシンポジウムを開催した。

(連携支援分科会)

- 大規模複合施設の運営者である渋谷スクランブルスクエア (渋谷 SCSQ) 株式会社、東京工業大学、慶應義塾大学、早稲田大学及び東京都市大学と、産学連携でのイノベーション創出、発信、及びクリエイティブ人材の育成を目的とした活動を行うことについて、連携事業協定を平成 30 年度に締結した。
- SDGs への貢献に向けた社会との連携を強化するため、UNIDO (国連工業開発機関) との共同シンポジウム「Young Wisdom, Innovation and SDGs」を平成 30 年 4 月に開催し、リー・ヨン UNIDO 事務局長他が登壇した。同 11 月には UNDP (国連開発計画) と広報物及び学術情報の交換、学生インターン派遣等に関する包括連携協定を締結し、シンポジウム「世界を変える～持続可能な未来を協創する東京大学と国連開発計画の挑戦」を開催した。アヒム・シュタイナー UNDP 総裁他が登壇し、約 100 名が来場した。
- 指定国立大学法人に認められる出資事業として、平成 30 年度に本学 100% 出資による「東京大学エクステンション株式会社」を設立した。
- 社会的課題の解決に挑むリーダー人材の育成を目的とした教育プログラム「フィールドスタディ型政策協働プログラム」を平成 29 年度に開始した。平成 30 年度末までに 14 県と連携し、延べ 92 名の学部・大学院学生が参加した。

(国際卓越教育分科会)

- 新しい価値創造に挑戦し、社会にフィードバックできる高度博士人材を育成する「国際卓越大学院」の拡充に取り組んだ。平成 30 年度末までに 16 の修博一貫プログラムを開設した。
- 学部学生を対象に、世界の多様な人々と共に生き、共に働く力の獲得を促すため、平成 30 年度に「国際総合力認定制度 (Go Global Gateway)」(<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-gateway/ja/index.html>)を開始し、新入生 416 名が登録した。

(産学協創分科会)

- 組織対組織による大規模な産学連携を戦略的に推し進めるため、平成 28 年度に締結した株式会社日立製作所、日本電気株式会社との産学協創協定

に加えて、平成 30 年度にダイキン工業株式会社と大規模組織間連携の協定を締結した。

(未来社会協創事業戦略室)

- ・ 未来社会協創推進本部が主導する事業に関して、通常スキームとは別に FSI 基金をはじめとした多様な財源の学内予算配分を行うため、平成 30 年 12 月に未来社会協創事業戦略室を設置した。

■UTokyo Global Advisory Board の設置

総長の諮問に応じて、本学の掲げる目標及び当該目標を達成するための戦略等について、国際的かつ多角的な視点から意見の答申を行う「UTokyo Global Advisory Board」を総長室の下に設置した。平成 29 年 11 月に開催した第 1 回 UTokyo Global Advisory Board Meeting には、世界各国の学術界、産業界、政界等を代表する 23 名の有識者が出席し、「さらなる多様化の推進」、「財務基盤の強化」、「研究環境の向上」について提言を得た。平成 30 年 11 月の第 2 回 Meeting では、「Platform for Social Change: Tokyo Forum and Beyond」をテーマに意見交換を行い、ここでの助言は、別途取り組んだ「東京カレッジ」の開設及び「東京フォーラム」の開催に活かされた。(P. 51 参照) 【52】 【67】

■IR データ室の設置

本学におけるインスティテューショナル・リサーチデータ（計画策定や意思決定等を支援するための情報）の活用を推進するため、平成 29 年度に総長室の下に IR データ室を設置し、学内外の情報の収集、分析を行う体制を整備した。平成 30 年度には、本学の教育・研究・社会連携活動等に関するデータを可視化し、ウェブブラウザを通して本学執行部や本部各部、各部局に情報を提供する「東京大学 IR データサイト」の運用を開始した。また、研究や教育、社会連携の情報と、財務情報とを有機的に組み合わせることで、本学の経営理念や多様な資源、活動状況について説明する『東京大学統合報告書 2018 ～Integrated Report×Institutional Research～』を国内大学で初めて作成し、「第 4 回東京大学定期株主総会」で参加者 204 名に配布した後、本学の渉外活動、産学連携活動、入学式や職員研修の場面でも広く有効に活用され、学術から価値を創造し、それを持続可能な未来に繋げる本学の活動について、幅広い層から共感を得た。日本語版 11,500 部のほか、海外への情報発信を目的に、英文要約版 1,000 部も作成した。【52】

■総長のイニシアティブによる予算配分

総長を委員長とし、役員や全ての科所長等で構成する「予算委員会」を平成 28 年度に設置し、学内予算配分及び概算要求等を透明かつ公正に決定する仕組みを構築した。新たな学内予算配分制度では、部局配分予算を、経常経費と「東京大学ビジョン 2020」を踏まえた取組を実現させるための事業経費に大きく分け、前者は配分額を保証し、後者は「東京大学ビジョン 2020」の実現に資する提案に対し重点配分を行うこととした。この制度により、各部局において自己財源等を活用したビジョンに資する取組が推進され、その結果、事業予算のう

ち、部局への予算配分総額に占める総長のイニシアティブによる配分額は、制度改革前の 12%（平成 27 年度）に対して平成 30 年度は 51%となった。また、平成 30 年度の予算配分における事業経費の継続分にかかる評価にあたっては、IR データを用いた評価手法を新たに導入し、科研費の応募率・採択率を指標として実績が上位の部局にインセンティブ配分を上乗せした。【53】 【63】

■教員採用可能数学内再配分システムによる戦略的な資源配分

部局の採用可能な人員数を毎年度見直し、学内再配分を行った。平成 30 年度以降の教員採用可能数再配分システムは、研究教育の維持・拡張を図るため、削減を一旦停止した上で各部局からの拠出分 1.0%に大学本部拠出の 0.2%を加えた 1.2%を再配分する新たな基本方針を決定し、増加基調としての運用を開始した。また、人件費の主要な財源である運営費交付金の減少に対応するため、再配分はすべて時限とし、時限後は財源の多元化による多様な人材の採用・活用及び雇用安定化を促進するための仕組みとして、本システムを活用した。総長裁量枠としては、3年間で 26 の新規ポストを運用し、未来社会協創推進本部や、高大接続研究開発センター、カブリ数物連携宇宙研究機構の強化事業など、総長のリーダーシップの下に機動的に配置する事業に重点配分した。教員採用可能数再配分システム枠については、新規・継続合わせて 3年間で 65 ポストの再配分を行った。【53】

■リサーチ・アドミニストレーター（URA）認定制度の開始

教育研究活動の高度化・多様化に対応する URA の育成に向けて、「東京大学リサーチ・アドミニストレーター制度に関する実施方針」を定め、経験年数や知識、経験に基づく対応能力等に応じて 3 つの区分（「URA」、「シニア URA」、「プリンシパル URA」）で認定する「URA 認定制度」を平成 28 年度に開始した。この制度により平成 28～30 年度は計 43 名（URA：34 名、シニア URA：9 名）を認定した。この他、平成 30 年度にシニア URA または同程度の能力を有する者を対象に、高度学術専門職員（年俸制・無期雇用）を公募し、3 名の採用を決定するなど、本学の研究力強化に資する URA が安定的かつ継続的に活動できるよう、高度専門職人材に係る雇用制度を確立した。また、URA 研修として、URA 認定申請時までの受講を必須とする「必修編」と認定授与時までの受講を推奨する「研鑽編」を開始し、平成 29～30 年度の合計で約 150 名が受講した。【56】 【58】

■職員の複線型キャリアパスと人材流動・育成アライアンスの構築

職員の適性や意向に配慮した複線型キャリアパスの形成に向けて、平成 31 年度から事務専門職（スタッフ職）として「エキスパート」を配置することを決定したほか、URA として認定された学内の職員のうち、全学の研究力強化に資する業務等を行う者を、年俸制・無期雇用の高度学術専門職員として雇用する制度を導入した。処遇については、職務の級の決定方法を明文化したほか、「教室系技術職員の新たなキャリアパスの創出について（方針）」を平成 29 年度に策定し、技術専門職員の選考採用を制度化した。

併せて、職員の資質や実践力に応じた処遇に改善するための人事制度として、東京藝術大学、東京工業大学、お茶の水女子大学及び一橋大学と、平成 29 年度に「職員の人材流動及び人材育成のアライアンスに関する協定書」を締結し、平成 30 年度に協定大学間で 11 名の人事交流を実施した。また、協定大学間で、アライアンスによる研修の実施に関する申合せを締結した。この申合せに基づき、本学で実施する階層別研修（課長級、副課長級、係長級・初任者）及び財務会計研修（簿記編）をアライアンス研修として提供し、それぞれ協定大学から 17 名、3 名が受講したほか、協定大学から提供された TOEIC テスト試験対策講座には、本学の職員 35 名が受講した。協定大学からは、各々の大学単位では対象職員数が少なく、単独での研修実施が難しい事情もあり、とても有難いことであり、今後も継続して実施してほしい等利便性について評価を得ている。中期計画の「人材流動、人材育成のためのアライアンスを構築する」を上回り、協定大学間での人事交流を着実に実行した。【56】

■高度な専門性を有する職員の育成

国際対応能力及び将来大学経営にも参画できる高度な管理・企画能力を有する職員の養成を目的とする「事務職員米国大学院留学制度」により、留学した 1 名が平成 30 年度に修士号の学位を取得した（累計 3 名）。この他、自己啓発支援として、東京大学大学院教育学研究科修士課程総合教育科学専攻大学経営・政策コース履修支援、同コース科目等履修支援、放送大学科目履修支援、語学学校利用支援プログラム及びスペシャル・イングリッシュ・レッスンを実施した。これらの取組により、修士号または博士号の学位を有する事務職員は平成 27 年度の 147 名から平成 30 年度は 185 名に、TOEIC で 800 点以上を取得した職員は 165 名から 214 名に、それぞれ増加した。【56】

■室・全学委員会等の見直し

大学運営における意思決定の責任と権限の所在を明確にするとともに、教員の研究時間を確保するため、会議の審議案件の見直しや会議資料の作成方法の改善など、学内における意思決定システムの在り方を平成 29 年度に整理した。また、本部業務に関する組織である東京大学基本組織規則第 18 条に基づく「室」及び同規則第 19 条に基づく「全学委員会」等の会議体について、廃止を含めて整理し、会議体を約 40%削減（平成 28 年度約 290 → 平成 29 年度約 170）したほか、執行部以外の参画教員数を約 70%削減（平成 28 年度延べ約 2,000 名 → 平成 29 年度延べ約 600 名）した。中期計画の「教員と職員との役割分担を見直しつつ、教員と多様な職員が密接に連携して業務に取り組む」を上回り、業務を大幅にスリム化、効率化した。

同時に、会議資料サイトを活用し会議のペーパーレス化を推進することで、業務効率を向上させた。【59】

＜産学官連携を推進するためのマネジメント強化等に関する取組＞

平成 29 年度に「未来社会協創推進本部」を設置し、SDGs や Society 5.0 への

貢献を共通のビジョンとした産学官の協創を推進した（P.29「未来社会協創推進本部（Future Society Initiative; FSI）の設置」参照）。この他、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に沿った取組として、以下のものを実施した。

■産学協創推進本部の設置

大学が産業界における経営戦略上の中核的な領域で連携し、企業の本気の投資先となるための基盤を強化することを目的として、教員と職員の協働体制組織である「産学連携本部」を改組し、平成 28 年度に「産学協創推進本部」を設置した。産学協創推進本部下の知的財産部には専門家弁護士 1 名を新たに配置し、知的財産面を含めた雛形にとらわれない契約の提案、質の高い単願特許出願、組織的利益相反にかかるマネジメントシステムを整備した。また、平成 30 年度には、知的財産部に株式会社東京大学 TLO の社員 1 名を出向受入し、単願特許獲得と知的ポートフォリオ管理の体制を一層強化した。【59】

■知的財産の活用に向けたマネジメント強化

産学協創推進本部の設置による基盤強化に加えて、質の高い単願特許の出願費用の予算額を増額させ、平成 27 年度の 125,180 千円に対して、平成 28 年度以降は毎年度 184,000 千円を確保した。また、株式会社東京大学 TLO との連携による教職員を対象とした発明の届出・特許出願に関するセミナーや、知的財産講習会を継続的に開催した。これらの取組により、PCT（Patent Cooperation Treaty）国際出願や米国、欧州への外国出願を積極的に行い、3 年間の特許出願数は 3,041 件（うち国内 1,387 件、国外 1,654 件）に上った。

■「つくば-柏-本郷イノベーションコリドー」構想の推進

つくば研究学園都市と人材や企業の集積地である本郷キャンパスとを結ぶ柏地区キャンパスに、産学官民のハブ拠点を形成する「つくば-柏-本郷イノベーションコリドー」構想を推進した。平成 28 年度には、産業技術総合研究所(AIST)、物質・材料研究機構、筑波大学、高エネルギー加速器研究機構と共にオープンイノベーションに取り組む「つくばイノベーションアリーナ（TIA）」に参画し、5 機関のマッチングファンドによる連携研究テーマの探索的事業「かけはし」を開始したほか、本学の基礎的シーズと AIST の応用研究のシーズとを合わせて先端オペランド計測技術確立し、企業に橋渡しする「先端オペランド計測技術オープンイノベーションラボラトリ（OPERANDO-OIL）」を本学の柏キャンパス内に AIST と共同で設立した。平成 30 年度には、AIST、経済産業省産業技術環境局と「グローバル AI 研究拠点」の整備に関する協定を締結し、ものづくりと AI の融合研究に取り組む AIST の新たな研究拠点「柏センター」を柏 II キャンパスに設置した。同センターの施設は「AI データセンター棟」と「社会イノベーション棟」から構成され、AI データセンター棟には、平成 30 年 8 月より本格運用を開始した大規模 AI クラウド計算システム「ABCI（AI Bridging Cloud Infrastructure）」が構築された。この他、千葉県、柏市と共に新規産業の創出に取り組む「産学協創プラットフォーム拠点」として、平成 31 年 3 月に本学

のインキュベーション施設及び生産技術研究所附属価値創造デザイン推進基盤の合築となる「柏Ⅱキャンパス産学官民連携棟」を柏Ⅱキャンパスに開設した。

■国際オープンイノベーション機構の設置

個々の研究者の共同研究や研究シーズの枠を超え、産業競争力を高める新事業領域やエコシステムの形成をも対象とする企業と大学との組織対組織のオープンイノベーションを促進することを目的として、総長室総括委員会の下に平成30年度に「国際オープンイノベーション機構」を設置した。企業の潜在ニーズを明確化して本学の多様な研究者とのマッチングを行うコーディネーターや、案件ごとのプロジェクトマネージャー、知財・財務・法務やビジネスデザイナーなどの専門スタッフを配置した。【57】

■共同研究の企画・提案

企業の要望に応じた最適な共同研究パートナーをマッチングする機能をさらに発展させる形で、コーディネーション機能を重視した「Proprius21 Plus」を平成28年度から開始した。産学協創推進本部と国内3社（JXエネルギー、大和証券、パナソニック）との間で連携協定を締結し、複数の共同研究を実施した。また、外国企業との共同研究スキームである「Global Proprius21」では、平成29年度にはエボニック・インダストリーズ社と新たに MOU (Memorandum of Understanding) を締結するなど積極的な取組が展開されている。

■高度な専門性を有する人材の配置・資質向上

P.30「リサーチ・アドミニストレーター（URA）認定制度の開始」参照。

【平成31事業年度】

■未来社会協創推進本部（Future Society Initiative; FSI）の活動

総長を本部長とし、そのリーダーシップの下、指定国立大学法人構想に掲げた「地球と人類社会の未来に貢献」するための活動を推進する「未来社会協創推進本部（以下、FSI）」では、平成30年度に設立した「未来社会協創（FSI）基金」の下、5月に日本財団との「海洋ごみ対策プロジェクト」に関する合意文書に調印するなど、SDGsを媒介に学内外の連携を深める仕組みを確立した。その結果、平成31年度中の寄附申込額は、同基金単体で20億円（累計33億円）に上った。

このFSI基金を財源として、学内の通常の予算配分スキームとは別に、FSI事業（各部局からSDGs関連事業として予算要求され未来社会協創の理念に合致する事業として採択された事業）へ戦略的な予算配分を実現している。

この他、日本経済団体連合会及びGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）との間で、Society 5.0とESG投資とを結び着けるための共同研究を行うことで合意するなど、未来社会の協創に資するための取組を引き続き推進した。また、「FSIシンポジウム・シリーズ」は新たに32件の活動を認定し、登録数は累計51件となった。各分科会、タスクフォースにおいても、以下のとおり複数の新

たな取組を推進した。今後、FSIの活動を東京大学が構想すべきビジョンとして浸透、継続させていくため、それぞれの活動実績・展開を全学で共有することとした。【52】

（ビジョン形成分科会）

- 第2回FSIアドバイザリーボードを令和2年1月に開催し、各界のメンバーで構成される16名の委員及び1名のオブザーバーが出席した。「地球規模の危機への対応 ～持続可能なGlobal Commonsへ～」、「世界の分断・知の分断を乗り越える」、「インクルーシブ・イノベーションの創出 ～Society 5.0を超えて～」の3つのテーマ別分科会において、大学が起点になるべきアクションについての意見交換を行い、この議論に基づくアクションプランの策定に着手した。

（学知創出分科会）

- FSI登録プロジェクトは、累計202件まで増加した。そのうち34件については、本学の話題の記事を一元的に発信するウェブサイト「UTokyo Focus」に掲載し、日・英2ヶ国語で詳細な活動内容を発信した（URLは以下参照）。この他、他大学・研究機関、産業界、自治体のニーズ・シーズと、FSI登録プロジェクトをマッチングさせるための分析に着手している。
（日）<https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/index.html>
（英）<https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/en/index.html>

（データプラットフォーム推進タスクフォース）

- 日本経済新聞社が主催するグローバルAIカンファレンス「アプライドAIサミット（AI/SUM）」において、起業家にデータ及びデータインフラの利用を促すためのビジネスプランコンテストを実施した。8チーム19名の発表者は大半が日本各地の大学生であり、データやAIを利用して課題に対処する革新的アイデアが出された。
- Society 5.0が目指すより良くデータを活用する社会の創成をテーマに、「データ活用社会創成シンポジウム」を開催した。学内外から約240名が参加し、本学の多様な研究をはじめとした取組を広く発信するとともに、あるべき社会の姿について議論された。

（連携支援分科会）

- 渋谷SCSQ及び4大学との連携事業協定に基づき、産学交流施設「SHIBUYA QWS」におけるオープニング企画として、本学総長と隈研吾教授の対談企画「地域の未来を拓く知の創発とは？」を開催し、学内外から約180名の参加があった。
- 気候問題に関して、教育・研究や多様なステークホルダーとの協働などを通して貢献することを目的とした「国際大学連合 Global Alliance of Universities on Climate（気候に関するグローバル大学アライアンス）」に、設立メンバーとして加盟した。
- 学内で行われている日本の各地域との連携事業を可視化・発信するため、「地域連携登録プロジェクト」制度を開始した。全学から情報収集した各事業内容について、ウェブページを設けて一元的に発信した。

(国際卓越教育分科会)

- ・「国際卓越大学院」の拡充に引き続き取り組み、平成 31 年度に 2 件の新規プログラムを承認した。学内承認済プログラムは 18 件となった。
- ・「国際総合力認定制度 (Go Global Gateway)」に基づく新入学生の新規登録者数は 1,303 名であり、平成 31 年度学士入学者の約 4 割に上った。平成 30 年度からの登録者及び 2 年生の追加登録者も加えた合計人数は、計 1,977 名となった。

(産学協創分科会)

- ・平成 30 年度までに締結した株式会社日立製作所、日本電気株式会社、ダイキン工業株式会社との産学協創協定に加えて、平成 31 年度は新たにソフトバンク株式会社や三井不動産株式会社と大規模組織間連携の協定締結について審議した。

(未来社会協創事業戦略室)

- ・平成 30 年 12 月に未来社会協創事業戦略室を設置し、新たに FSI が主導する事業に関して、通常スキームとは別に FSI の視点から戦略的な予算配分を実施した。

■UTokyo Global Advisory Board Meeting の開催

第 3 回 UTokyo Global Advisory Board Meeting を 10 月に開催し、世界各国の学術界、産業界、政界等を代表する 8 名の有識者を招いた。「The Role of a Leading University in Contributing to the Future Society」のテーマの下、前回の助言を「東京カレッジ」の開設及び「東京フォーラム」の開催に活かしていることを報告するとともに、変化しつつあるグローバル時代における大学の役割等について、各界の多様なボードメンバーから多様な切り口で有意な意見を得た。(P.52 参照) 【52】 【67】

■IR データの活用

IR データ室において、教育・学生支援の現状を把握するための基礎資料として、30～50 年の長期スパンで関係データを整理した「教学 IR 分析事例集」を新たに発行し、執行部や各部署局長に提供した。

また、『東京大学統合報告書 2019 ～Integrated Report × Institutional Research～』を作成した。発行部数は 12,000 部を超える。東京大学第 5 回定期株主総会や渉外活動等を通して学内外に広く配布する一方で、専門家やアナリストの外部評価を得るため、機関投資家や一般個人投資家が注目する日経リアルレポートアワードに参加した。本学 2 作目となる当該報告書では、企業会計に近づけた貸借対照表・損益計算書を用いながら、経営体になると宣言した東京大学が、大学の機能拡張に伴う新たな収益事業のあり方を探り、第 4 期中期目標期間に向けて現行諸制度に対して提言する特集記事などを掲載し、企業関係者や専門家、学識経験者からも高い評価を得た。

さらに、国際広報を目的に、英語版報告書『VISION』『ACTION』を作成し、UTokyo Global Advisory Board Meeting 等を通して海外の大学学長や要人に配布したところ、海外大学の首席広報官や国際統合報告評議会 (IIRC) のボード

メンバー等より高く評価された。【52】

■総長のイニシアティブによる予算配分

引き続き、「東京大学ビジョン 2020」の実現に資する取組に対して、重点的な予算配分を行った。その結果、事業予算のうち、部局への予算配分総額に占める総長イニシアティブによる配分額の割合は、平成 27 年度 12%に対して、平成 31 年度は 53%となり、制度改革前の 4 倍以上と大幅に増加させた。また、平成 31 年度の予算配分における事業経費の継続分にかかる評価にあたっては、科研費の「間接経費獲得総額」及び「教員一人当たりの間接経費獲得額」の 3 ヶ年平均を指標とする等 IR データを指標としたインセンティブ配分の改善を行った。【53】 【63】

■教員採用可能数内再配分システムによる戦略的な資源配分

平成 30 年度に運用を開始した新たな教員採用可能数再配分システムにより、再配分システム枠については、32 部局から要望のあった計 65 事業 132 ポストについてヒアリングを行い、ポスト毎の評価点をもとに全学的視点から総合判断し、29 ポスト (16 部局 26 事業) の再配分を決定した。総長裁量枠については、総長のリーダーシップの下に機動的に配置すべき事案に対して評価を行い、13 ポスト (9 部局 13 事業) の再配分及び 9 ポスト (東大卓越研究員) の再配分を決定した。【53】

■リサーチ・アドミニストレーター (URA) 認定制度の運用

URA 認定審査を行い、新たに 9 名の URA (URA: 7 名、シニア URA: 2 名) を認定し、累計 52 名 (URA: 41 名、シニア URA: 11 名) となったほか、全学の研究力強化に資する業務等を行う年俸制・無期雇用の高度学術専門職員を 3 名雇用した。6 月に開催した URA 研修 (必修編及び研鑽編) は、約 70 名の教職員が受講した。また、認定 URA の全学的なネットワークを構築し、情報・課題を共有する「URA 連絡会議」を 7 回開催するとともに、新たに、外部講師を招いてさらなるスキルアップを目指す「URA 勉強会」を企画・開催し、15 名が参加した。この他、東京大学 URA に求められる高度な専門性、主体性、及び行動指針となる俯瞰力について、ケーススタディなどを通して理解を深める「URA ワークショップ」を新たに設けた。URA 推進室の URA を講師として、柏キャンパスで開催し、将来的に認定 URA に応募することを考えている者や URA に対する理解を深めたい者など 13 名が参加した。年度計画の「URA 認定等を行う」を上回り、URA の無期雇用化、勉強会による URA のさらなる高度化及びワークショップによる裾野の拡大を推進した。【56】 【58】

■職員の複線型キャリアパスと人材流動・育成アライアンスの運用

新たに導入した「複線型キャリアパス」制度により、事務専門職 (スタッフ職) として 4 名の「エキスパート」を配置した。また、平成 29 年度に策定した「教室系技術職員の新たなキャリアパスの創出について (方針)」に基づき、最上位の職として上席技術専門員を新設し選考を行う等、技術職員の資質や実

践力に応じた処遇改善に向けて取り組んだ。

併せて、人材流動・育成アライアンスの協定大学間で 14 名（前年度比 3 名増）の人事交流を実施した。また、本学で実施する階層別研修（課長級、副課長級、係長級・初任者）及び財務会計研修（簿記編）をアライアンス研修として引き続き提供し、それぞれ協定大学から 15 名、3 名が受講した。この他、本学で実施している「教職員のためのライフプランセミナー」及び「情報システムゼミ」への案内を新たに開始し、それぞれ協定大学の職員が参加した。協定大学から提供された TOEIC テスト試験対策講座には、本学の職員 20 名が受講した。【56】

＜産学官連携を推進するためのマネジメント強化等に関する取組＞

平成 29 年度に設置した「未来社会協創推進本部」において、SDGs や Society 5.0 への貢献を共通のビジョンとした産学官の協創を推進した（P. 32「未来社会協創推進本部（Future Society Initiative; FSI）の活動」参照）。この他、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に沿った取組として、以下のものを実施した。

■知的財産の活用に向けたマネジメント強化

質の高い単願特許の出願費用の予算額は、昨年度と同額の 184,000 千円を確保した。また、株式会社東京大学 TLO との知的財産管理にかかる一層の連携に資するため、特許管理情報・データの一元管理を目的とした特許管理システムの構築に着手した。この他、発明の届出・特許出願に関するセミナーや知的財産講習会を引き続き開催するとともに、知的財産講習会の一部については e-learning 化を行った。これらの取組により、発明届数の増加につながり、PCT（Patent Cooperation Treaty）国際出願や米国、欧州への外国出願を積極的に行い、特許出願数は国内 497 件（前年度比 32 件増）、国外 579 件（前年度比 59 件増）となった。

■「つくば-柏-本郷イノベーションコリドー」構想の推進

引き続き「つくば-柏-本郷イノベーションコリドー」構想を推進し、新たに、全国を縦断する学術高速大容量ネットワークと高性能計算環境とを連携させ、データ活用による価値創造を実現する高度情報インフラを整備する計画に着手した。平成 31 年度は、新たに運用を開始した「柏Ⅱ産学官民連携棟」の隣接地に、情報・システム研究機構と本学の情報基盤センターがビッグデータを蓄積・解析するスーパーコンピューターなどを備える基盤施設の整備工事を開始した。

■組織対組織のオープンイノベーションの促進

平成 30 年度に設置した「国際オープンイノベーション機構」で扱うプロジェクトを 19 件に拡大した。また、シンポジウムの開催や「CEATEC 2019」（Combined Exhibition of Advanced Technologies）への出展を通して、さらなるプロジェクトの展開を推進した。

■高度な専門性を有する人材の配置・資質向上

P. 33「リサーチ・アドミニストレーター（URA）認定制度の運用」参照。

2. 共通の観点に係る取組状況（ガバナンス改革の観点）

■総長のリーダーシップを確立するための体制整備

P. 29「未来社会協創推進本部（Future Society Initiative; FSI）の設置」、P. 32「未来社会協創推進本部（Future Society Initiative; FSI）の活動」、P. 30・33「総長のイニシアティブによる予算配分」参照。

この他、国立大学法人法に定められる理事に加えて、大学法人業務を掌理する大学執行役を置いている。総長が職務分担を定めた上で副学長の中から任命する仕組みであり、平成 30 年度 8 名、平成 31 年度 8 名を任命した。

■法人運営を活性化するための外部有識者の意見の反映

P. 30「UTokyo Global Advisory Board の設置」、P. 33「UTokyo Global Advisory Board の開催」参照。

■監事の役割の強化、内部監査や監事監査結果の法人運営への反映状況

役員、監事及び会計検査人で構成する協議会を開催し、各監査内容や学内外の状況、課題についての意見交換及び情報共有を行った。監事と内部監査担当は、定例会において各種監査結果や検査結果を中心に意識共有を行い、監事の実地監査に内部監査担当が補助者としてサポートすることで、効率的かつ効果的な監査に取り組んでいる。

内部監査では、被監査部局における改善提案（監査結果）の業務への反映を含めた改善状況の把握・確認を行っている。実施にあたって、受検側の理解が深まるよう、監査終了後、被監査部局の事務責任者等への監査結果の講評を徹底した。また、改善提案の実効性を高めるため、内部監査実施報告書を全学に送付するだけでなく、ポータルサイト（便利帳）に過去の報告書や監査制度とともに掲載することにより、改善や監査に係る情報について全学的な共有を図った。

また、平成 30 年度の監事監査報告書で監事からも意見や指摘があった、有期雇用制度、雇用決定の判断及び教員採用の方法については、平成 30 年度からの本学の有期雇用に係る制度変更や関係労働法令に適切に対応するため、令和元年 11 月に、部局人事担当者に対して有期雇用教職員の適切な雇用管理のための学内説明会等を実施した。本学における職の整理（名称、対象業務、契約期間、更新回数・通算契約期間の上限、無期転換申込権の発生期間等）、採用までのフロー、更新・退職時の手続き等について説明を行う等、有期契約でのトラブルが生じないよう、また、本学全ての教職員が安心してより高いパフォーマンスを発揮してもらうための適切な雇用管理の実施について周知を図った。

■戦略的・効果的な法人運営・資源配分の仕組みとその効果

P. 30・33「総長のイニシアティブによる予算配分」、P. 30・33「教員採用可能数学内再配分システムによる戦略的な資源配分」参照。

■総長の業績評価

総長の就任以降3年間における業務の実績に基づき、総長選考会議による中間評価を平成30年度に実施し、その結果・過程を公表した。

■次期総長の選考に向けた検討

現総長が令和2年度末に任期満了となることに伴い、平成31年度の総長選考会議において、組織運営の能力・実績や財務基盤を強化し経営する能力など、教学と経営の長たる総長に求められる要件を一層明らかにすること、選考の透明性・公平性を一層高めるために選考プロセスを見直すことについて、検討を行った。

■FD・SDの推進、経営能力のある教職員の育成

P. 30「リサーチ・アドミニストレーター（URA）認定制度の開始」、P. 30「職員の複線型キャリアパスと人材流動・育成アライアンスの構築」、P. 31「高度な専門性を有する職員の育成」、P. 33「リサーチ・アドミニストレーター（URA）認定制度の運用」、P. 33「職員の複線型キャリアパスと人材流動・育成アライアンスの運用」参照。

この他、職員の能力向上に資する研修等を引き続き実施し、修士号または博士号の学位を有する事務職員は、平成27年度の147名、平成30年度の185名に対して平成31年度は198名に、TOEICで800点以上を取得した職員は、平成27年度の165名、平成30年度の214名に対して平成31年度は220名に、それぞれ増加した。

■責任と権限が一致した意思決定システムの確立

P. 31「室・全学委員会等の見直し」参照。

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
① 資金の安定確保に関する目標

中期目標	● 教育研究等の強化を目指し、財源の多元化を図り、大学の運営に必要な資金を確保する。
------	--

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【60】(指) 世界最高水準の教育研究の維持・発展に資するため、外部資金・自己収入の獲得に努め、大学の事業費に占める、外部資金・自己収入比率を増加させる。さらに、資産・資金の積極的な獲得とその有効活用により、平成 33 年度末までに実質 100 億円程度の自由度の高い財源を生み出す。			IV	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・ P. 43 特記事項「多様な財源による教育研究環境の整備」参照。 ・ P. 43 特記事項「ベンチャーエコシステムの拡充」参照。 ・ P. 43 特記事項「資金の運用の取組」参照。 ・ P. 43 特記事項「資産の有効活用に向けた取組」参照。 ・ P. 43 特記事項「財源の多様化・多元化に向けた体制整備」参照。 ・ 外部資金の獲得強化のため、平成 28 年度より、URA 制度の整備を開始した。平成 29 年度には、URA 研修制度を開始し、約 100 名の教職員に対し、URA 研修（必修編・研鑽編）2 回を開催した。同時に、URA 認定制度の本格運用を開始し、17 名の URA（うちシニア URA 1 名）を認定した。平成 30 年度には、6 月に約 50 名の教職員に対し、URA 研修を開催し、11 名の URA（うちシニア URA 3 名）を認定し、平成 28～30 年度は計 43 名（URA：34 名、シニア URA：9 名）を認定した。 ・ この他、外部資金の獲得について【61】を参照。 ・ 寄附受入の促進について【62】を参照。 ・ 自己収入増加のため、施設利用料などの現状調査・分析を行い、平成 28 年度以降、職員宿舍使用料平均約 15%値上げ、自動車保管場所用料平均 20%値上げ、平成 30 年度には山上会館の会議室使用料 110%値上げを行った。 ・ これらの取組により、外部資金・自己収入比率は、平成 28 年度 66.0%、平成 29 年度 66.2%、平成	・ 引き続き外部資金・自己収入の獲得に努めるとともに、資産・資金の積極的な獲得とその有効活用を行い、令和 3 年度末までに実質 100 億円程度の自由度の高い財源を構築予定。

	【60】 施設使用料の見直しのための調査・分析や外部資金・自己収入の増加に向けた方策の検討を行い、財源の多元化を図る。さらに、資産の有効活用や資金の運用など、自由度の高い財源構築に向けた取組を推進する。		30 年度 67.2%と増加傾向にある。 ・大規模な組織間連携として、平成 28 年度より開始した産学協創案件について、個別に企業と協議を行い、間接経費率を 30%と設定することで、間接経費の収入増を図った。 (平成 31 事業年度の実施状況) 【60】 ・P. 44 特記事項「資金の運用の取組」参照。 ・全学の研究力強化に資する業務などを行う高度学術専門職員（本部所属の無期雇用職）を 3 名採用した。 ・6 月に約 70 名の教職員に対し、URA 研修を開催したほか、新たに URA ワークショップを柏のキャンパスで開催し、13 名の参加者を得た。URA 認定審査を経て、9 名の URA（うちシニア URA 2 名）を認定した。 ・この他、外部資金の獲得について【61】、寄附受入の促進については【62】を参照。 ・追分ロッジ等の賃料について、将来の建替や大規模改修に向け、また、安全や衛生面を含めた利用者サービスの向上の観点からも、各施設の立地における市場価格を参考に適切化を進めた結果、平均 90%増の料金改定を行った。 ・これらの取組により、外部資金・自己収入比率は 67.4%となった。 ・民間企業等との共同研究契約等による資金に係る研究支援経費率は直接経費に対して 10%程度で運用していたが、共同研究環境のさらなる整備・充実を図るため、産学協創案件については平成 28 年度から経費率を 30%に設定したほか、その他の共同研究契約等案件については令和 2 年度から経費率を一律 30%とすることで、研究支援経費による収入増を図り、大学運営のための財源の多様化に寄与した。	
【61】（指） 外部資金の獲得を促進するため、継続的に外部資金情報の迅速な把握及び学内への提供を行うとともに、受け入れた研究資金・間接経費等の情報を一元的に管理する。		III	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・毎年度、外部資金情報（公募・新規事業・制度改正等）について、本部担当課において、政府や関連機関等の情報をウェブサイトや各種審議会等で収集し、外部資金ポータルサイトや電子メールを用いて学内へ情報提供を行った。 ・科学研究費補助金については、事務担当者向け公募等説明会を適宜開催したほか、平成 29 年度以降は、審査システム改革の実施に伴う教員向け説	・引き続き実施予定。

	【61】 外部資金情報（公募・新規事業・制度改正等）の収集に努め、学内ポータル等を活用し周知するとともに、研究資金・間接経費等の情報を一元的に管理する。		III	明会を開催した。 ・ 毎年度、 <u>間接経費等の受入調査を全学で実施し、集計結果を本部において一元的に管理した。</u>	
				（平成 31 事業年度の実施状況） 【61】 ・ 引き続き、 <u>外部資金情報（公募・新規事業・制度改正等）について、本部担当課において、政府や関連機関等の情報をウェブサイトや各種審議会等で収集し、外部資金ポータルサイトや電子メールを用いて学内へ情報提供を行った。</u> ・ 科学研究費補助金については、引き続き、公募等説明会を開催し、審査システム改革及び新たに創設される「学術変革領域研究」の説明を行った。 ・ 引き続き、 <u>間接経費等の受入調査を全学で実施し、集計結果を本部において一元的に管理した。</u>	
【62】（指） 寄附の受入を促進するための取組を進める。特に東京大学基金の充実のための取組を強化し、基金を拡充する。	【62】 多様な層を対象に積極的な渉外活動を展開するとともに、寄附文化醸成に向けた取組を着実に実施し、東京大学基金の充実を推進する。	IV	III	（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ・ P. 43 特記事項「寄附金の獲得に向けた取組」参照。	・ 引き続き実施予定。
				（平成 31 事業年度の実施状況） 【62】 ・ P. 44 特記事項「寄附金の獲得に向けた取組」参照。	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ② 資金の効果的使用及び透明性確保に関する目標

中期目標	● 効果的な学内資金配分を行い、限られた資金を有効に利用する。
------	---------------------------------

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【63】 (指) 教育研究分野の多様性及び財務の透明性確保に配慮しつつ、財務データを最大限活用した学内資金の効果的な配分を行うとともに、財源の多様化を連動させつつ、大学の事業費に占める総長の裁量による配分資金割合を増加させる。【◆】	財務データを活用した学内配分制度の下、中期計画等に基づいて成果を業績評価し配分を行う。また、透明性を確保した審査を経て総長の裁量による配分資金を配分する。	IV		(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・P. 44 特記事項「総長のイニシアティブによる予算配分」参照。 ・平成 28 年度より、「東京大学ビジョン 2020」の実現に資する取組に重点的に配分できる新たな学内予算配分制度の運用を開始した。また、総長・役員・全所長等が構成員となる予算委員会を設置し、教育研究分野の多様性及び財務の透明性確保に配慮しつつ、同制度を運用する体制を整備した。 ・財務データを教育・研究・社会連携等の非財務データと組み合わせ、大学の「強み・弱み」を可視化し、投入された資源の有効性、効率性の評価に資するエビデンスを作成し、効果的・効率的な意思決定、資源配分を実現するため、平成 29 年 4 月に総長室の下に「IR データ室」を設置した。	・引き続き実施予定。
		III		(平成 31 事業年度の実施状況) 【63】 ・P. 44 特記事項「総長のイニシアティブによる予算配分」参照。	
【64】 教育研究等の質の向上を図るために必要な人件費を確保しつつ、効果的な運用を行う。		III		(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・人件費の主要な財源である運営費交付金の減少に対応し、財源の多様化による多様な人材の採用と活用、雇用の安定化を促進するための仕組みとして教員採用可能数再配分システムを毎年度活用した。同システムは、各部局から採用可能数の	・引き続き実施予定。

			1%を拠出した上で、一定の割合にて部局に再配分を行うものであり、平成30年度以降は部局拠出の1%に本部拠出の0.2%を加えて、1.2%を再配分することとし、さらに人件費財源多様化の観点から、全て時限での配分とすることとした。平成28年度の再配分システム活用実績は、27ポストであり、平成30年度には37ポストに増加した。教員以外の職員については、平成28年度は21ポストを再配分し、平成30年度は、総長の裁量分として組織の新設・改編、新規業務等に対応する必要性の観点から評価を行い、22ポストの再配分を決定した。 ・国内外から多様で優れた教員を確保するため、①クロス・アポイントメント制度、②スプリット・アポイントメント制度、③教授（特例）ポスト制度、④年俸制給与等の柔軟な人事措置を毎年度活用した。この他、准教授ポストを一定期間教授へアップシフトする「採用可能数のアップシフト」制度を平成29年1月から開始した。加えて、平成30年度において、国内外から優秀人材の獲得を促進する観点から給与の大幅な弾力的・競争的設定が可能となるよう、上限号俸を引き上げる規則改正を行った。これらの活用により、平成28年度は40件、平成30年度は合計60件の優れた人材の確保を実現している。	
	【64】 研究者雇用制度改革を引き続き推進するとともに、各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて、教員採用可能数・学内再配分システム枠及び教員以外の職員の採用可能数再配分枠の資源を確保し、優先順位に従い採用可能教員数の再配分を実施する。	III	(平成31事業年度の実施状況) 【64】 ・引き続き、教員採用可能数再配分システムを活用し、51ポストを再配分した。教員以外の職員の再配分実績は、5ポストとなった。 ・引き続き、クロス・アポイントメント制度等の柔軟な人事措置を活用した。この他、内外の優秀な人材の確保のために、総長が本学の研究教育の発展に特に資すると認める場合の本部負担による年俸額決定制度を創設した。これらの活用により合計66件の優れた人材確保が実現している。	

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	● 資産の有効活用を推進する。
------	-----------------

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【65】(指) 資金運用を大学の財務マネジメントとして重視し、余裕金の運用効率を高めて、運用額を増やすとともに、市場の変化の中においても、リスク管理に留意しながら、大学法人が運用可能な手段を最大限活用し、より有利な条件での運用を行う。	【65】 詳細な資金繰り計画に基づき、頻度の高い短期運用を行うとともに、リスクに留意しつつ効率性を考慮した長期運用を行う。	III	III	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・ P. 43 特記事項「資金の運用の取組」参照。	・ 引き続き実施予定。
				(平成 31 事業年度の実施状況) 【65】 ・ P. 44 特記事項「資金の運用の取組」参照。	
【66】(指) 保有する不動産の現状を適切に把握して、その有効活用を行うとともに、本来業務に支障のない範囲で、貸付を積極的に行い、民間需要と資金による施設整備と収益事業運営を進める。		III		(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・ 学内不動産の利用状況を調査するとともに、平成 29 年 7 月に土地有効活用ワーキンググループを設置し、全学的な見地から資産の有効活用に関する検討を行う体制を整備した。 ・ この他、P. 43 特記事項「資産の有効活用に向けた取組」を参照。 ・ <u>平成 28 年度以降、多摩宿舎跡地、弥生宿舎跡地等の一部を公共工事の資材置き場等として貸付を行った。この他、平成 28 年度には白金学寮跡地を譲渡し、平成 29 年度には西東京キャンパス、西千葉キャンパスについて売却に向けた協議を開始した。平成 30 年度には生産技術研究所千葉実験所跡地利用に関して、民間提案募集を行い、対話事業者を選定し、跡地利用計画の検討を進めた。</u>	・ 引き続き実施予定。

	【66】 保有する不動産の現状を調査し適切に把握して、その有効活用を行う。また、一時的に使用していない土地について、本来業務に支障のない範囲で貸付を行う。	III	(平成 31 事業年度の実施状況) 【66】 保有する不動産について、現状を把握し有効活用の検討に継続的に取り組んでいる。例えば、西千葉の生産技術研究所千葉実験所跡地では、千葉市、千葉大学、有識者、地元町会長、本学で組織される跡地利用協議会において、今後の跡地利用について協議し、「跡地利用計画」を策定した。また、白金台キャンパス、検見川キャンパスでは、今後の貸付を含めた資産の有効活用を行うための公募を行い、いずれも事業者を選定し事業協力を進めている。また、一時的に使用していない多摩宿舎跡地については、平成 31 年度に公共工事の資材置き場等としての貸付を行った。	
--	---	-----	--	--

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成 28～30 事業年度】

■多様な財源による教育研究環境の整備

産業技術総合研究所（AIST）及び経済産業省産業技術環境局と「グローバル AI 研究拠点」の整備に関する協定を平成 30 年度に締結し、ものづくりと AI の融合研究に取り組む AIST の新たな研究拠点「柏センター」を柏Ⅱキャンパスに設置した。同センターの施設は「AI データセンター棟」と「社会イノベーション棟」から構成され、特に AI データセンター棟には平成 30 年 8 月より本格運用を開始した大規模 AI クラウド計算システム「ABCI（AI Bridging Cloud Infrastructure）」が構築された。また、千葉県、柏市と共に新規産業の創出に取り組む「産学協創プラットフォーム拠点」として、平成 31 年 3 月に本学のインキュベーション施設及び生産技術研究所附属価値創造デザイン推進基盤の合築となる「柏Ⅱキャンパス産学官民連携棟」を柏Ⅱキャンパスに開設した。【60】

■ベンチャーエコシステムの拡充

ベンチャーエコシステム（イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム）の拡充のため、平成 30 年度に、本学が行うベンチャー支援業務（法人の施設及び実験機器等の貸与及びコンサルティブ的ソフト支援に関する業務等）の対価の一部を新株予約権で受け取る規則を整備した。これにより、起業負担の軽減、並びに財源の多元化を図った。【60】

■資金の運用の取組

年間及び日々の資金繰り計画を作成し、頻度の高い短期運用を行うとともに、長期運用計画に基づく安全性と効率性を考慮した長期運用を行うなど、効率的な資金運用を行い、引き続き低金利状態が続く厳しい経済情勢の中で、平成 28 年度は 3 億 26 百万円、平成 29 年度は 3 億 27 百万円の運用益を得た。

平成 30 年度は、これらに加えて、SDGs を資金運用の面から推進するため「東京大学 ESG 投資方針」を策定し、国際連合が提唱する PRI（責任投資原則：Principles for Responsible Investment）に国立大学として初めて署名した。同方針に基づき、PRI を通じた ESG（Environment, Social, Governance）投資を実践し、長期的な投資リターンの向上と持続可能な社会の実現の両立を目指す取組を開始し、5 億 22 百万円の運用益を得た。【60】【65】

■資産の有効活用に向けた取組

本学が所有する資産の有効活用を図るため、平成 30 年 5 月に三菱地所株式会社、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社及び株式会社三菱 UFJ 銀行と協定を締結した。この他、同年 7 月に三井不動産株式会社、株式会社日本総合研究所及び株式会社三井住友銀行と協定を締結した。これらの協定に基づく連携・協力により、民間企業のノウハウを活かした所有資産の効率的な活用・

運用が期待される。【60】【66】

■財源の多様化・多元化に向けた体制整備

平成 29 年度に、国立大学法人法の改正を受けて、業務上の余裕金の運用管理に関する事項を審議する「東京大学資金運用管理委員会」を設置するとともに、「東京大学寄附金等資金運用管理要領」を制定した。また、貸付料等の調査結果を踏まえ、「東京大学固定資産（不動産）貸付取扱要領」を改正したほか、資産・施設担当理事を座長とした「土地有効活用ワーキンググループ」を設置するなど、財源の多様化・多元化に向けた体制整備を行った。【60】【65】【66】

■寄附金の獲得に向けた取組

東大基金について、平成 26 年度に策定した「渉外本部中期計画」に基づき、令和 2 年度に寄附額 50 億円体制を目指し、寄附金獲得に向けた取組を推進している。

平成 28 年度は寄附金収集のための戦略立案や対外折衝、運用等（助言）に従事する 13 名の専任スタッフを渉外本部に配置し、遺贈等による寄附の獲得に向けた取組を推進した。具体的には、ホームカミングデー等で本学卒業生の会計士を招聘し「相続・遺言セミナー」を開催したほか、総長主催の「感謝の集い」や基金によるプロジェクトの寄附者向けの報告会・見学会を開催するなど、富裕層の開拓、卒業生を中心とした個人寄附の裾野の拡大、継続寄附者の取込み・拡大に向けた取組を推進した。また、平成 28 年度に学生等への修学支援事業に対する個人の寄附に税額控除と所得控除の選択制が導入されたことに伴い、経済的な理由で修学に困難がある学生等に対する支援を行う「修学支援事業基金」を新たに創設した。この他、平成 28 年度は女子学生や女性研究者支援等を行う「UTokyo 女性活躍支援基金」をはじめ、新たに 6 つの基金を立ち上げた。これらの取組により、平成 28 年度は東大基金に 28 億 42 百万円の寄附申込みがあり、平成 28 年度末時点での基金残高は 111 億 52 百万円となった。また、東大基金を含め、平成 28 年度は大学全体で 99 億 9 百万円の寄附を受け入れた。

平成 29 年度は、引き続き、総長主催の「感謝の集い」や基金によるプロジェクトの寄附者向けの報告会・見学会を開催したほか、ホームカミングデー等で遺贈等による寄附の獲得に向けた「相続・遺言セミナー」を開催した。また、大学への寄附について討議し、意見交換を行う「大学への寄附～みんなで考える、大学を支える仕組み～」（参加者約 200 名）を開催するなど、寄附文化の醸成に向けた取組を推進するとともに、新たに 8 つの基金を立ち上げた。これらの取組により、平成 29 年度は東大基金に 23 億 87 百万円の寄附申込みがあり、平成 29 年度末時点での基金残高は 108 億 18 百万円となった。また、東大基金を含め、平成 29 年度は大学全体で 92 億 68 百万円の寄附を受け入れた。

平成 30 年度は、個人からの土地、有価証券等の評価性資産による寄附を拡充し、本学における教育研究活動及び社会連携の充実に活用するための制度を整備した。この制度に基づき、株式約 60 億円（受領時の時価）の寄附を受け入れ、

株式配当額を原資として、安定的かつ自由度の高い財源を確保し、戦略的に執行した。また、未来社会協創推進本部（Future Society Initiative; FSI）が主導する「未来社会協創事業（FSI 事業）」の取組を支え、その目標を実現するための基金として「未来社会協創基金」を設立した。また、同基金を含む多様な財源を活用し、FSI 事業をより効果的に推進するための組織として「未来社会協創事業戦略室」を設置するとともに、学内予算配分の仕組みを構築した。これらの取組により、平成 30 年度は東大基金に 99.9 億円（評価性資産寄附を含む）の寄附申込みがあり、平成 30 年度末時点での基金残高は 148 億 48 百万円となった。また、東大基金を含め、平成 30 年度は大学全体で 111 億 60 百万円の寄附を受け入れた。【62】

■総長のイニシアティブによる予算配分

総長を委員長とし、役員や全ての科所長等で構成する「予算委員会」を平成 28 年度に設置し、学内予算配分及び概算要求等を透明かつ公正に決定する仕組みを構築した。新たな学内予算配分制度では、部局配分予算を、経常経費と「東京大学ビジョン 2020」を踏まえた取組を実現させるための事業経費に大きく分け、前者は配分額を保証し、後者は「東京大学ビジョン 2020」の実現に資する提案に対し重点配分を行うこととした。この制度により、各部局において自己財源等を活用したビジョンに資する取組が推進され、その結果、事業予算のうち、部局への予算配分総額に占める総長のイニシアティブによる配分額は、制度改革前（平成 27 年度）の 12%に対して、平成 30 年度は 51%となった。また、平成 30 年度の予算配分における事業経費の継続分にかかる評価では、科研費の応募率・採択率を指標として実績が上位の部局にインセンティブ配分を上乗せするなど、IR データを用いた評価手法を新たに導入した。【53】【63】（再掲）

【平成 31 事業年度】

■資金の運用の取組

年間及び日々の資金繰り計画を作成し、頻度の高い短期運用を行うとともに、長期運用計画に基づく安全性と効率性を考慮した長期運用を行うなど、効率的な資金運用を行い、引き続き低金利状態が続く厳しい経済情勢の中で、平成 31 年度は 3 億 6 百万円の運用益を得た。【60】【65】

■寄附金の獲得に向けた取組

引き続き、総長主催の「感謝の集い」や基金によるプロジェクトの寄附者向けの報告会・見学会や各種セミナーを開催するなど、寄附文化の醸成に向けた取組を推進するとともに、新たに「航空宇宙研究教育支援基金」「国際工学人材育成基金」「Robo Tech 支援基金」等、12 の基金を立ち上げた。

また、令和元年 6 月に「海外での資金調達に関する全体会議」を設置し、Kavli 財団との連携強化、本学関連団体である「東京大学ニューヨークオフィス（UTokyoNY）」や「東大友の会 Friends of UTokyo, Inc.（FUTI）」の協力下での本学卒業生ネットワークを活用した米国における寄附募集活動の体制構築を

図った。特に、UTokyoNY を活用した米国内での本学に対する寄附の受入体制の整備等、米国での資金調達に向けた具体的な検討、取組を開始した。この他、海外からの資金調達を加速させるための取組として、中華民国の大手企業 75 グループが加盟する経済団体である中華民国三三企業交流會と、包括連携協定を締結した。これらの取組により、平成 31 年度は東大基金に 41.7 億円の寄附申込みがあり、平成 31 年度末時点での基金残高は 148 億 92 百万円となった。また、東大基金を含め、平成 31 年度は大学全体で 105 億 53 百万円の寄附を受け入れた。【62】

■総長のイニシアティブによる予算配分

引き続き、「東京大学ビジョン 2020」の実現に資する取組に対して、重点的な予算配分を行った。その結果、事業予算のうち、部局への予算配分総額に占める総長イニシアティブによる配分額の割合は、平成 27 年度 12%に対して、平成 31 年度は 53%となり、制度改革前の 4 倍以上と大幅に増加させた。【53】【63】（再掲）

＜財務基盤の強化に関する取組＞

指定国立大学法人構想の推進に向け、安定的かつ自律的な経営基盤の獲得のため、令和 3 年度までに実質 100 億円程度の自由度の高い財源の構築を目標として、多様な財源構築戦略を進めた。具体的には、評価性資産の寄附拡充や卒業生からの寄附強化、未来社会協創（FSI）基金の創設などによる寄附拡充（約 96 億円）、知的財産管理・運用、インキュベーション事業（約 36 億円）、資金運用益（約 15 億円）などにより財源を構築した。個々の取組については、P. 43「多様な財源による教育研究環境の整備」、P. 43「ベンチャーエコシステムの拡充」、P. 43・P. 44「資金の運用の取組」、P. 43「資産の有効活用に向けた取組」、P. 43「財源の多様化・多元化に向けた体制整備」、P. 43・P. 44「寄附金の獲得に向けた取組」を参照。【60】

2. 共通の観点に係る取組状況（財務内容の改善）

P. 43「多様な財源による教育研究環境の整備」、P. 43・P. 44「資金の運用の取組」、P. 43「財源の多様化・多元化に向けた体制整備」、P. 43・P. 44「寄附金の獲得に向けた取組」、P. 44「総長のイニシアティブによる予算配分」、並びに「Ⅱ教育研究等の室の向上の状況に関する特記事項」「○附属病院について」の P. 100「（3）継続的・安定的な病院運営のために必要な取組が行われているか」及び P. 102「医学部附属病院・医科研附属病院との連携による病院機能強化特別プロジェクト」を参照。

I 業務運営・財務内容等の状況

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

① 評価の充実に関する目標

中期目標

- 東京大学の特性を生かしその運営改善に資する自己点検・評価を実施する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の 実施予定
【67】 各組織の目標及び大学全体としての多様性を最大限に尊重しつつ、社会的、国際的な視点にも留意した自己点検・評価または外部評価を全ての教育研究部局において実施し、その結果を公表する。また、その結果及び大学の国際比較の検証結果等を収集分析し、教育研究の質の向上や組織運営の改善・強化に活用する。		III		(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・P. 51 特記事項「UTokyo Global Advisory Board の設置」参照。 ・P. 51 特記事項「IR データを活用する体制の整備・拡充」参照。 ・P. 51 特記事項「『東京大学統合報告書 2018』の作成」参照。 ・ <u>毎年度、教育研究部局に対し自己点検・評価または外部評価等に関する実施状況を調査し、本学ウェブサイトにて公表している。特に平成 29 年度には、「第 3 期中期目標期間における自己点検・評価の実施における留意点」を本部にて作成し、各部局に周知共有した。</u> ・平成 29 年度に実施した「東京大学ビジョン 2020」の中間フォローアップにおいて、全ての学部・大学院、附置研究所、全学センター、国際高等研究所の下位の機構が、「東京大学ビジョン 2020」や指定国立大学法人構想に基づく取組の成果を検証し、その結果を以下のウェブサイトに掲載した。 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/president/b01_vision2020.html ・毎年度、大学の国際比較の一例として、世界大学ランキングの情報収集を行い、執行部に情報提供を行っている。特に平成 29 年度はカリフォルニア大学バークレー校を訪問し意見交換を実施、平成 30 年度は THE World Academic Summit において担当理事がセッションのモデ	・引き続き実施予定。特に、「東京大学ビジョン 2020」の最終フォローアップを実施し、その結果を次期執行部の参考に供するとともに、学外にも公表予定。

	【67】 教育研究部局において自己点検・評価、外部評価を実施し、結果を公表する。また、教育研究部局で実施した自己点検・評価、外部評価の結果、大学の国際比較の検証結果等を収集分析し、教育研究の質の向上や組織運営の改善・強化に活用する。		レーターを務め意見交換を実施し、情報収集に努めた。 (平成 31 事業年度の実施状況) 【67】 ・ P. 52 特記事項「UTokyo Global Advisory Board Meeting の開催」参照。 ・ P. 52 特記事項「『東京大学統合報告書 2019』の作成」参照。 ・ 引き続き、教育研究部局に対し自己点検・評価または外部評価等に関する実施状況を調査し、実施一覧を本学ウェブサイトにて公表した。 ・ 大学の国際比較の一例として、スイス連邦工科大学チューリッヒ校にて開催された THE World Academic Summit2019 への参加や、QS の Korea and Japan Country Director と意見交換をするなど、世界大学ランキングの情報収集を行い、執行部に情報提供を行った。 ・ 引き続き「『東京大学ビジョン 2020』のフォローアップに関する基本方針」に基づき、フォローアップを実施した。	
--	---	--	--	--

I 業務運営・財務内容等の状況

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

中期目標

- 教育研究の成果を国内外に広く発信し、東京大学の国内外でのプレゼンスを向上させる。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【68】 教育研究や大学運営等の諸活動の状況を積極的かつ適時適切に社会に発信するため、ウェブサイト、SNS、出版、広告等多様な発信手段の活用を推進するとともに、海外に向けても発信力を強化する。その一環として外国語のコンテンツを充実させる。		IV		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ・P. 51 特記事項「『東京大学統合報告書 2018』の作成」参照。 ・P. 51 特記事項「『東京大学広報戦略 2020』に基づく取組」参照。 ・P. 51 特記事項「留学生向け情報の充実」参照。 ・P. 51 特記事項「コミュニケーションセンターを活用した情報発信」参照。 ・P. 52 特記事項「財務情報等の積極的な発信」参照。 ・教育研究や大学運営等の諸活動の状況を積極的かつ適時適切に社会に発信するため、以下のとおり多様な発信手段を活用し、毎年積極的な情報発信を行っている。 ・プレスリリース（毎年 300 件以上） ・刊行物の発行（広報誌「淡青」「東京大学概要」） ・ウェブサイト及び SNS での発信（公式動画サイト、Facebook, twitter） ・海外向けプレスツアー（平成 28 年度）や一般向けキャンパスツアー（参加者延べ 1,500 人から 3,000 人に増加）の実施 ・広告の掲出（Times Higher Education, Nature） ・東京大学公開講座の開催（毎年約 4,500 人前後参加） ・高校生のためのオープンキャンパス（毎年約 20,000 人参加） ・コミュニケーションセンター等の運営（研究成果を活用した商品等を販売）	・引き続き実施予定。

			・財務レポート・統合報告書の刊行（冊子版、ダイジェスト版、英語版等累計 20,000 部以上）、財務報告会等の実施（参加者 125 人から 204 人に増加）等 ・海外に向けての情報発信として、英文プレスリリースの増加（9 本から 20 本に増加）、英文リーフレット等の刊行（東京大学概要）、ウェブサイト等への英語記事の掲載等を推進している。特にウェブサイトでは、広報誌「淡青」を英語化した掲載や、研究成果等学術情報英語記事の発信（毎年平均 60 件）のほか、英語化が望ましい割合（実績では日本語記事の約 3 割）で英訳を進め SNS による拡散にも取り組んでいる。	
	【68-1】 ウェブサイトやイベント、社会の双方向的な連携拠点であるコミュニケーションセンター等の多様な手段を活用し、教育研究や大学運営等の諸活動の状況を発信するとともに、海外に向けての発信力強化を図る。また外国語コンテンツ、人紹介記事、プレスリリースを充実させ、国内外に向け積極的に情報を発信する。	III	（平成 31 事業年度の実施状況） 【68-1】 ・P. 52 特記事項「『東京大学統合報告書 2019』の作成」参照。 ・「東京大学広報戦略 2020」に基づき、東京大学の“人”を中心に、研究者の横顔や研究に至った背景などを紹介することで研究者に興味を持ってもらい、本学の卓越性や多様性の紹介、大学の信頼の構築に繋げることを目的として、本学ウェブサイト（日・英）の「UTOKYO VOICES」のページにおいて、研究者紹介をした。平成 31 年度は 20 名の取材を行い、そのうち令和 2 年 3 月までに 4 名公開し、人紹介を開始した平成 29 年 4 月からの累計取材者数は 95 名、累計公開者数は 78 名となった。「UTOKYO VOICES」のページのアクセス数は、平成 31 年度は日本語版 147,000PV、英語版 17,000PV、平成 29 年 4 月からの累計アクセス数は、日本語版 257,000PV、英語版 31,000PV となった。また、海外の学生に向け、本学の学生及び OB・OG を紹介することを目的として平成 30 年度に本学の英語版ウェブサイト立ち上げた「Discover Our People」では、平成 31 年度に 4 名の記事を掲載し（平成 30 年度からの累計 8 件）、ウェブサイトのアクセス数は累計 8,049 PV となった。 （UTOKYO VOICES） https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/tags/?tag=UTOKYO+VOICES （Discover Our People）	

			https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/en/tags/?tag=Discover+Our+People ・1日に26万人（WEF 調べ）が閲覧する世界経済フォーラム（WEF）運営のウェブサイト「アジェンダ」の日英サイトに、総長が「How universities can become a platform for social change」と題する記事を寄稿し、本学のビジョンを世界に発信した。 ・引き続き、教育研究や大学運営等の諸活動の状況を積極的かつ適時適切に社会に発信するため、以下のとおり多様な発信手段を活用し、<u>積極的な情報発信を行った。</u> ・プレスリリース（384 件） ・刊行物の発行（広報誌「淡青」「東京大学概要」） ・ウェブサイト及び SNS での発信（公式動画サイト、Facebook, twitter） ・科学展示会サイエンスアゴラにブース出展（来場者延べ 700 人） ・一般向けキャンパスツアーの実施（参加者延べ 4,494 人） ・東京大学公開講座の開催（参加者 4,655 人） ・高校生のためのオープンキャンパス（参加者 24,412 人） ・コミュニケーションセンター等の運営（研究成果を活用した商品等を販売） ・統合報告書の刊行（12,000 部） ・第 5 回東京大学定期株主総会の実施（参加者 220 人（うち学外者 165 人））等 ・<u>海外に向けての情報発信として、引き続き、英文プレスリリース（46 本）、英文リーフレット等の刊行（東京大学概要、海外大学関係者向け「VISION & ACTION」）、ウェブサイト等への英語記事の掲載等を推進した。特にウェブサイトでは、広報誌「淡青」を英語化した掲載や、研究成果等学術情報英語記事の発信（143 件）のほか、英語化が望ましい割合（実績では日本語記事の約 3 割）で英訳を進め、SNS による拡散にも取り組んでいる。</u> ・本学の米国における活動（学生・研究者の国際交流、海外大学・法人との連携）の情報発信等、全学的海外連携活動をさらに積極的に支援するため、平成 27 年度に生産技術研究所及び医	
--	--	--	--	--

				科学研究所が主体となり開設した「東京大学ニューヨークオフィス（UTokyoNY）」を、大学本部主体の運営にした。また、UTokyoNY が米国での本学の研究、教育活動の情報発信拠点となるよう、イベント開催経費の助成を措置し、イベント企画選定委員会による募集を実施し、4件を採択した。このように、米国において部局等が積極的にイベント等を開催し、研究成果等の社会発信を推進できる環境を整えている。	
	【68-2】 外国語ウェブサイトの適時更新を行うなど、留学生・外国人研究者に対する情報の充実を図る。		III	【68-2】 ・【68-1】を参照。	

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

【平成 28～30 事業年度】

■UTokyo Global Advisory Board の設置

総長の諮問に応じて、本学の掲げる目標及び当該目標を達成するための戦略等について、国際的かつ多角的な視点から意見の答申を行う「UTokyo Global Advisory Board」を総長室の下に設置した。平成 29 年 11 月に開催した第 1 回 UTokyo Global Advisory Board Meeting には、世界各国の学术界、産業界、政界等を代表する 23 名の有識者が出席し、「さらなる多様化の推進」、「財務基盤の強化」、「研究環境の向上」について提言を得た。平成 30 年 11 月の第 2 回 Meeting では、「Platform for Social Change: Tokyo Forum and Beyond」をテーマに意見交換を行い、ここでの助言は、「東京カレッジ」の開設及び「東京フォーラム」の開催に活かされた。(P. 30 参照) 【52】 【67】 (再掲)

■IR データを活用する体制の整備・拡充

本学におけるインスティテューショナル・リサーチデータ（計画策定や意思決定等を支援するための情報）の活用を推進するため、平成 29 年度に総長室の下に IR データ室を設置し、学内外の情報の収集、分析を行う体制を整備した。平成 30 年度には、本学の教育・研究・社会連携活動等に関するデータを可視化し、ウェブブラウザを通して本学執行部や本部各部、各部局に情報を提供する「東京大学 IR データサイト」の運用を開始した。【67】

■『東京大学統合報告書 2018』の作成

平成 30 年度に、IR データ室と財務部決算課が中心となり、学内教職員による統合報告書製作委員会を立ち上げ、『東京大学統合報告書 2018 ～Integrated Report×Institutional Research～』を国内大学で初めて（海外大学では 7 校（作成当時））作成した。同報告書では、研究や教育、社会連携の情報と、財務情報とを有機的に組み合わせることで、本学の経営理念や多様な資源、活動状況について国際比較も交え説明しており、冊子版 11,500 部と英文要約版 1,000 部を作成し、204 名の参加があった「第 4 回東京大学定期株主総会」で配布したほか、本学の渉外活動や産学連携活動、入学式や職員研修の場面でも広く有効に活用され、学術から価値を創造し、それを持続可能な未来に繋げる本学の活動について、幅広い層から共感を得た。【67】 【68】

■「東京大学広報戦略 2020」に基づく取組

平成 28 年度に「東京大学ビジョン 2020」を実現するための広報活動に関する目標を「東京大学広報戦略 2020」として策定した。この広報戦略を踏まえ、ウェブサイトのリニューアルと効果的な情報発信、外国語コンテンツの充実等の海外向け発信力の強化、広報体制の整備充実等を進めた。平成 29 年度には、論文や著書だけからではわからない本学の教員を紹介するウェブサイト「UTOKYO VOICES」を開設（日本語及び英語）、平成 30 年度にはアクセシビリティ対応にしたウェブサイトのリニューアルを行い、全学の情報を集積し効果的に可視化

し発信する総合ニュースサイト「UTokyo FOCUS」を整備、並行して日本語記事の英訳や研究成果等学術情報英語記事の発信等を推進した。「UTOKYO VOICES」を開設した平成 30 年 1 月から、令和 2 年 3 月までの東京大学ホームページのページビュー数は、日本語サイト 52,415,114PV、英語サイト 10,127,144PV、また、科学者向けの科学プレスリリース配信プラットフォームのページビュー数は、EurekAlert は 390,519PV（英語圏・記者を含む）、AlphaGalileo 20,621PV（欧州圏・記者を含む）であり、一例として、平成 30 年度には英国放送協会（BBC）が選出する「100 Women」（大きな影響力を持ち人々の心を動かしている女性 100 人）に本学大学院学生 1 名が選出されるなどの成果があった。【68】

■留学生向け情報の充実

英語ウェブサイトのほか、中国語・韓国語ウェブサイトでもコンテンツを充実させ、情報発信を行っている。また、平成 30 年度に、留学生支援ウェブサイトを立ち上げ、留学生支援情報を効率的に発信している。加えて、平成 28 年度に日本留学準備支援コース「Studying at Japanese Universities」を MOOC に開講し、半年間で北南米、アジアを中心に約 6,000 人の受講者があった。平成 30 年度までの累計受講者数は 13,365 人となり、MOOC を入口とした留学生支援手段として有効に機能している。【68】

■コミュニケーションセンターを活用した情報発信

本学コミュニケーションセンター等において、研究成果を活用した商品や、UTokyo マークを配したオフィシャルグッズを販売している。特に、平成 28 年度には、本学大学院農学生命科学研究科附属演習林樹芸研究所で栽培されたカカオを使用したチョコレート「くらべるカカオ」を発売した。平成 29 年度には、アミノ酸摂取による栄養効果の研究を礎に開発したアミノ酸サプリメントシリーズの新商品「体力式アミノ酸ようかん」や、イスラーム教やハラールについてより深く知り、考えることを目的としたプロジェクトの一環で開発したハラール認証マーク入りのチョコレート「ハナーンチョコレート」を発売した。平成 30 年度には、キウイフルーツの果皮から分離、発見された「乳酸菌 11/19-B1 株」を使用したドリンクタイプのヨーグルト「研 Q 室のヨーグルト ドリンクタイプ」を発売した。この他、研究成果の発信拡大の新たな試みとして、羽田空港（11 月～1 月）、那覇空港（11 月～2 月）、三越日本橋店（2 月）で期間限定の販売を行った。これらの取組により商品の知名度や本学の取組の PR の貢献につながった。平成 31 年度には、本学大学院農学生命科学研究科の研究を応用して得た、セルロースナノファイバー（CNF）を配合したゲルインク使用のボールペン「UTokyo Go CNF ボールペン」を発売した。【68】

■財務情報等の積極的な発信

財務状況や事業内容について解説した財務レポートを日英 2 カ国語で作成す

るとともに、より充実したディスクロージャー（情報開示）を目指し、ホームカミングデイにおいて財務報告会「東京大学定期株主総会」を平成 27 年度から毎年度開催している。

特に、平成 29 年度は、財務情報と非財務情報の統合を目指し、教育、研究、社会連携に関する IR データの一部を非財務情報として財務レポートに掲載した。財務レポートは財務報告会において配布するとともに、ウェブサイトで公開している。この他、IR データ室で収集した情報や分析を基に、本学が目指すべきディスクロージャーの形を探ることを目的とした動画を制作し、動画サイトの本学公式チャンネル上で配信するなどした。

また、平成 30 年度は、前述のとおり、研究や教育、社会連携の情報と、財務情報を有機的に組み合わせることで、経営理念や多様な資源、活動状況について説明する「東京大学統合報告書 2018～Integrated Report×Institutional Research～」を国内大学で初めて作成し、統合報告書を財務報告会において配布したほか、本学ウェブサイトで公表したり、渉外活動で使用したりするなど、学術から価値を創造し、それを持続可能な未来を切りひらくための行動につなげる本学の活動を広く共有した。【68】

【平成 31 事業年度】

■UTokyo Global Advisory Board Meeting の開催

第 3 回 UTokyo Global Advisory Board Meeting を 10 月に開催し、世界各国の学界、産業界、政界等を代表する 8 名の有識者を招いた。「The Role of a Leading University in Contributing to the Future Society」のテーマの下、前回の助言を「東京カレッジ」の開設及び「東京フォーラム」の開催に活かしていることを報告するとともに、変化しつつあるグローバル時代における大学の役割等について、各界の多様なボードメンバーから多様な切り口で有意な意見を得た。（P. 33 参照）【52】【67】（再掲）

■『東京大学統合報告書 2019』の作成

昨年度に引き続き、本学 2 冊目となる『東京大学統合報告書 2019～Integrated Report×Institutional Research～』を作成した。発行部数は 12,000 部に上る。東京大学第 5 回定期株主総会や渉外活動等を通して学内外に広く配布する一方で、専門家やアナリストの外部評価を得るため、機関投資家や一般個人投資家が注目する日経アニュアルレポートアワードに参加した。本学 2 作目となる当該報告書では、企業会計に近づけた貸借対照表・損益計算書を用いながら、経営体になると宣言した東京大学が、大学の機能拡張に伴う新たな収益事業のあり方を探り、第 4 期中期目標期間に向けて現行諸制度に対して提言する特集記事等を掲載し、企業関係者や専門家、学識経験者からも高い評価を得た。【67】【68】

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	● 多様性に富む世界最高水準の教育研究活動の展開を可能とするため、社会的課題に先導的に対応できるような魅力あふれるキャンパス環境の整備を推進する。
------	---

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【69】（指） 本郷・駒場・柏の 3 極を中核とした「東京大学キャンパス計画大綱」（役員会議決）に基づき、各地区キャンパスの再開発・整備計画の策定・見直しを行い、東京大学の機能強化や地域・社会との共生のためのキャンパス・施設について、PFI 事業も含め機動的かつ計画的な整備を推進する。	【69-1】 文京区における地区計画策定状況を踏まえたキャンパス計画の策定を開始する。	III		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ・平成 28 年度に、文京区の地区計画策定に向けて、文京区、地域住民、東京大学の 3 者にて定期的に協議を実施した。平成 29 年度には、文京区の地区計画策定状況を踏まえて、本郷キャンパスの法的条件等を整理の上、コンサルタントを活用し文京区と協議を行い、平成 30 年度には、その上位構想（行政計画）を作成に向けて文京区と協議を実施し、構想案の作成を推進した。 ・PFI 事業に関しては、P. 68 特記事項「多様な財源を活用した整備手法による整備に関する取組」を参照。 ・各地区キャンパスの整備については、P. 68 特記事項「キャンパスマスタープラン等に基づく施設整備に関する取組」を参照。	・引き続き実施予定。
			III	（平成 31 事業年度の実施状況） 【69-1】 ・文京区における地区計画策定を踏まえ、引き続き文京区と協議を実施し、地区計画策定に向けた目標や方針に関する合意書を文京区の担当課と作成した。 ・文京区都市計画マスタープランと地区計画を結ぶ上位構想作成に向け、文京区と東京大学の関係者で検討会を立ち上げ作成を推進した。	

	【69-2】 本学の機能強化や地域・社会との共生に資する施設整備について、クリニカルリサーチセンター整備事業等の PFI 事業等を含め推進する。	III	【69-2】 ・本郷キャンパス周辺に学外レンタルスペース 142.05 m²を借り受け、東京大学の卒業生・現役生・研究者向けのプレインキュベーションプログラムのための施設を整備した。この他の産学連携施設の整備については、P. 68 特記事項「キャンパスマスタープラン等に基づく施設整備に関する取組」を参照。 ・PFI 事業に関しては、P. 68 特記事項「多様な財源を活用した整備手法による整備に関する取組」を参照。	
【70】 大学キャンパスを通じて持続型社会モデルの提案を目指す T S C P (Today Sustainable Campus Project) に基づき、2030 年度迄には CO2 排出量を 2006 年度比でほぼ半減することを目指し、省エネルギー等に配慮したキャンパス作りに取り組む。	【70】 学内連絡組織を通じた運用改善や熱源改修等により、省エネルギー対策を実施するとともに、高効率化ガイドラインの部局への展開により、CO2 削減を推進する。	IV	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・P. 65 特記事項「東大サステイナブルキャンパスプロジェクト (TSCP) に基づいた省 CO2 対策」参照。	・引き続き実施予定。
【71】 安全・安心な教育研究環境の確保のため、耐震対策、老朽化が進行している施設・設備インフラ及びバリアフリー化等について計画的な整備・更新を推進する。	【71】 引き続き耐震補強を推進するとともに、老朽化が進行している施設・設備のインフラ機能改善に向け、作成した施設	III	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・<u>各地区キャンパスのバリアフリーマップを作成・更新し、本郷地区及び駒場地区キャンパスについては英語版も作成してウェブサイトに掲載した。</u>この他、障害のある構成員からの多目的トイレの改修等の要望を踏まえたバリアフリー化を推進し、安全・安心な教育研究環境の確保に努めた。 ・バリアフリーマップの更新にあたっては、平成 30 年度に本郷地区の多目的トイレの設置数・設備について調査を行い、当事者の声を活かした多目的トイレの設置に向けて、ワークショップを開催した。 ・施設保全カルテの作成については、P. 68 特記事項「施設の有効利用や維持管理に関する取組」参照。 ・耐震対策、老朽化の施設整備については P. 68 特記事項「キャンパスマスタープラン等に基づく施設整備に関する取組」を参照。 (平成 31 事業年度の実施状況) 【71】 ・平成 30 年度の本郷地区に引き続き、駒場地区の多目的トイレの設置数・設備について調査を行	・引き続き実施予定。

	保全カルテを基にインフラ長寿命化計画（個別施設計画）を策定する。また、駒場地区キャンパスのバリアフリーの状況に関する調査を実施し、バリアフリーマップの更新を行うとともに、障害のある構成員の要望を踏まえたバリアフリー化を推進する。			い、新たにオストメイト用設備、介助用ベッド、ベビーベッド、おむつ交換台の表示を追加するなど、バリアフリーマップを更新した。 - 平成 30 年度に、本郷地区の多目的トイレの設置数・設備調査を行い、その後多目的トイレのワークショップを開催し、障害のある構成員の意見集約を行った。これに基づき、改修等必要な多目的トイレ 10 箇所について、3 件改修工事等を行った。 - 工学部列品館の耐震改修工事及び医学部 5 号館、医学部本館の耐震化を含む機能改善工事が完了した。また、総合図書館Ⅳ期、農学部 1 号館、総合研究博物館の耐震化を含む機能改善工事に着手した。 - インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定については、中期計画【72】を参照。	
【72】(指) 既存施設の長寿命化を計画的に図るため、国の定めたインフラ長寿命化計画（行動計画）等に基づき、施設・設備の定期的な点検と適切な維持保全及び整備を推進する。	【72】 老朽施設の定期的な点検と適切な維持保全及び整備に向けて、作成した施設保全カルテを基にインフラ長寿命化計画（個別施設計画）を策定する。	IV	III	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) P. 68 特記事項「施設の有効利用や維持管理に関する取組」参照。 (平成 31 事業年度の実施状況) 【72】 P. 68 特記事項「施設の有効利用や維持管理に関する取組」参照。	・引き続き実施予定。
【73】 東京大学の機能強化等に対応するため、施設の戦略的・効率的運用を図る観点から、全学的な共同利用スペースの確保・運用を行う。	【73】 共同利用スペースの確保を推進するとともに、戦略的・効率的な運用を図る。	III	III	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) - 大学関連ベンチャー企業に対する支援を行うため、学内の施設内に整備するスペースを産学協創推進本部に貸与する要項を定め、学内に 2,210 m²を確保し、インキュベーションスペースの運用を図った。 - 共同利用スペースについては、P. 68 特記事項「施設の有効利用や維持管理に関する取組」参照。 (平成 31 事業年度の実施状況) 【73】 - 共同利用スペースについて、引き続き施設整備を行った部局との協議を行い、所要面積の確保を図り、新たに、通信機械室及び医学部 1 号館の一部を、全学共同利用スペースとして確保した。	・引き続き実施予定。

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
② 安全管理に関する目標

中期目標	● 教育研究活動の安全衛生確保と安全教育の仕組みを活用して、安全管理体制を整備する。
------	--

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【74】 教育研究活動における安全衛生の確保を継続して推進するため、組織的な連携体制の下、学内管理者の教育に取り組むとともに、キャンパスのグローバル化に対応して安全教育・講習等の英語化を進める。		III		(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・化学物質関係や防火防災関係等、安全衛生に関する法令・学内ルールの周知を毎年度実施した。 ・産業医による全学の職場巡視を毎年度実施し、現場での指導助言を行った。この他、労働安全衛生法に係る管理者向けの特定機械取扱講習会を毎年度実施するなど、学内管理者の教育に取り組んだ。 ・<u>放射性物質等の適切な取扱い等に必要な業務を機動的に遂行するため、平成 29 年度に放射性物質等を取り扱う部局の長と連携する「放射線安全推進主任者」を環境安全本部に置いた。</u> ・<u>放射線安全推進主任者による学内の放射性施設の視察を平成 29、30 年度に実施し、学外の専門家のアドバイスを参考に現状の管理、法令改正への対応等について意見交換を行った。この他、平成 30 年度に「放射線取扱者管理システム」を立ち上げ、放射線従事者の被曝量等を本部で一括管理できるようにするなど、管理体制の整備を推進した。</u> ・機器等管理者・点検者講習会の中で実施される「ドラフトチャンバー」、「遠心機」、「オートクレープ」の 3 講義で使用するテキストを英語化した。	・引き続き実施予定。

	【74-1】 安全衛生に関する学内ルール周知を行う。また、職場巡視を継続して実施し、学内管理者の現場での指導支援を行うとともに、学内管理者向けの講習会を実施する。さらに、専門の知識を持った部局担当者や学外の専門家による組織的な連携体制の下に、現場の安全管理の点検を実施する。 【74-2】 講習会テキストの英語化を逐次実施する。	III	(平成 31 事業年度の実施状況) 【74-1】 - 引き続き安全衛生に関する法令・学内ルールを周知した。 - 引き続き産業医による全学の職場巡視を実施し、現場での指導助言を行った。また、特定機械取扱講習会を実施するなど、学内管理者の教育に取り組んだ。 - エックス線装置の管理者を対象としたエックス線装置管理者講習会（82 名受講）、少量の核燃料物質を使用する部局の管理者を対象とした核燃料取扱安全講習会（40 名受講）を実施した。また、管理担当者及びユーザーを対象とした、放射線安全推進主任者による放射線安全推進講演会（29 名受講）を実施した。 - 放射線取扱者管理システムにより、放射線従事者約 4,000 名の被曝量などを本部で一括管理した。また、22 部局の管理者と共に運用前試験を実施し、一部機能の改修を行った。 【74-2】 - 化学物質取扱い者講習会テキストのうち、令和 2 年 1 月より運用が開始した東京大学化学物質・高圧ガス管理システム（UTCIMS）のユーザー向け説明資料を英語化し、学内に向けて公開した。	
【75】 薬品等の遵法管理のため、薬品管理システムの機能改良を進める。また、学生・教職員に化学物質等の取扱い技術や知識を習得させる安全教育を継続して実施し、教育研究における化学物質等の適正な使用・管理を推進する。	【75】 年度内運用を目標として法令改正等を踏まえた新たな薬品管理システムの構築を進めるとともに、システムによる薬品・化学物質等の適正管理状況の監視を継続する。また、学生・教職員を対象とした薬品管理に関する講習会等の内容を適宜見直すなど、より効果的な安全教育を推進する。さらに、学生・教職員を対象としたライフサイエンスに関する	III	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) - 実験動物講習会、研究用微生物・病原体講習会、遺伝子組換え生物等講習会を毎年度実施するなど、学生・教職員に対する安全教育を継続して実施し、教育研究における化学物質等の適正な使用・管理を推進した。 - 薬品等の管理については、P. 67 特記事項「薬品管理の徹底」参照。 (平成 31 事業年度の実施状況) 【75】 - 引き続き UTCIMS の構築を進め、令和 2 年 1 月に運用を開始するなど、システムによる薬品・化学物質等の適正管理状況の監視を継続した。 - 薬品管理に関する講習会等の内容を、既存の薬品管理システム UTCRIS から新たな薬品管理システム UTCIMS による管理に切り替えて行えるように見直した。 - 引き続き、実験動物講習会、研究用微生物・病原	引き続き実施予定。

	る講習会を実施する。			体講習会、遺伝子組換え生物等講習会等、ライフサイエンスに関する講習会を実施した。	
【76】 学生・教職員等の安全を確保するため、部局相互及び主要キャンパス施設間の連携や関係機関との連携を図り、防災に備えた連絡・避難・備蓄等の相互協力体制のさらなる整備に取り組む。		III	III	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・P. 67 特記事項「災害時の危機管理に関する取組」参照。 ・震災発生時、被災建築物の倒壊の危険性及び落下物の危険性等を調査し、被災建物等の当面の使用可否の判断を行う「被災建物応急危険度判定士制度」について、非常勤職員を判定士の指名対象に加えるなど、判定組織を充実させた。	・引き続き実施予定。
	【76】 他部局または主要キャンパスと連携した防災訓練を実施する。また、防災対策マニュアルを学内外の実情に合わせ更新し、全学に周知するとともに、被災建物応急危険度判定組織のより実効的な動きについて検討を進める。さらに、関係機関との防災の連携を推進する。			(平成 31 事業年度の実施状況) 【76】 ・P. 67 特記事項「災害時の危機管理に関する取組」参照。 ・本部防災訓練において、全学災害対策本部を立ち上げ、本部の各災害対策班活動訓練、緊急参集職員訓練、応急危険度判定訓練を実施した。<u>学内のほぼすべての部局と同日同時間帯に実施し、キャンパス内避難スペースの位置や広さの確認を行った。</u>また、複数の部局と連携し、PHS を使用した情報連絡訓練を行った。<u>さらに訓練の際に近隣の消防署や区の協力のもと、はしご車を使用した訓練や起震車等による災害体験を実施した。</u>	
【77】 実効性の高い情報セキュリティ体制の強化を図るため、状況を定期的に確認するとともに、情報セキュリティの専門スタッフを充実させる。		III		(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・情報セキュリティインシデントの発生状況に対応するため、<u>平成 28 年度から 30 年度に実施する具体的施策の基本計画として「東京大学における情報セキュリティ対策基本計画」を策定した。</u>この計画に基づいて、全部局で情報インシデント対応手順を整備・随時更新し、本学の情報セキュリティインシデントへの迅速な対応の実施体制の見直しを行った。また、全学での情報セキュリティ調査結果のリスク分析を行い、全学を対象とする実施手順の整備を進めた。 ・平成 29 年度に本学の情報セキュリティを統括する組織として「<u>情報セキュリティ対策チーム</u>」を新設し、体制を強化した。 ・「東京大学の情報システム人材に関する能力強化体系」（平成 25 年度策定）の方針に基づき、情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験の受験料補助を毎年度実施した。最難関の試験	・引き続き実施予定。

			(高度試験)とされるプロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験の合格者(各1名)など計40名に対して補助を行った。 官公庁、外部研究機関、民間企業の専門家や学内の教職員を講師として、主に学内の情報セキュリティ担当者を対象とする「情報セキュリティセミナー」を計4回開催(参加者計353名)し、情報セキュリティの確保・管理を遂行するための知識の修得を図った。	
	【77】 情報インシデント対応体制及び情報セキュリティポリシーの遵守状況を確認するとともに、情報セキュリティ担当者に向けた教育・研修を充実する。	III	(平成31事業年度の実施状況) 【77】 - 令和元年9月にサイバーセキュリティ対策等基本計画を策定した。 - 情報セキュリティセミナーを2回開催した(参加者合計112名)。第1回は一般向けとして開催し、情報の分類と管理、情報セキュリティインシデントへの対応などに関してわかりやすく講義を行い(73名)、第2回は管理者向けとして部局CISOを対象に、インシデント対応のための研修(ワークショップ)を実施(39名)した。 - 部局CERT担当者研修を2回(基礎編、応用編)実施した(参加者合計38名)。 - 情報セキュリティ教育研究センターと情報基盤センターセキュリティ研究体と連携し、部局CERT担当者向けに情報セキュリティに関する予防・防御の実践教育となる講習会を2回実施した(参加者合計33名)。 - この他の情報セキュリティに関する実施状況については、P.66 特記事項「情報セキュリティに関するリスクマネジメント強化」参照。	

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
③ 法令遵守等に関する目標

中期目標	● 学問の府としての社会的・公共的使命を果たし、健全で適正な大学運営を担保するため、法令・規則等の厳格な遵守に係る個別構成員の意識啓発の取組を推進する。
------	--

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【78】 情報倫理の教育・研修による適切な情報管理を徹底し、情報機器やライセンスの適正な利用を促進する。		III		(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・平成 28 年度に策定した「東京大学における情報セキュリティ対策基本計画」に基づき、平成 29 年度から情報セキュリティ教育・訓練及び啓発活動の一環として、本学の情報システムを利用する全構成員を対象に、情報セキュリティ教育（e-learning）を毎年実施した（平成 29 年度：教職員等受講率 89%、学生等受講率 81%、平成 30 年度：教職員等受講率 87%、学生等受講率 63%）。 ・部局毎にマイクロソフト社の EES（Enrollment for Education Solutions）ライセンスの契約を結ぶことができるようになり、平成 29 年 4 月から、マイクロソフト社の office 製品の全学的な包括的なライセンス契約導入した。	・引き続き実施予定。
	【78】 教職員・学生に対する情報リテラシー教育の実施と PC 管理体制・ソフトウェア管理体制の整備を行う。		III	(平成 31 事業年度の実施状況) 【78】 ・MathWorks 社の数値解析ソフトウェアの全学包括ライセンスの提供が始まり、これまでのソフトウェアライセンス提供の知見を活かした展開が行われ、学内ユーザーグループの教育・研究活動と連携したソフトウェアの有効活用が図られている。 ・情報セキュリティ教育の実施状況については、P. 66 特記事項「情報セキュリティに関するリスクマネジメント強化」参照。	
【79】 基本的人権を尊重する観点から、全ての構成員が障害の有無等に拘わらずその個性と能力を十全に発揮し得るよ		III		(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・部局・専攻からの要望によるハラスメント防止研修会及び新入・進学生や新任教職員を対象とするガイダンス、学生対象の授業（平成 30 年度）を実施した（平成 28 年度：51 回、平成 29 年度：52 回、	・引き続き実施予定。

う、公正な教育・研究・勤務環境の整備を図るとともに、人権の侵害を防止する取組を推進する。			平成 30 年度：67 回）。 - 平成 28 年度から、全教職員を対象とする全学ハラスメント防止研修会を開始した。平成 30 年度には、本郷キャンパスのほか駒場キャンパスにおいても実施し、ハラスメントになり得る言動・態度についての理解を深めた（平成 28 年度：参加者 95 名、平成 29 年度 100 名、平成 30 年度：参加者 157 名）。 - 平成 29 年度には、業務改革総長賞を受賞した「ハラスメント防止教育の普及によるリスクマネジメント（カブリ数物連携宇宙研究機構）」において制作されたセクシュアルハラスメント防止 e-learning「eLearning Course on Sexual Harassment Prevention」をウェブサイトに掲載し、本学の構成員が受講できるようにするなど、ハラスメント防止対策及び啓発活動を推進した。当該教材は大変分かりやすく、他部局でも活用できる汎用性高いものになっている。 - ハラスメント防止の和英カード・リーフレットや、平成 28 年度に刷新した「教職員向け模擬事例集」をガイダンスや研修等で配付し、ハラスメント防止の啓発活動を行った。 - バリアフリーに関する取組については、P. 65 特記事項「障害を理由とする差別の解消等に関する啓発活動の推進」参照。	
	【79】 障害のある学生・教職員への修学・就業支援を全学的に推進するとともに、学生・教職員へのバリアフリー支援に関する理解促進・啓発を行うほか、「東京大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「東京大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」等に基づく適切な対応について、教職員の理解状況を確認し、さらなる理解促進・啓発の必要性について検討する。また、ハラスメント防止委員会及びハラスメント相談所等が連携して、研修会の開催、リーフレット・カード、ポスター配布等のハラスメント防止対策及び啓発活動を実施する。	III	(平成 31 事業年度の実施状況) 【79】 - 引き続き、学生とのバリアフリー意見交換会（31 名参加）及び障害のある教職員との意見交換会（66 名参加）を実施した。 「バリアフリー支援連絡会議」を 2 回開催し、バリアフリー室員のほか、各部局で選任されたバリアフリー支援実施担当者が一堂に会して、全学のバリアフリー化推進に関する事項及び支援室の運営で特に重要な事項について協議、情報共有し、連携を強化した。 - 部局・専攻からの要望によるハラスメント防止研修会及び新入・進学生や新任教職員を対象とするガイダンス、学生対象の授業を計 76 回実施した。 - 全教職員を対象とする全学ハラスメント防止研修会については、本郷キャンパス・駒場キャンパスの他、要望の多かった柏キャンパスでも実施した（参加者計 183 名）。	

			・ダイバーシティ対応として、ハラスメント防止カード及びリーフレットを和英両面にリニューアルして各部局へ配布した。また、ポスターの配付・掲示を、部局予防担当者と連携して引き続き実施した。	
【80】 高い研究倫理を東京大学の精神風土とするため、全構成員に対する研究倫理教育の充実など、高い研究倫理意識を醸成し、研究不正を事前に防止するための取組を推進する。			(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・引き続き、日本学術振興会や CITI Japan（平成 30 年 10 月より APRIN に名称変更）による e-learning 教材を用いた研究倫理教育の受講促進や、部局独自の内容での研究倫理教育（セミナー、研修会、e-learning 等）の実施等、構成員に対する研究倫理教育が適切に行われるよう取り組んだ。研究倫理教育の実施状況については、研究倫理推進室会議にて情報共有・検証を行い、平成 30 年度には、各部局における研究倫理教育の実施状況・計画を取りまとめて、各部局研究倫理担当者に通知するとともに、科所長会議で報告し情報共有を図った。 ・P. 68 特記事項「研究活動における不正行為防止に向けた取組」参照。	・引き続き実施予定。
	【80】 研究倫理意識を醸成し、研究不正を事前に防止するため、研究倫理アクションプランに則して研究倫理教育や研究倫理ウィーク等の取組を実施する。また、研究倫理推進室において各部局における研究倫理教育や不正防止に関する取組状況について把握し、取組状況のフォローアップを行う。	III	(平成 31 事業年度の実施状況) 【80】 ・引き続き日本学術振興会や APRIN による e-learning 教材を用いた研究倫理教育の受講を促すとともに、新任教職員研修の内容を基に映像化した本学独自の研究倫理教材を作成した。今後、この教材を学内専用のインターネット配信をすることで、新任教職員のみならず、全構成員に対しての利便性が向上し、さらなる研究倫理意識の醸成が期待できる。 ・引き続き、各部局における研究倫理教育の実施状況・計画を「東京大学における研究倫理教育や不正防止に関する取組」として令和 2 年 1 月に取りまとめ、各部局研究倫理担当者に通知するとともに科所長会議で報告し情報共有を図った。 ・P. 68 特記事項「研究活動における不正行為防止に向けた取組」参照。	

【81】 研究費の適切な管理運営について、社会に対する説明責任を十分に果たす一方、研究の円滑な遂行を妨げることなく不正使用を防止できる仕組みを構築するため、研究現場の実情に即した実効性のある取組を推進する。	【81】 不正事案が発生した際には、迅速に調査を実施しその結果を公表する。また、研究費不正使用防止計画の取組状況を把握し、研究現場の実情に即した実効性のある研究費不正使用防止に関する取組を検討・実施する。	III	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・ P. 67 特記事項「研究費の不正使用防止に向けた取組」参照。 ・ 平成 30 年度に発生した研究費不正使用の事案に対して、関係部署及び関係他機関と連携して、調査委員会による調査を平成 30 年 10 月より開始した。 (平成 31 事業年度の実施状況) 【81】 ・ P. 67 特記事項「研究費の不正使用防止に向けた取組」参照。 ・ 平成 30 年度に発生した研究費不正使用の事案について、引き続き調査委員会による調査を適切に実施し、令和元年 9 月に結果を公表した。	・ 引き続き実施予定。
【82】 不正な行為が生じた際には、迅速かつ的確に対応する。		III	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・ 分子細胞生物学研究所（分生研）において、再び所属教員及び当該教員が主宰する研究室関係者が発表した論文にねつ造や改ざんが行われた事例があったことについて、平成 29 年 8 月に公表した調査結果を踏まえ、分生研の当該教員を責任著者とするその他の論文について、自主的に追加調査を実施し、調査結果を平成 29 年 12 月に公表した。また、高い研究倫理の精神風土を維持し健全な研究が行えるよう、総長のリーダーシップの下で、分生研の組織の抜本的な見直しと再発防止を進め、平成 30 年 4 月に「定量生命科学研究所」（定量研）を設置した。 ・ 定量研の運営においては、定量研所長の下に「研究倫理推進室」、「学生支援室」を設置し、集約的に研究倫理、研究活動全般を支援、統括する体制を整備した。また、論文データに関して、国立情報学研究所と連携して論文のアーカイブ化、不正探索ソフトを構築し、再発防止に取り組んでいる。さらに、学外の著名な外国人研究者と日本人研究者で構成する「定量生命科学研究所 Advisory Council」を設置し、事業運営面におけるリスクマネジメント、研究不正などの防止に対する取組のモニタリングなどを行い、研究所運営に適切に反映させるなど、研究所内外に開かれた透明性をもった研究組織の運営の実現に向け取り組んでいる。	・ 不正な行為が生じた際には、迅速かつ的確に対応する。

	【82】 不正な行為が生じた際には、迅速かつ的確に対応する。また研究不正については、担当理事、科学研究行動規範委員会委員長等の関係者間の研究不正事案に関する緊密な情報共有を行うとともに、事案の発生に応じて科学研究行動規範委員会規則に則り迅速かつ的確な調査を実施する。		(平成 31 事業年度の実施状況) 【82】 ・コンプライアンスにかかる事案を的確に対応するため、担当部長で構成するコンプライアンス総括室会議を毎月、総長を除く理事及び監事で構成するコンプライアンス総括会議をそれぞれ 10 月と 3 月に開催している。これにより各通報窓口等に入る情報の集約及びそれらへの対応について協議し、対応の迅速性及び的確性の維持に努めた。 ・研究不正の申立て等に関して、担当理事及び科学研究行動規範委員会委員長と緊密に情報を共有し、申立て等に対して適切に対応し、科学研究行動規範委員会規則に則して、迅速かつ的確な調査を実施した。 ・<u>過去の調査実績を踏まえて、調査手続に係る規定を整理し、より迅速かつ的確な調査に資するために、「科学研究行動規範委員会規則」を令和 2 年 1 月 1 日付けで一部改正した。</u>	
--	---	--	---	--

(4) その他業務運営に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成 28～30 事業年度】

■障害を理由とする差別の解消等に関する啓発活動の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定を受けて、平成 27 年度に制定した「東京大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（以下「対応要領」という。）に基づき、総長を最高管理責任者、バリアフリー担当理事を総括監督責任者、部局長を監督責任者とする差別の解消に関する推進体制を構築するとともに、本学における障害を理由とする差別に関する紛争の解決を図るため、平成 28 年 4 月に「東京大学障害者差別事案解決委員会」を設置した。

平成 28 年度には、バリアフリー支援室（本学のバリアフリー化を推進するため平成 20 年度に本部に設置。担当理事、室長、本郷・駒場の各支所長をはじめとする教職員からなる室員と、本郷・駒場各支所事務職員及びコーディネーターから構成）の教員が訪問し、部局教授会や職員を対象とした階層別研修、本部職員を対象とした研修会を 49 回実施した。また、対応要領の手話動画解説版を制作し、平成 29 年 5 月に動画サイトの本学公式チャンネル上で公開するなど、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項や、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割等について、教職員への啓発活動を推進した。平成 30 年 11 月には、『東京大学バリアフリー支援室 15 年の歩みと今後の課題－インクルーシブ社会における包括的支援×大学－』と題したシンポジウムを開催し、学内外に向けてバリアフリー支援に関する理解促進・啓発に努めた。【79】

■東大サステイナブルキャンパスプロジェクト（TSCP）に基づいた省 CO2 対策

「東京大学サステイナブルキャンパスプロジェクト（TSCP）」に基づき、2030 年度迄に CO2 排出量を 2006 年度比でほぼ半減することを目指し、省エネルギー等に配慮したキャンパス作りに取り組み、CO2 削減効果の大きい空調熱源の対策について、各建物のエネルギー消費実態、空調熱源のボリューム、経年劣化具合等を整理し、CO2 削減効果及び費用対効果を鑑み順次実施した。

平成 28 年度は、附属病院の空調システム改修及び柏地区の熱源改修を行ったほか、スーパーコンピュータ省エネガイドライン、サーバ施設高効率化ガイドラインを作成・公開し、省エネルギー・温室効果ガス排出抑制対策を実施した。

平成 29 年度は、医科学研究所等の熱源改修の推進や、「サーバー施設高効率化に向けたガイドライン」（平成 28 年 12 月作成）の概要版等を学内ウェブサイトに掲載し周知したほか、エアコンの老朽化更新支援スキームを見直すなど、省エネルギー・温室効果ガス排出抑制対策を実施した。平成 30 年度は、医科学研究所附属病院 A 棟他の中央熱源・ボイラ改修のほか白金台インフラ基本計画を作成した。また、全学的な展開に向けて柏図書館の LED 化を実施し、効果を検証した。

また、TSCP アクションプランの中期目標「TSCP2017」として挙げた「平成 29 年度に平成 24 年度対比で 5 %の CO2 排出量削減（先端の実験設備を除く）」に取り組み、平成 24 年度の排出総量 14.3 万 t-CO2 に対して平成 29 年度の排出総量 13.5 万 t-CO2（削減率 5.6%）となり、目標を達成した。また、非実験系設備だけでなくサーバー室の実験系設備にも CO2 削減対策に着手し、成果の一つの指標として、平成 18 年度の CO2 排出量を基準 100 とした場合、平成 30 年度時点における CO2 排出量は面積換算で 79.6、経常収益換算で 70.4 となっていることから、着実に減少している。【70】

【平成 31 事業年度】

■目白台インターナショナル・ビレッジの竣工

整備を進めてきた目白台インターナショナル・ビレッジの工事が完成し、令和元年 9 月から運用を開始した（全 857 戸）。多様な属性を持つ約 1,000 人の学生・研究者が暮らす国際宿舍という特色を活かしつつ、目白台インターナショナル・ビレッジ内には、入居者と起業家や産業界の精鋭の国際的な協創や、地域との共生を進める新時代の複合施設としての性格も有しており、国際宿舍と産学協創、地域との共生が融合した新しい展開が期待される。

また、目白台インターナショナル・ビレッジの新設に伴い、東大の国際学生宿舍・インターナショナルロッジの用途の見直しを行った。白金台ロッジ（119 室）を廃止し、その機能を目白台に集約するとともに、追分インターナショナルハウス（215 室）は研究者及び障害のある学生等用に用途を変更し、150 室枠は豊島国際学生宿舍 B 棟へ移行した。また、目白台インターナショナル・ビレッジのオープンに伴う宿舍再編を機に、全体としての経営改善の基本的な考え方について検討を行い、効率的な学生寮・インターナショナルロッジの運用に向けて、安全や衛生の面での問題やサービス低下を引き起こさないよう予算を確保する観点から、計画的な賃料の改定を行うこととした。一方で、経済的な支援が必要な学生に対しては、各施設の立地特性を踏まえつつ、別途支援金等の交付により支援を行うこととし、令和元年 9 月から、豊島国際学生宿舍 B 棟の経済困窮学生に対する減額措置を拡大し、宿舍運営費を 20,000 円から 10,000 円とした。【69－2】

■東大サステイナブルキャンパスプロジェクト（TSCP）に基づいた省 CO2 対策

引き続き、TSCP に基づき、省エネルギー等に配慮したキャンパス作りに取り組み、平成 31 年度は、Hf 照明の LED 化、柏構内西側外灯工事、教養学部 16 号館実験冷却水用中央熱源改修を実施した。また、既に策定しているガイドラインは継続的に部局連絡会で展開しながら、同時にサーバー室の高効率化に向けた計測・実態調査等を行い、運用管理者に CO2 削減施策を提案・実施した。さらに、クリーンルーム高効率化施策WGによる新たなガイドライン（素案）の策定を行った。その結果、平成 28 年度から平成 31 年度までの合計で CO2 排出

量を約 7 万 t-CO2 削減し、光熱費は約 25 億円削減するなど、省 CO2 対策を推進した。【70】

＜平成 30 年度評価結果における課題に対する対応＞

■情報セキュリティマネジメント上の課題に関する対応

情報セキュリティマネジメント上の課題（個人情報の不適切な管理）について、情報セキュリティを脅かす確率が高い事案が発生したことを踏まえ、「東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則」及び「東京大学セキュリティ・ポリシー」等に基づく個人情報の適切な取扱いについて、引き続き学内会議や研修等において構成員への注意喚起を行うとともに、監事と共に情報セキュリティに関する学内の監査を行った。

平成 28 年度から平成 30 年度までは、「東京大学における情報セキュリティ対策基本計画」に係る取組を実施した。全学を対象とするセキュリティファイアウォール設備の整備に関しては、全学統一の実施手順として、「東京大学情報セキュリティ・ポリシーの実施手順」の「一般操作機器・端末編」を平成 30 年 2 月に、「ネットワーク・外部との接続編」「クラウドサービス編」を平成 31 年 4 月に策定した。また、各部局のネットワーク担当者に対して説明会を行い、必要に応じて個別に各部局のネットワークの現状についてヒアリングを行った。平成 29 年度以降は、「最高情報セキュリティ責任者」（以下、「CISO」という。）主導の下、e-learning コンテンツを用意して、常勤教職員及び学生だけでなく、情報システムを利用する全構成員（有期雇用職員、派遣職員等随時採用される教職員、研究生等を含む）を対象とした「情報セキュリティ教育」を毎年実施し、情報セキュリティ・ポリシー等の浸透を図っている。

さらに、平成 31 年度は、P. 66「情報セキュリティに関するリスクマネジメント強化」に挙げた、「東京大学におけるサイバーセキュリティ対策基本計画」（令和元年 9 月策定）に係る取組を実施するなど、再発防止に向けた組織的な取組を推進した。【77】

2. 共通の観点に係る取組状況（法令遵守及び研究の健全化）

＜法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制＞

■情報セキュリティに関するリスクマネジメント強化

「東京大学における情報セキュリティ対策基本計画」の実施状況を踏まえ、令和元年 10 月から令和 4 年 3 月までの新たな基本計画として「東京大学におけるサイバーセキュリティ対策基本計画」を令和元年 9 月に策定した。本基本計画に基づき、平成 31 年度は以下の取組を実施した。【77】

個別方針	平成 31 年度実施の取組
（1）実効性のあるインシデント対応体制の整備	・「最高情報セキュリティ責任者」（以下、CISO）、CISO 補佐、部局 CISO 及び本部情報システム部長を委員とする「東京大学部局情報セキュリティ責任者連絡協議会」を令和元年 6 月に設置し、6 月に第 1 回、2 月に第 2 回を開催した。 ・情報セキュリティ・ポリシーの見直しの一環として、「東京大学情報セキュリティ・ポリシーの実施手順（情報分類・管理編）」を改訂し、「東京大学情報セキュリティ・ポリシーの実施手順（サーバ編）」を作成した。
（2）サイバーセキュリティ等教育・訓練や啓発活動の実施、セキュリティ・IT 人材の育成	・本学の情報システムを利用する全構成員を対象とした e-learning による情報セキュリティ教育を実施した（平成 31 年度：教職員等受講率 91%、学生等受講率 84%）。 ・情報セキュリティインシデントの連絡体制に沿ってインシデント発生時に行動できるか、全学を対象とした標的型攻撃メール訓練を令和 2 年 3 月に実施した。 ・情報処理技術者試験の受験料補助を実施し、高度情報処理技術者試験であるデータベーススペシャリスト試験、ネットワークスペシャリスト試験の合格者各 1 名を含む計 11 名の合格者に対して補助を行った。 ・部局 CERT 担当者向けの研修を 2 回（基礎編、応用編）実施した（参加者合計 38 名）。 ・情報セキュリティ教育研究センターと情報基盤センターセキュリティ研究体と連携し、部局 CERT 担当者向けに実践教育の講習会を 2 回実施した（参加者合計 33 名）。
（3）情報セキュリティ対策に係る自己点検及び監査の実施	・学内ネットワークに接続されている情報システムに対して年 1 回程度実施している OpenVAS（Open Vulnerability Assessment System）を用いた脆弱性診断について、対策強化に向けて、平成 31 年度から外部委託を行い、第三者からの目での点検を実施することとした。 ・希望する 8 部局に対し、ペネトレーションテストを実施した。 ・情報セキュリティ監査体制を構築するために、情報セキュリティ・ポリシーや実施手順書等の遵守状況の確認を行う情報セキュリティ監査（内部監査）を、5 部局で実施した。
（4）他機関との連携・協力	・本学のインシデント対応に際して、CISO 及び関係部局の許可を得て、秘密保持契約を結ぶことで学内外の関係機関の協力を得ることができるようにした。
（5）必要な技術的対策の実施	・全学セキュリティファイアウォールの整備にあたり、第 2 段階ファイアウォールの導入を検討している 9 部局への調整を行った。

(6) その他必要な対策の実施	・情報作成者が作成・保有している情報のうち機密度の高い情報を明確に切り分けるようにするため、情報セキュリティ・ポリシー「情報分類・管理編」の改訂を行った。
-----------------	---

■コンプライアンス推進体制の整備状況

健全で適正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持に資するため、「東京大学コンプライアンス基本規則」（平成 22 年度制定）に基づき、コンプライアンス事案の総合的な検証及び防止活動の実施計画に関する総括的な審議を行う「コンプライアンス総括会議」を設置しており、総括会議の下には、総括会議の運営に関する企画調整を行う組織として「コンプライアンス総括室」を置いている。さらに、部局におけるコンプライアンス推進体制強化のため、「コンプライアンス推進責任者」を各部局に設置している。また、「東京大学コンプライアンス基本規則」が指定する通報窓口とは別に、学外の弁護士事務所において、大学を通さずに直接コンプライアンスに関する相談を受け付けることができるよう、「東京大学コンプライアンス相談窓口」を設置している。これらの体制により、継続してコンプライアンスの推進を図っている。

■事件・事故等の予防措置及び危機管理

教職員の危機意識の向上、危機への対応能力の向上を目的として、「危機管理マニュアル」（令和 2 年 2 月）を作成し、学内ウェブサイトで周知した。本マニュアルには、危機事象に対する迅速な把握及び的確な処理が行えるよう、本学で実際に発生した事件や事故をベースに模擬事例も掲載している。また、学内で発生した事故・災害の報告をデータベース化し、「安全衛生管理業務支援システム」により学内へ公開し、同様の事件・事故の予防に供している。

事件・事故発生時において、実効性のある連絡体制を構築するために、「東京大学非常時及び緊急時の連絡体制」「海外渡航時における緊急時連絡体制」を整備するとともに、本部総務課危機管理チームにおいて、本部事務非常時連絡網を作成し、本部における非常時の連絡体制を明確にしている。各部局における危機管理に関する組織体制については、部局等の実情に応じて整備しており、全学的な連絡体制の把握のため、各部局で作成している非常時連絡網及び勤務時間外連絡先を、本部総務課危機管理チームで管理し、危機管理に備えている。

■災害時の危機管理に関する取組

防災体制の強化を図るため、東京大学消費生活協同組合と災害時協定を平成 28 年度に締結し、非常時における飲料及び食料等を確保するなどの協力体制を整備した。

本部の防災訓練と同時開催した部局の防災訓練とで連携し、情報伝達の訓練を毎年度実施したほか、全学災害対策本部から大学構成員へ第一報として、現在の状況やすぐに行うべき対応がわかる情報を大学の HP のトップ画面で発信するなど、災害時の情報発信の迅速化を図るとともに、学内の連携強化に努めた。

また、大地震などの大規模災害が発生した場合、学生及び教職員の安否を早

急に確認することは、大学全体の事業を継続・維持するために必要なことから、全部局の構成員について同一システムにより一元的に管理・運用できるよう、平成 20 年度より本部で導入している「安否確認サービス」の利用を全学的に進め、平成 31 年度までに 40 部局が参画した。この他、学内の構成員に向け、地震発生時の初動対応と QR コード（二次避難場所）を掲載したポスターを作成し、学内に周知した。

さらに、防災訓練の検証結果や東日本大震災時の教訓を踏まえ、大地震発生時の初動の行動指針等の対応やセーフティーエリア・部局避難場所等を定めた「東京大学の防災対策マニュアル」を毎年度改訂し、各部局の防災担当者が、東京大学防災基本規則第 10 条に基づく「部局防災規則等」を見直す上での参考になるよう、科所長会議や大学のポータルサイト等により学内へ周知した。【76】

■薬品管理の徹底

薬品管理について、化学物質を取り扱う学生・教職員を対象に、化学物質等取扱者安全講習会、機器等管理者・点検者講習会等による安全教育を継続して実施した。また、既存の薬品管理システム「UTCRIIS」について、法令への対応のため薬品使用履歴を 30 年間保存して管理する手法を決定した。UTCRIIS は OS のサポート期限切れに伴い運用の終了が予定されることから、学内における薬品管理のため、新たな薬品管理システム「化学物質・高圧ガス管理システム（UTCIMS）」の構築を進め、パイロット研究室・部局における試行実施を経て、令和 2 年 1 月より運用を開始し、薬品・化学物質等の管理に取り組んだ。【75】

<研究の健全化に向けた取組の推進>

■研究費の不正使用防止に向けた取組

平成 28 年度に、研究費適正管理推進室会議において、不正防止に資する納品研修体制のあり方を検討し、物品購入に係る不正取引防止のために、研究費執行に係る発注・決裁に関して法人名義・部署名義で法人が所有できるクレジットカードを導入し、調達プロセスの透明化を図った。

また、「研究費不正使用防止計画」に基づき、納品研修体制においてさらに牽制効果を高めるため、平成 29 年度に監査支援室を整備し、平成 30 年度からは、監査支援室により、部局における納品検収の実態確認、換金性の高い物品等の現物実査を実施するとともに、監査室支援室と本部研究倫理推進課が連携し、部局における研究倫理教育の取組や研究倫理教育受講者からの確認書の提出状況の確認を実施するなど、研究現場の実情に即した実効性のある取組を推進した。

この他、引き続き新任教職員研修において研究費不正使用防止等に関する講義を行ったほか、平成 31 年度には研究費不正使用防止を含む研究倫理教材を作成するなど、研究費の不正使用防止に取り組んだ。【81】

■研究活動における不正行為防止に向けた取組

本学では、全学的な研究倫理意識の醸成を目的として、平成 26 年度より 9 月 1 日から 7 日を「研究倫理ウィーク」として定め、平成 28 年度は、研究倫理教育責任者、担当者を対象とした特別企画として研究倫理セミナーを開催し、平成 27 年度に実施した「研究倫理教材コンテスト」の受賞作や各部局による研究倫理教育、研究不正の防止についての取組事例の紹介に加え、研究倫理に関する講演等が行われた。平成 29 年度以降は、全教職員及び学生を対象とした研究倫理セミナーとして開催し、平成 29 年度は「研究の作法とグレーゾーンを考える」（参加者 137 名）、平成 30 年度は「研究不正のリスク要因と対策・防止について考える～あなたの一言が不正を促す～」（参加者 121 名）、平成 31 年度は「様々な立場から考える研究不正～学生から研究公正責任者まで～」（参加者 151 名）をテーマとして開催し、研究倫理意識の醸成・向上を図った。

また、平成 31 年度には、研究倫理セミナーの内容を「研究倫理ワークショップ」として、新領域創成科学研究科の教授会 FD において、研究公正についての説明及び研究倫理映像教材「The Lab」の実演を行い、約 100 名が参加するなど、部局における FD 研修等での研究倫理教育の機会も設けた。

この他、引き続き新任教職員研修での研究倫理に関する講義や、学生に対しては学部・研究科においてそれぞれの分野に応じた研究倫理に係る授業の開講や指導を行うなど、全学をあげて研究不正防止に向けた取組を推進している。

【80】

＜施設マネジメントに関する取組＞

■施設の有効利用や維持管理（予防保全を含む）に関する取組

施設やスペースについて、利用状況の透明化を図り公平性を高め効果的な運用が求められることや、建物ごとの劣化状況等の詳細を明らかにして適正で必要な維持管理費を投入する必要があることから、その基礎となる「施設保全カルテ」を建物ごとに作成した。作成にあたっては、建築（防水、外壁、内装）、電気（受変電、照明、防災）、機械（空調、水槽類、ポンプ類）、その他（トイレ、昇降機、配管）の 12 項目について、劣化状況の確認や工事判断を行い、各建物の評価（保全度）を行った。対象施設は、本学が保有する主要 6 キャンパスの内、延べ面積 500 ㎡以上の建物とし、平成 29 年度に本郷地区キャンパスの該当建物 113 棟、平成 30 年度に駒場Ⅰ、駒場Ⅱ、柏、白金台、中野地区の各キャンパス及び本郷地区キャンパス医学部附属病院の当該建物 110 棟の現地調査を実施した。施設の効果的な運用を図るため「施設保全カルテ」をデータベース化するとともに、これに記載した保全度を、改修計画・維持管理方針の検討や概算要求に活用している。

また、平成 29 年 2 月に策定した「東京大学インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、「施設保全カルテ」を基礎資料として、個別施設ごとに具体的な改修方針及び修繕計画を定めた「東京大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」を令和元年 12 月に策定した。この個別施設計画を核としてメンテナンスサイクルを構築することにより、定期的な点検・診断、計画策定、計画に基づく対策

の実施を行い、令和 2 年度から、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や、予算の平準化に活用することとした。

また、引き続き共同利用スペースの確保を図り、平成 28 年度は 41,367 ㎡、平成 29・30 年度は 42,765 ㎡、平成 31 年度は 44,064 ㎡を確保したほか、全学的な視点から、施設利用の透明化及び効率化を戦略的に推進するため、「東京大学における施設の有効活用に関する規則」及び「東京大学における施設の有効活用に関する要項」を平成 30 年 3 月に制定した。【72】【73】

■キャンパスマスタープラン等に基づく施設整備に関する取組

「東京大学キャンパス計画大綱」（平成 26 年 3 月制定）や各地区のキャンパス計画要綱に基づく行動計画により以下のとおり施設整備を進めた。

本郷地区キャンパスでは、総合図書館Ⅲ-1～3 期(12,330 ㎡)の耐震化を含めた機能改善や中央食堂(1,855 ㎡)の機能改善の実施やバリアフリー化等、老朽化している施設の整備を行った。また、教育研究スペースの整備として、国際学術総合研究棟(8,806 ㎡)及び理学部 1 号館東棟(12,184 ㎡)の整備を完了した。

駒場地区キャンパスでは、平成 30 年度から駒場Ⅰキャンパスの体育施設改築(3,484 ㎡)の工事に着手し、引き続き改築工事を推進した。

柏地区キャンパスでは、生産技術研究所千葉実験所の柏キャンパス移転整備が平成 28 年度に完了し、実験用鉄道軌道や 大型の回流水槽が整備された実験室等を有する研究実験棟Ⅰ(8,411 ㎡)、研究実験棟Ⅱ(2,486 ㎡)が竣工した。なお、研究実験棟Ⅰ、研究実験棟Ⅱは民間資金の長期借入により整備を行った。

この他、東日本大震災により被災した大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センター（岩手県上閉伊郡大槌町）の研究棟(2,687 ㎡)及び宿泊棟(580 ㎡)の改築整備を行い、平成 30 年度に海側敷地の改築整備が完了した。

また、インキュベーション施設拡充のため、医学部附属病院南研究棟(5,749 ㎡)の改修を平成 30 年度に完了した。平成 31 年度に目白台インターナショナル・ビレッジ内に国際宿舍と産学協創拠点が融合した産学連携施設(2,126 ㎡)を整備した（P.65「目白台インターナショナル・ビレッジの竣工」参照）。さらに、柏Ⅱキャンパスにおいては、「つくば-柏-本郷イノベーションコリドー」構想実現に向けた施設整備のため、平成 30 年度に柏地区キャンパス第 4 次整備計画概要を改正し、平成 29 年度より産業技術総合研究所と共同で整備を進めた産学官連携施設(6,149 ㎡)が平成 31 年 3 月に完成、平成 31 年度から運用を開始した。また、平成 29 年度より、産学官連携による研究成果の地域での事業化実現に向けた地域科学技術実証拠点の整備に着手し、平成 31 年度に産学官民連携棟(6,174 ㎡)の運用を開始した。【69】【71】

■多様な財源を活用した整備手法による整備に関する取組

世界最高の教育研究を支える環境整備のため、学習・生活環境改善を目的とした 140 周年記念事業として、機能拡充を伴う図書館の整備計画「アカデミックコモンズ」や中央食堂(1,855 ㎡)のリニューアル、山上会館(800 ㎡)のリノベーションに関して、東大基金のプロジェクトを立ち上げ、寄附を活用した整備を進めた。また、小石川植物園内温室(1,249 ㎡)の老朽改築についても東大基金

の中にプロジェクトを立ち上げ、寄付及び文化庁、東京都、文京区の補助金を活用した整備を進め、平成 31 年より運用を開始した。この他、PFI (Private Finance Initiative) によるクリニカルリサーチセンター整備事業を引き続き推進し、平成 29 年度に大学構成員のための福利厚生施設として保育施設(359 m²)を整備、平成 30 年度に南研究棟(5,749 m²)の改修事業、臨床研究棟 A (Ⅱ期)(16,110 m²)の新営事業が完了し、平成 31 年度に南研究棟、臨床研究棟 A (Ⅱ期)の運用を開始した。

また、他の研究組織との連携による施設整備として、柏地区キャンパスにおいて、産業技術総合研究所と共同で産学官連携施設の整備を行うなど、多様な財源を活用した整備手法による整備を推進した。【69】

■環境保全対策や積極的なエネルギーマネジメントの推進に関する取組

P.65 特記事項「東大サステイナブルキャンパスプロジェクト (TSCP) に基づいた省 CO2 対策」を参照。

＜大学入学者選抜の実施体制の強化に関する取組＞

学部一般入試においては、受験者の機会均等及び選考の公正さを尊重しつつ、本学が期待する学生を選抜するため、記述解答式の学力試験による入学者選抜を継続し、毎年着実に実施した。試験問題の作成に当たっては、高校時成績、入学試験成績及び入学後の学内成績等の追跡調査の結果を踏まえ、適宜必要な改善を図った。学部一般入試の実施にあたっては、試験実施マニュアルを整備し、入試ミスの防止及び早期発見に努めるよう、実施体制の強化に取り組んだ。

また、意欲や適性等を含めた志願者の能力を多面的に判断する推薦入試は、導入した平成 28 年度以降、平均志願者倍率は約 2.5 倍となっている。また新たな高校からも優秀な学生の推薦を受けるなど毎年着実に実施し、5 年間で合計 356 名の合格者を出した。推薦入試について、入学者選抜の多様化に対応するための全学組織として、平成 28 年 10 月に設置された高大接続研究開発センターにおいて、入学後の学習や活動の状況等の追跡調査やインタビュー調査等を行い、次期の入学者選抜の在り方の検討に向けて情報を蓄積するとともに、平成 31 年度は、入試監理委員会の下に「推薦入試見直し検討 WG」を設け、推薦入学者、高等学校、各学部のメンター教員等へのアンケートを実施し、制度の見直し案を策定する等、次年度の推薦入試実施に向けた改善検討に資した。

この他、高大接続研究開発センター長を含むセンターの所属教員は、入学者選抜の統括や推薦入試の実施、入試改革に関する委員会等のメンバーとしても就任しており、円滑な入試の実施や選抜方法の改善、入試改革への対応等にも関与した。

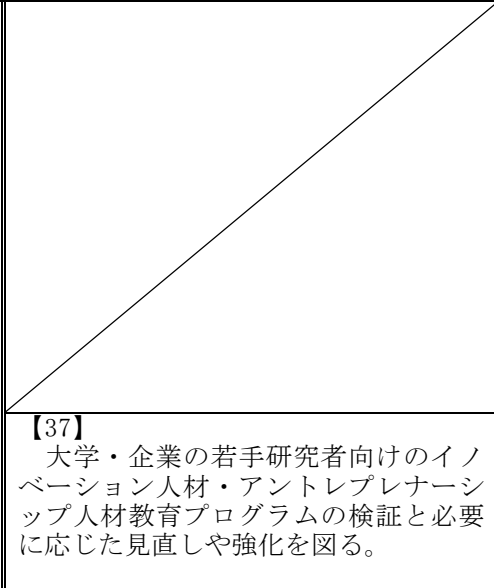
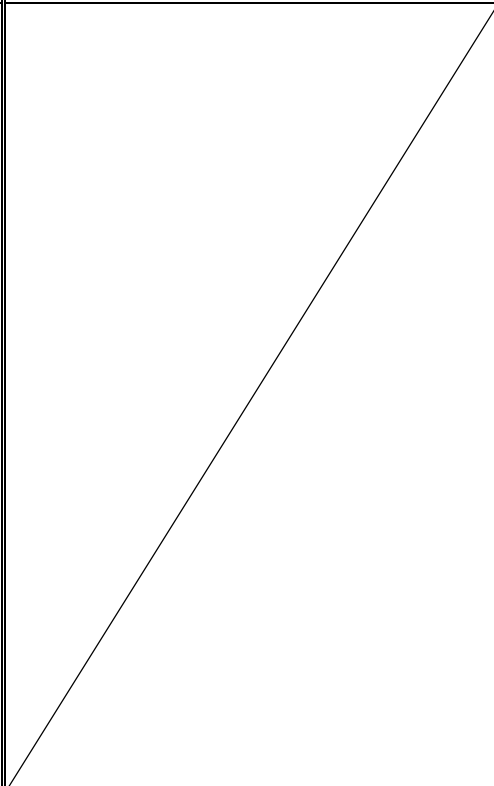
大学院入試においては、それぞれの学問分野の特性に応じて適切な入学者選抜方式によって入学者選抜を行い、入学者の質を確保している。平成 29 年度評価において課題として挙げられた大学院入試における業務上のミスや、「大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の防止について」（文部科学省通知）

を受けて、入試ミスの事例を教育運営委員会及びその下の学部・大学院教育委員会で共有するとともに、今後の大学院入試の実施にあたって、「東京大学大学院入試ミス防止策」及び「各研究科（教育部）におけるマニュアル作成の留意事項」を関係者へ改めて周知し、入試ミスの防止及び早期発見に努めるよう呼びかけ、入学者選抜の実施体制の強化を図った。【19】【22】

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上
(4) 産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標

中期目標	● 大学によるイノベーション活動の世界拠点化のため、産業競争力強化法に基づく認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資事業を行うとともに、人的及び技術的援助等を通じて、大学における技術に関する研究成果の事業化及び教育研究活動の活性化を図る。
------	--

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【36】（指） ファンド・オブ・ファンズまたは共同投資等を通じた、既存ベンチャーキャピタル事業者への切れ目ない資金提供等の取組を実施する認定特定研究成果活用支援事業者の活動を通じて、大学のイノベーションエコシステムの充実に貢献する。【◆】		Ⅲ		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ・特定研究成果活用支援事業の推進については、P. 94「産業競争力強化法の規定による出資等について」を参照。 ・平成 30 年度に、特定研究成果活用支援事業の一環として、研究成果の実用性の検証または向上を目指す実施課題に取り組む本学の教職員に対し、研究成果の事業化推進のため「東京大学事業化推進助成制度（GAP ファンドプログラム）」を導入し、採択した 24 件へ必要な費用の助成や助言等の支援を実施した。この他、平成 31 年度からの支援に向けて公募を行った。これにより、学術研究から事業化への切れ目のない支援を実現している。	・引き続き実施予定。
			Ⅲ	（平成 31 事業年度の実施状況） 【36】 ・特定研究成果活用支援事業の推進については、P. 95「産業競争力強化法の規定による出資等について」を参照。 ・「東京大学事業化推進助成制度（東京大学 GAP ファンドプログラム）」について、採択した 33 件への支援を実施した。この他、令和 2 年度からの支援に向けて公募を行った。 ・特定研究成果活用支援事業の一環として、企業との実証研究を経て、カーブアウトベンチャー・ジョイントベンチャーを創出し、研究成果の実用化を目指す「産学協創ベンチャー創出プログラム」を策定し、第 1 期公募を行った。	

【37】(指) 大学における教育研究活動を活性化させるため、社会との連携を通して構築された「知の協創の世界拠点」としての東京大学における人材循環を確立するための取組を実施する。【◆】		III	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・イノベーション人材教育プログラムの開発・推進によって、人材を継続して育成することを人材循環と捉えており、そのため、産業界と連携した大学・企業の若手研究者（修士・博士過程の学生を含む）を対象に、起業を支援するスタートアップ支援プログラムの整備やビジネスプランコンテストの実施、モノづくり実践型の技術イノベーション教育プログラム等に取り組んでいる。※詳細は、P. 94 特記事項「産業競争力強化法の規定による出資等について」の「イノベーション人材・アントレプレナーシップ人材教育プログラムの推進」を参照。	・引き続き実施予定。
【38】(指) 大学のイノベーションエコシステムを充実するため、様々なベンチャー支援機関等と連携した取組を実施する。【◆】		III	(平成 31 事業年度の実施状況) 【37】 ・イノベーション人材・アントレプレナーシップ人材教育プログラムの推進については、P. 95「産業競争力強化法の規定による出資等について」を参照。 (平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・組織対組織の大型産学連携の推進については、P. 94「産業競争力強化法の規定による出資等について」を参照。 ・質の高い単願特許の出願強化のため、特許出願のための予算を措置し、平成 28 年度は国内だけでなく、米国や欧州への外国出願を積極的に進め、国内 451 件（平成 27 年度比 8 件増）、国外 530 件（平成 27 年度比 50 件増）の特許出願を行った。また、本学で生まれた技術を産業界へ橋渡しする技術移転機関である株式会社東京大学 TILO と連携し、質の高い単願特許の発掘を目的として、過去の職務発明届を精査し、共同研究、ライセンスの増加、及びベンチャーへの導出につながるライフサイエンス分野等を含む有望分野での単独発明の発掘活動を行い、優れた大学単独発明の出願を強化した。 ・平成 28 年 11 月に「東大・経団連ベンチャー協創会議」を設立、革新的な技術や社会システムを提供するベンチャー企業を協力して創出・育成し、本学関連ベンチャー企業と経団連関連企業との連携を通じて革新的事業を興すプラットフォームの構築に向けて活動を開始した。 ・平成 30 年度に、ベンチャーエコシステム（イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム）の拡充のため、本学が行うベンチャー支援業	・引き続き実施予定。

			務（法人の施設及び実験機器等の貸与及びコンサル的ソフト支援に関する業務等）の対価の一部を新株予約権で受け取れる規則を整備した。これにより、起業負担の軽減、並びに財源の多元化を図った。また、本学の研究・教育成果の事業化を目指すベンチャー企業への支援強化の一環として、本郷キャンパス内に 3,600 m²の新しいインキュベーション施設を整備（本郷・駒場Ⅱキャンパスで合計 9,468 m²に拡充）し、平成 31 年 2 月に「東京大学アントレプレナーラボ」として本格稼働を開始した。なお、同施設におけるベンチャー支援業務の対価の支払いについても、原則としてその一部を新株予約権とした。	
	【38】 共同研究の新スキームの推進及び共同投資事業等によるイノベーション創出に向けた取組を推進する。また、ベンチャー創出のためのイノベーションエコシステムの強化・拡充に向けた取組を行う。	IV	（平成 31 事業年度の実施状況） 【38】 ・組織対組織の大型産学連携の推進については、P. 95「産業競争力強化法の規定による出資等について」を参照。 ・引き続き、<u>質の高い単願特許の出願強化のため、特許出願のための予算を措置し、国内だけでなく、米国や欧州への外国出願を積極的に進め、国内 497 件、国外 579 件の特許出願を行った。</u>	

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上

(5) その他の目標

② 附属病院に関する目標

中期目標

- 大学病院としての医療の質の向上を図り、先端医療開発を推進しつつ、優れた医療人の育成を図るとともに、安定的な運営基盤を確保する。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	
		平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【45】 超急性期医療体制及び患者の療養環境をさらに充実させることにより、医療の質を向上させ、がんの集学的治療や移植医療等を推進するとともに、他医療機関との連携を強化する。	Ⅲ	（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） <医学部附属病院> ・入院棟 B の竣工を目指し、平成 28 年度に病院長の下に「再開発計画見直し WG（ワーキング・グループ）」を設置し、病床・病棟の配置計画の詳細を検討した。また、入院棟 B の円滑な運用に向け、「入院棟Ⅱ期検討委員会」の下に、専門分野に応じた WG を設置し、院内体制の整備を検討した。平成 29 年度には「新入院棟 B 移転実行委員会」を設置し、委員会のマネジメントのもと、円滑な移転と診療再開に向けた取組を実施した。※入院棟 B については、P.98 特記事項「入院棟 B の開院」参照。 ・平成 30 年 5 月に病院執行部直轄の多臓器同時移植に関する WG を設置し、複数臓器受け入れ時の診療体制の強化及び連絡体制を構築した。また、平成 30 年 11 月には、病院執行部直轄の緊急手術に関する WG を設置し、高度緊急症例の手術受け入れ態勢の強化に向けた検討を開始した。 ・新電子カルテの導入に向け、紙カルテの管理方法を定めた「診療諸記録の電子保存に関する運用管理規定」を平成 28 年度に改正した。平成 30 年 1 月に新電子カルテシステムを導入し、診療機能の向上と管理運営体制の強化を図った。 ・平成 28 年度に、がん治療合併症リンパ浮腫に対する多職種連携外来を新たに整備し運用を開始した。 ・平成 30 年 4 月に検診部を予防医学センターに名称変更するとともに、平成 30 年 9 月に入院棟 B に移設し、予防医学実施体制を充実した。 ・医学部附属病院と地域医療機関との連携強化を目的とした「東大病院地域医療連携会」を毎年度実施しており、平成 28～30 年度は近隣医療機関から計 422 名の医療関係者が参加した。同連携会では、新入院棟 B 見学会のほか、診療科における先進的な取組を紹介するとともに、意見交換を行った。 ・前方連携の強化を目的として、平成 30 年度に計 6 回、9 診	・引き続き実施予定。

		療科による<u>診療科別勉強会を実施し</u>、延べ 97 医療機関が参加した。 ・平成 29 年 6 月に地域医療連携サポート窓口を設置し、近隣医療機関との患者紹介・逆紹介を円滑に行うための体制を整備した。平成 28～30 年度における逆紹介率は、特定機能病院の要件のひとつである「40%以上」を上回る、平均 83.7%と高い水準を維持した。 ・P. 98 特記事項「診療科の専門性を活かしたセンターの設置」参照。 ・P. 98 特記事項「「がんゲノム医療研究中核病院」への指定」参照。 ・P. 100 特記事項「地域医療の向上を目的とした医療連携機関登録制度の創設」参照。 (平成 31 事業年度の実施状況) <医学部附属病院> ・MFICU、NICU、PICU、GCU など各高次機能病床の整備を終え、順次、施設基準との整合を点検・確認、基準に合わせた改修及び運用の構築を行い、運用及び算定を開始した。令和元年 12 月に厚生労働省による特定共同指導を受け、当該病床の運用体制について良好な評価を受けた。※各高次機能病床の整備については、P. 99 特記事項「新生児・小児 ICU 系病棟の大幅増床による小児医療の拡充について」参照。 ・診療科案内冊子を更新し、約 2,800 部を近隣医師会、連携登録医療機関へ配布した。また、地域医療機関からの受診支援を目的とした連携受診案内を更新し、約 11,800 部を病院要覧とともに近隣医療機関、連携登録医療機関へ配布した。さらに、経営改善提案プロジェクトとして採択された「外来棟への地域医療連携コーナー開設」として、医療連携登録医療機関の名称と地図を配したポスターを掲示し、<u>連携医療機関との連携強化を図った。</u> ・「東大病院地域医療連携会」を令和元年 9 月に実施し、近隣医療機関から 106 名の医療関係者が参加し、9 診療科による先進的な取組を紹介するとともに、意見交換を行った。 ・近隣医療機関との患者紹介・逆紹介率は 83.0%であり、引き続き高い水準を維持している。 ・東京都医師会など都内 23 医師会、埼玉県・千葉県の 16 医師会にて、医学部附属病院の紹介、医師会等の勉強会への講師派遣の案内を行い、1 医師会へ講師を派遣した。	
【46】 クリニカルリサーチセンターの設置、臨床研究のモニタリング体制及び支援体制の機能強化により、研究環境を改善し、新たな医薬品、医療技術等先端医療の開発と提供を推進する。	Ⅲ	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) <医学部附属病院> ・平成 28 年 2 月より<u>クリニカルリサーチセンターA棟Ⅰ期の運用を開始し</u>、疾患モデルセンターや RI 実験室の整備等、教職員の研究環境を改善した。また、クリニカルリサーチセンターA棟Ⅱ期の竣工に備えて平成 29 年度に検討WGを設置し、研究室の移転計画の立案を開始した。 ・共同研究スペースの活用体制の構築に向けて、22 世紀医療セ	・引き続き実施予定。

		ンター、分子ライフイノベーション棟、臨床研究棟北の<u>空き状況を確認できるよう院内 web に公開した。</u> ・<u>Phase 1 ユニットにおける治験等の受託件数増を図り、平成 29 年度 3 件、平成 30 年度 3 件を実施した。</u> ・<u>臨床研究ガバナンス部の体制を強化し、監査（医師主導治験：平成 28 年度 8 回、平成 29 年度 1 回、平成 30 年度 5 回、自主臨床試験：平成 28 年度 3 回、平成 29 年度 5 回、平成 30 年度 6 回）を実施した。</u> ・第 2 期に引き続き、平成 29 年度から<u>第 3 期の橋渡し研究拠点（橋渡し研究戦略的推進プログラム）に採択された。</u>「知の協創の世界拠点」を目指した TR の戦略的推進を行うため、TR センターに講師ポストを新設し、平成 29 年 10 月に 1 名配置し、臨床研究の活性化を図った。 ・臨床研究中核病院の指定に伴い、臨床研究支援のための機能強化の在り方に関する検討 WG を平成 28 年度に設置して体制の見直しを行い、平成 30 年度より、臨床研究支援センターの支援業務に対する体制について外部業者による業務改善プロジェクトを開始、臨床研究支援センター、22 世紀医療センター等の研究機能強化のため組織再編について検討を行った。<u>また、臨床研究ガバナンス部に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構から専従の部長を迎え体制強化を図った。</u> ・特定臨床研究（侵襲性かつ介入性のある臨床研究）に関わる研究者等を対象に、<u>特定臨床研究の実施に関する知識の向上を目的とした e-learning（通称 CREDITS）の受講を平成 28 年度に義務化し、平成 30 年度までに 2,372 名が受講した。</u>また、臨床研究指導員に対する講習会（毎年度年間 5 回程度開催）において、臨床研究ヒヤリハット、臨床試験相談窓口受付状況、監査実施状況等定期報告を行い情報の共有を図った。 ・臨床研究法制定に伴う関係規則、手順書等の改定を平成 30 年度に行い、<u>実施している全ての臨床研究について、臨床研究法対象となるかヒアリングにより確認し、継続予定の臨床研究法対象試験（主任施設 18 件、分担施設 31 件）について法に対応した移行手続きを実施した。</u> ・P.96 特記事項「分子ライフイノベーション棟における 17 の産学共同研究プロジェクト開始」参照。 ・P.96 特記事項「ゲノム医学研究支援センターの設置」参照。	
--	--	--	--

		(平成 31 事業年度の実施状況) <医学部附属病院> ・クリニカルリサーチセンターA棟Ⅱ期（平成 31 年 3 月竣工）にかかる<u>研究室の移転を円滑に実施し、平成 31 年度に完了した。</u> ・入院棟B内に増床された <u>Phase 1 ユニットで 7 件の治験等を実施し、新たな医薬品の開発を推進した。</u> ・<u>医学部附属病院を代表機関とする医師主導治験 6 件の実施支援を含め、モニタリング 22 件（医師主導治験 11 件、臨床研究 11 件）、データ管理 16 件（医師主導治験 7 件、臨床研究 9 件）、監査 14 件（医師主導治験 9 件、特定臨床研究 4 件、再生医療等安全性確保等法下の研究 1 件）を実施した。</u> ・引き続き、<u>臨床研究指導員に対する研修会を 6 回開催した。</u>58 診療科から選出され病院長が任命した 102 名に対して、臨床研究ヒヤリハット、臨床試験相談窓口受付状況、監査実施状況等定期報告を行い情報の共有を図った。 ・<u>臨床研究支援センターを臨床研究推進センターに改称し、研究者、企業、患者へのサポートを重視した組織に再編し、指揮命令系統と補佐体制を明確にしたことにより、臨床研究の支援体制を強化した。</u> ・GCP ガイダンス通知改正等に伴い導入が求められることとなった、治験毎の品質マネジメントシステム運用に適切に対処するため、<u>臨床研究推進センター・臨床研究ガバナンス部が連携して研究者を支援する仕組みの構築を開始した。</u> ・P. 97 特記事項「がん遺伝子検査パネル臨床試験（先進医療 B）の登録完了」参照。 ・P. 97 特記事項「民間企業との組織的な産学連携による共同研究の推進」参照。	
【47】 初期臨床研修プログラム及び研修環境を改善し、専門医制度改革に伴う専攻医の育成において大学病院としての役割を果たす。また、臨床実習生の受入や医療従事者の生涯教育を行い、優れた医療人の育成に取り組む。	Ⅲ	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) <医学部附属病院> ・<u>臨床研修プログラムの改善に向けて、研修医と病院長との意見交換会を毎年度定期的に開催し（平成 28 年度：7 月・10 月、平成 29 年度：9 月、平成 30 年度：9 月）、抽出された意見・要望のうち、研修医の共有スペース設置について、平成 30 年 10 月に入院棟B内に設置し研修医に開放した。</u> ・初期研修医の質の向上とよりきめ細やかな指導の実現を目指し、初期臨床研修プログラムについて、令和 2 年度改訂の医師臨床研修制度に対応すべく、必修・選択科目、外来研修計画、地域医療施設・協力病院の検討及び定員数の見直しを行った。 ・平成 30 年度に、入院棟Bの研修医室を 24 時間 365 日利用できることとし、診療端末、プリンター、研修医全員が使用で	・引き続き実施予定。

		きる個人ロッカーを設置する等、<u>研修環境を改善</u>した。また、シミュレーター室（手技）（救急）を従来より大幅に拡張し、院内他部署や医学部で所有していたシミュレーター類を同室へ集約し、<u>研修機能を強化</u>した。 ・実地修練生について、従来は募集定員を若干名としていたが、平成 28 年度より 2 名から 4 名の枠とした。 ・<u>国立大学病院を対象とした各種医療技術者研修会</u>（薬剤師研修、臨床研究コーディネーター研修、栄養士研修、放射線技師研修、臨床検査技師研修）を<u>毎年度継続して開催</u>した。 ・P. 97 特記事項「専門研修プログラムの整備」参照。 （平成 31 事業年度の実施状況） <医学部附属病院> ・<u>研修医と病院長との意見交換会</u>を令和元年 10 月に実施し、抽出された短期間住居確保に関する課題について関係部署と調整を重ね、本学一部宿舎を本院の寮と同条件で利用できる体制を整えた。 ・卒後臨床研修プログラムについて、令和 2 年度プログラムを見直し、それに基づいて採用試験を行い、109 名の研修医を採用することになった。 ・専門研修プログラムでは、各領域の専門医の育成を図るべく 18 の基本領域について 197 名の専攻医を登録した。 ・国公立大学病院を対象とした各種医療技術者研修会（薬剤師研修（5 月 18 日～22 日）、臨床研究コーディネーター研修（6 月 15 日～19 日）、栄養士研修（10 月 14 日～16 日）、放射線技師研修（10 月 5 日～10 月 9 日）、臨床検査技師研修（6 月 30 日～7 月 3 日））を引き続き実施した。	
【48】 平成 29 年に竣工を予定している新病棟の円滑な開設を目指すとともに、社会情勢を見極めつつ、持続的な病院運営基盤のためのマネジメント機能を充実させる。	Ⅲ	（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） <医学部附属病院> ・新病棟である入院棟 B の円滑な運用に向け、平成 28 年度に、「<u>入院棟Ⅱ期検討委員会</u>」の下に専門分野に応じた WG を設置し、「<u>消化器センター</u>」「<u>高度心不全治療センター（旧重症心不全病棟）</u>」などの診療科横断的組織の運営体制等について検討し、入院棟 B の開院後、関連する内科・外科が連携して診療にあたる体制を構築した。 ・「再開発計画見直し WG」が中心となり、経営的観点も入れて入院棟 B における病床計画の見直しの上、配置を決定し、平成 29 年 9 月に入院棟 B が竣工した。病棟の円滑な移転実施のため、「<u>新入院棟 B 移転実行委員会</u>」を設置し、平成 30 年 1 月に移転を実施した。※入院棟 B については、P. 98 特記事項「入院棟 B の開院」参照。 ・過去 5 年間で最高の稼働額を各科に毎月の目標値として提示し、稼働額の増加を目的に、経営改革運動本部主催による診	・新病棟である入院棟 B は平成 29 年度に竣工。持続的な病院運営基盤のためのマネジメント機能充実については、引き続き実施予定。

		療科を対象とした協力依頼のための説明会を複数回実施した（平成 28 年 12 月終了）。 - 平成 28 年度から<u>国立大学病院による共同調達が開始され、約 2,500 万円の費用削減を達成した。また、平成 29 年度から医療材料に加え医療機器を対象とし約 1,300 万円、平成 30 年度に約 1,700 万円の費用削減を達成した。</u> - 平成 28 年度にスタッフのモチベーション向上を目的に、派遣職員を含む院内で働く全ての人々と部署を表彰する「<u>病院長賞</u>」を新設し、初年度に 1 組、平成 29 年度に 2 組、平成 30 年度には 3 組のチームが表彰された。特に平成 30 年度の表彰では、入院棟 B への移転事業及び診療システム移行事業に尽力したグループが選ばれ、経営方面での活躍に注目が集まった。 - 平成 29 年 7 月・8 月に経営改革運動本部による<u>診療科ヒアリングを行い、在院日数の短縮、新入院患者の増加、診療単価改善に向けた取組を提案した。結果、平成 30 年度の在院日数は前年比△0.4 日、入院診療単価は前年度比 4,600 円増の効果があった。</u> - 平成 30 年 6 月の医療法施行規則の改正に向け、平成 29 年度に病院長選考方法の見直しの検討を開始した。平成 30 年度に総長の下に病院長候補者選考会議を設置し、外部者を複数名含む合議体で病院長候補者を選考することとし、また、管理者権限を明確化するため、<u>東京大学医学部附属病院規則及び組織内規を改正し、同年度に病院長選考を実施した。</u> - 平成 30 年度診療報酬改定に向け、平成 29 年度に<u>実務者を中心に対策チームを設置した。平成 30 年度には、診療報酬改定を踏まえて、医療材料費についてベンチマーク分析及び価格交渉を実施し、保険償還影響額相当分を含め約 1 億 3,900 万円の経費削減を実現した。また、平成 30 年度に設置された経営戦略会議において、診療報酬改定で新設された画像診断管理加算 3 の取得を検討した結果、約 1,800 万円増の効果があった。</u> - 医療法改正にともない、医療の高度な安全確保への対応を図るため、平成 29 年度に未承認医薬品の使用や高難度新規医療技術について病院執行部を起点とする<u>検討プロセスを新設し、平成 29 年度 50 件、平成 30 年度 51 件を検討した。そのうち、科学的・倫理的な側面についてより専門的な審議が必要な案件については、高難度新規医療技術評価委員会において平成 29 年度 9 件、平成 30 年度 38 件、未承認新規医薬品等評価委員会において平成 29 年度 5 件、平成 30 年度 4 件を検討した。高難度新規医療技術の実施及び、未承認新規医薬品等の使用について、申請時の審議においては実施を認める条件等意見を付すだけでなく、実施後定期的な報告を受</u>	
--	--	---	--

	け、その実施状況を確認することにより、適正な提供が図られた。 - 平成 30 年度に<u>経営戦略会議を設置</u>した。新入院患者数の増加を最大の重要経営指標（KPI）として患者獲得に取り組み、平成 30 年 6 月、9 月、12 月に<u>全診療科に対する診療科ヒアリングを実施</u>し、当該年度の目標や新入院患者増加について提案を行い、その後の状況のモニタリングや個別症例の運用提案を行った。その結果、平成 30 年度の実績は、新入院患者数が 27,637 人（前年度比 951 人増）となった。併せて、診療単価の改善の取組により、入院診療単価 89,418 円（前年度比 4,620 円増）、外来診療単価 20,892 円（前年度比 1,348 円増）を達成した。 P. 100 特記事項「HOMAS2 データ等を活用した経営改善の取組の実施」参照 P. 100 特記事項「後発医薬品使用率の向上及び費用削減」参照。 （平成 31 事業年度の実施状況） <医学部附属病院> - 平成 31 年 4 月から令和元年 12 月にかけて、「<u>東大病院募金</u>」に 116 件、合計 18,253,675 円の寄付を受けた。また、南研究棟の改修に係る寄付を募り、施設維持に資するため<u>本学の協賛事業の第 1 号として、南研究棟中庭に命名権（ネーミングライツ）を実施</u>した。 - 医療材料費について、引き続きベンチマーク分析及び医療従事者を含む<u>価格交渉を実施</u>し、約 9,700 万円の経費削減を実現した。 - 入院棟 B の改修を終え、公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価受審に向けて、各病棟及び横断的診療体制を自己点検の上、改善を行った。令和元年 12 月 9 日から 11 日に<u>病院機能評価を受審</u>し、令和 2 年 2 月 5 日にその中間的な結果報告があり、評価 S が 5 項目、評価 A が 61 項目であった。 - 平成30年度に実施した診療科ヒアリング時に依頼した「入院中に実施するジーラスト皮下注の外来移行」について、<u>削減効果（前年度比44,949,250円）を分析</u>し、令和元年10月に開催した全国国立大学病院のHOMAS担当者が参加したHOMASユーザー勉強会にて報告した。 - 後発医薬品検討WGを3回開催し、HOMAS2を用いて、個別の薬剤毎の後発医薬品の採用大学数を確認し、後発医薬品への切り替えの参考資料を作成して、バイオシミラーへの切替等を実施し、平成31年度に39,485,270円の購入費削減を図った。 - スタッフのモチベーション向上の取組の一環として、従来の表彰制度「ベストスタッフ賞」を10年ぶりに刷新し、「東大	
--	---	--

		病院アワード」として再スタートを切った。「東大病院アワード」は、派遣職員を含む院内で働く全ての個人・チームを対象とし、個人にとどまらず、チームに広げたことで、チーム制を生かした医学部附属病院への貢献意欲を促す。さらに、評価基準を数字に現れやすい分野に限定せず、「貢献度」「技能、労力」「影響範囲、発展性」とし、各々が得意分野と持ち味を生かして活躍を評価されるよう設定した。結果、多くの応募があり、個人部門は9名のベストスタッフ、チーム部門では、最優秀賞1チーム、優秀賞4チームが受賞となり、職員の意欲を高めた。 • P.100 特記事項「病院KPIの設定による経営改革の実施」参照。 • P.100 特記事項「経営情報の発信と見える化の構築」参照。	
【49】 医科学研究所附属病院は、時代の要請に応じ、新規予防・治療法開発に向けて橋渡し研究・早期臨床試験の拡充と人材育成を推進し、国立大学国際共同利用・共同研究拠点研究所附属のユニークなプロジェクト病院として、学内・学外の先端医療開発の支援にも取り組む。	Ⅲ	(平成28～30事業年度の実施状況概略) <医科学研究所附属病院> • 新規予防・治療法開発に向けて、TR（橋渡し研究）・早期臨床試験の開発を推進し、遺伝子治療、細胞治療、再生医療及びウイルス療法、抗体・ワクチン療法などの先端的医療開発に取り組んだ。 <u>腫瘍溶解ウイルス療法の臨床試験の実施に向けては、胸膜中皮腫に対する臨床研究を平成28年度に申請し、平成29年度に院内承認、平成30年3月に厚生労働大臣承認された。また、悪性黒色腫に対するIL-12（インターロイキン-12）付加腫瘍溶解ウイルス療法について、対面助言の申し込みを平成28年度に行い、平成29年度に規制対応等を完了し、平成30年度に治験審査委員会で承認された。</u> 再生医療等製品は、平成29年度に医師主導治験1件が開始、治験届提出に向けて1件の準備を行い、平成30年度に、白血病に対する免疫遺伝子療法の治験及び臍帯由来間葉系細胞用いた治験の計2件の医師主導治験が実施されるなど、免疫遺伝子療法と細胞治療の開発及び臨床試験の実施を進めた。 また、がんや感染症に対するワクチン療法の準備を進め、移植後ウイルス感染症に対するTリンパ球療法の臨床試験が平成29年度に承認され、平成30年度より臨床試験の実施を開始した。 この他、臍帯血移植やHTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）及びHIV（ヒト免疫不全ウイルス）等の難治性ウイルス感染症、希少疾患のプロジェクト診療を継続して行い、先進医療を推進している。 • TR（橋渡し研究）・早期臨床試験、プロジェクト診療等の開発、推進に資する人材の育成にあたっては、以下の取組を行	• 引き続き実施予定。

		い、TR、早期臨床試験、プロジェクト診療等を担うエキスパート（医師、看護師、検査技師）を養成するとともに、病院職員教育にも努めた。 ・探索的臨床研究の推進に関わる医師等の養成に向けて、シラバスを策定するとともに、教材を作製し公開した。<u>平成30年度にはe-learning教材を作製し、大学病院臨床試験アライアンス（UHCTアライアンス）の教育管理システム（CREDITS）で利用可能とした。</u> ・血液疾患や遺伝性消化管腫瘍の臨床シークエンスを年間計100例以上実施し、次世代シークエンサーを扱う検査技師のOJTを行った。 ・がんゲノム医療を推進するため、平成29年度以降、クリニカルシークエンス情報を評価・検討するため行っている「腫瘍ボード」に、ゲノム解析に携わる技師（1名）も同席させ、結果の判定や評価・治療選択などの過程を学ぶ機会を設けた。 ・看護師を含めた病院職員が大学院教育（TR看護学入門、TR概論）に研修として参加することを可能とし、平成28～30年度は計12名が受講した。また、ARO（Academic Research Organization）協議会やUHCTアライアンス等の専門家養成研修に平成28～30年度は計33名が参加するなど、病院職員教育の充実に努めた。 ・先端医療分開発の支援にあたっては、平成28年度に、企業で開発経験を有する再生医療の専門家を非常勤職員（特任専門員）として雇用したほか、CRC（治験コーディネーター）を1名、事務局員を1名増員し、臨床試験の支援体制を拡充した。また、<u>平成29年度からは、臨床研究コーディネーターが積極的に開発型医師主導治験の準備に参加しスタディ・コーディネーター業務を実施することが可能となり、平成30年度に実施体制を構築するなど、大学内外のシーズに基づく先端的臨床試験に係る支援体制を強化した。</u>	
--	--	---	--

		(平成 31 事業年度の実施状況) <医科学研究所附属病院> ・新規予防・治療法開発に向けて、引き続き、TR（橋渡し研究）・早期臨床試験の開発を推進し、以下に挙げる先端的医療開発に取り組んだ。 ・腫瘍溶解ウイルス療法は、臨床研究 2 件を継続実施した。また、IL-12（インターロイキン-12）付加腫瘍溶解ウイルス療法の医師主導治験が開始された。 ・白血病に対する免疫遺伝子療法の医師主導治験は<u>最高投与量に達し終了となった。臍帯由来間葉系細胞を用いた医師主導治験は最終コホートの投与が終了した。移植後ウイルス感染症に対する T リンパ球療法の臨床試験は継続して実施した。</u> ・平成29年度から他機関と共同で準備を行ってきた核酸医療 1 件について、他医療機関にて医師主導治験が開始された。また、<u>特定臨床研究でのエボラ出血熱ワクチンが開始となり、第一コホートの投与が終了した。</u> ・平成 29 年度に採択された、日本医療研究開発機構（AMED）の「創薬支援推進事業－創薬シーズ実用化支援基盤整備事業－」のイノベーティブ創薬支援ユニット事業において、ラボ・スケールでのベクター調製体制整備による遺伝子治療、CAR-T 療法用細胞調製に対応した細胞調製体制を整備し、新規ワクチンは新たに分担研究者を追加し、TR（橋渡し研究）推進体制を引き続き強化した。 ・TR（橋渡し研究）・早期臨床試験、プロジェクト診療等の開発、推進に資する人材の育成にあたっては、<u>ゲノム医療に必要な医師、看護師、臨床心理士を育成するため、遺伝カウンセリング講習会及び症例検討会を開催（参加者 18 名）したほか、再生医療の倫理審査に関係する研究者、事務局、審査委員の研修のための教材を作成し、病院関係者へ配布した。</u>※この他、P. 98 特記事項「臨床研究推進のための専門的人材育成」参照。 ・先端医療分開発の支援については、臨床研究コーディネーターが積極的に開発型医師主導治験の準備に参加し、スタディ・コーディネーターとして臨床研究 1 件、医師主導治験 1 件のマネジメントの中心となるなど、臨床試験に対応した支援体制の整備を引き続き行った。	
--	--	--	--

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上

(5) その他の目標

③ 附属学校に関する目標

中期目標

- 附属学校の設置目的を踏まえ、これからの中等教育における教育実践研究の在り方を示す。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	
		平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【50】 本校の特徴でもある教科・総合的な学習における探究的な学びと特別活動が、大学での学びや実社会での生活に、どんな時にどのような効果を与えているかを、これまでの双生児研究の蓄積を活かしながら、卒業生の調査も視野に入れて検証していく。	Ⅲ	（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 「教科・総合的な学習における探究的な学びと特別活動」の効果測定のため、必要な整備、検討を進め、以下のとおり取り組んだ。 ・教育学研究科・教育学部と協議し、データベース利用に関する「東京大学教育学部附属中等教育学校（附属中学校・高等学校時代のものを含む）のデータベースを用いた研究の受付・審査・認可に関する内規」を平成 28 年 10 月に制定した。 ・教育学研究科附属学校教育高度化センター（平成 29 年度に学校教育高度化・効果検証センター（以下、CASEER）に改組）と共同で、全在校生へのパネル調査を平成 28 年度から継続して実施した。平成 28 年度は、在校生への調査方法・内容の検討を行い、在校生調査と保護者調査を実施した。平成 29 年度には、卒業生への調査方法・内容についても CASEER と共同で検討・調査を開始し、平成 30 年度は全在校生へのパネル調査の質問項目を整理・改善した。データベースに格納するデータ入力作業については、教育学研究科・教育学部と連携して行った。 ・教育学研究科・教育学部における FD 会議において、平成 29 年 10 月に、附属学校の教育の特徴と効果検証に関する報告を行った。 ・平成 31 年 1 月には、中間まとめとして、附属学校共催・CASEER 主催シンポジウム（参加者 101 名）において、「主体的・探究的な学びの体験は何を生み出すか—東大附属中等教育学校での学びの実証的検討」と題して、卒業生及び在校生についての主体的・探究的な学びとその効果が報告されるとともに、本校教員の立場から見た附属学校の教育について報告を行った。 ※P. 104 特記事項「附属学校の教育効果の検証」を参照。	教育学研究科・教育学部と連携し、引き続き実施予定。

		(平成 31 事業年度の実施状況) ・文部科学省研究開発学校として取り組んでいる研究開発課題『「総合的な学習」と教科学習を「市民性」「探究」「協働」の視点で見直し結びつけ、そこでの「ディープ・アクティブ・ラーニング」を可能にするカリキュラムの開発と、その指導・評価方法の研究』と関わりを持たせ、とりわけ「ことばによる評価」を組織的に行うという実践の見直しを行った。 - また、令和 2 年 1 月に、「主体的・探究的な学びの体験が育むライフキャリアー東大附属中等教育学校での学びの実践」と題して、附属学校共催・CASEER 主催シンポジウム（参加者 108 名）を開催し、卒業生及び在校生についての主体的・探究的学びとその効果について報告した。特に、総合的な学習が卒業後 10 年、20 年と長期にわたってその後のキャリアを支えていることが報告された。 ・CASEER と共同で全在校生へのパネル調査の質問項目を整理・改善し、さらに 6 年生の回収率を上げるために実施時期の見直しを図り、6 年生は令和 2 年 1 月に時期を早めて実施し、1～5 年生は例年どおり 3 月に実施した。また、平成 31 年度入学生には、年度末に加え、入学時にも調査を実施した。 ・データベースに格納するデータ入力作業を、教育学研究科・教育学部と連携し、引き続き行った。	
【51】 東京大学全学の学生のための教員養成に関して、教育学部との連携を強めながら協力する。	III	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) ・教員を目指す本学学生のための教員養成に関して、教育学部と連携しながら、他校での教育実習も含めた教育実習実施状況調査を行うとともに、附属学校での教育実習内容の改善に取り組んだ。また、附属学校が担当している、教育学部開講の「教科教育法（国語、社会、数学、理科、英語）の授業内容を改善し、教員養成のための授業内容の充実を図った。※教育実習及び教科教育法については、P. 103 特記事項「教育実習について」参照。 ・他校での教育実習実施状況調査については、平成 28 年度は関東地区の国立大学附属学校から、平成 29 年度は全国国立大学附属学校連盟の副校長研究大会を通じて、各校の教育実習の実施状況に関する資料を収集した。また、平成 30 年度は、日本教育大学協会附属学校委員会での調査結果等から、教育実習の実施状況に関する資料を収集した。 ・教育学研究科附属学校教育高度化センター（平成 29 年度に学校教育高度化・効果検証センターに改組）主催で、平成 29 年 1 月に実施されたシンポジウム「これからの教師を担う教師をどう育てるかーディープ・アクティブラーニングの実践と教員養成の問題」（参加者約 100 名）において、教員養成の高度化に関して報告した。また、平成 29 年 10 月には、教育学研究科と東京大学教職支援ネットワーク合同シンポジウム（参加者約 50 名）において、附属学校での教員養成の	引き続き実施予定。

		取組についての報告を行った。	
		(平成 31 事業年度の実施状況) 都内国立大学附属学校副校長会において、教育実習の実施状況について資料収集を行うとともに、附属学校での教育実習者に対しては終了後にアンケート調査及び聞き取り調査を行い、教育学部と連携して課題について検討した。 ※教育実習後の調査については、P. 104 特記事項「教育実習について」参照	

○ 教育研究に関する中期計画・年度計画の状況（平成 31 事業年度）

I 大学の教育研究等の質の向上

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

中期目標	● 教育の国際化・実質化・高度化を推進し、初年次教育等の新たな教育プログラムを実装しつつ、前期課程及び後期課程の学士課程を通じ、幅広い教養や総合的判断力等の資質・能力の涵養を図るとともに、専門分野の基礎と社会性を身に付けた人材を育成する。 ● 大学院では、修士・博士・専門職学位の各課程において、自ら考え、新しい知を生み出し、人類社会のための知の活用を目指して行動する意欲満ち溢れた人材（「知のプロフェッショナル」）を育成する。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況
【4】 4ターム制などを活用して、国内外のサマープログラム、インターンシップ、ボランティアなどの社会活動、留学生との交流などの多様な学習体験の機会を拡充する。具体的には、学部4年間（学部によっては6年間）を通じて20%以上の学生が多様な学習体験に参加できるよう、体験活動プログラム、初年次長期自主活動プログラム、サマープログラム等を整備・拡充する。	【4】 体験活動プログラムや国内外におけるサマープログラム等の多様な学習体験の機会を拡充するため、学生への情報提供を推進するとともに、既存の制度の改善等を推進する。	Ⅲ
【6】 「知のプロフェッショナル」育成の先駆的な試みとして、修士・博士一貫の部局連携型学位プログラム「国際卓越大学院」を創設し、世界トップレベルの研究体制の魅力を活かして、世界中から優秀な人材を集める。さらに、産官学のネットワークを活かし、優秀な社会人の研究能力を強化する仕組みも整備する。【◆】	【6-1】 部局連携型学位プログラム「国際卓越大学院」を引き続き実施するとともに、取組状況や学習の成果等を確認する。	Ⅲ
	【6-2】 大学・企業の若手研究者向けのイノベーション人材・アントレプレナーシップ人材教育プログラムの検証と必要に応じた見直しや強化を図る。	Ⅲ

I 大学の教育研究等の質の向上

1 教育に関する目標

(2) 教育の実施体制等に関する目標

中期
目標

- 学士、修士、博士及び専門職学位の課程における教育体制を一層強化して、全学的な教育力を向上させる。
- 多様な教育方法に対応し、学生の主体的な学習を支援できるよう、教育環境の基盤的整備を進める。

中期計画	年度計画	進捗 状況
【9】 東京大学の教育がその目的に沿って適切に実施されるよう、全学として最適な教員配置を実現する。国内外から多様で優れた教員を確保するため、教員配置に際して、クロス・アポイントメント等の柔軟な人事措置を活用する。	【9】 各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて、総長裁量枠及び教員採用可能数内再配分システム枠の資源を確保し、優先順位に従い採用可能教員数の再配分を実施する。また、研究者雇用制度改革による柔軟な人事方策を通じて、国内外から多様で優れた人材の確保を推進する。	III

I 大学の教育研究等の質の向上

1 教育に関する目標

(3) 学生への支援に関する目標

中期目標	● 学生の主体的な学びを支え、自主的な選択を支援する総合的な学生支援体制を整備し、多様な学生に対するきめ細やかな支援を行う。 ● 意欲と能力のある人材の育成と教育の機会均等を確保するため、学生への経済的支援を維持しつつ、優秀な大学院学生への支援を充実させる。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況
【17】 経済的に困窮する学生や留学生への支援に加え、地方出身の学生、女子学生、優秀な人材の入学及び意欲や能力のある学生の留学を促進するため、各種の奨学・奨励制度を堅持する。また、優秀な人材の博士課程進学を奨励・促進するためのT A、R Aの制度を整備するとともに、博士課程学生の4割以上が教育研究に専念できる経済的支援（概ね日本学術振興会特別研究員研究奨励金相当）を受けられるようにする。	【17-1】 経済的に困窮する学生へ授業料免除及び地方出身の学生、女子学生、優秀な人材の入学や優秀な学生の大学院進学を奨励・促進するため、大学独自の奨学制度等の実施を推進する。	Ⅲ
	【17-2】 優秀な海外学生獲得のための奨学金と在学中の外国人留学生のセーフティネットの両側面から留学生への経済的支援を推進するとともに、意欲や能力のある学生の留学を促進するため、各種の奨学・奨励制度を堅持する。	Ⅲ
	【17-3】 博士課程学生への経済的支援の充実に向けた取組を推進する。	Ⅲ

I 大学の教育研究等の質の向上

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	● 世界の学術を牽引する総合研究大学として、人文科学・社会科学・自然科学のあらゆる学問分野において卓越性と多様性を追求するとともに、これを基盤として新たな学問領域の創成に積極的に関わり、世界に先駆けて新たな知を生み出し得る世界最高水準の研究を実施する。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況
【23】 学部・研究科等は、基礎分野から最先端の応用分野まで幅広い学術研究のさらなる活性化を図り、学問領域の総合的な発展を継続遂行する。附置研究所は、国内外に広く開かれた最先端の研究拠点として新しい学問領域を先導的に切り拓き、学術の多様性に寄与する。センターは、萌芽的・先端的研究の育成または教育研究の支援を行う。大学全体として、総合研究大学にふさわしい基礎的・基盤的研究を堅実に継承・発展させるとともに、研究の分野間連携の強化を図り、イノベーションを推進し、研究成果の社会的還元を目指す。	【23-1】 学部・研究科等においては、基礎分野から最先端の応用分野まで幅広い学術研究のさらなる活性化を図り、学問領域の総合的な発展を継続遂行するための各種施策を行う。また、附置研究所においては、国内外に広く開かれた最先端の研究拠点として新しい学問領域を先導的に切り拓き、学術の多様性に寄与するための各種施策を行う。さらにセンターにおいては、萌芽的・先端的研究の育成または教育研究の支援を行うための各種施策を行う。大学全体として総合研究大学にふさわしい基礎的・基盤的研究を堅実に継承・発展させ、研究の分野間連携を強化するとともに、イノベーションを推進し、研究成果を社会的に還元する。	Ⅲ
	【23-2】 共同研究の新スキームを推進するとともに、その改善・拡充に向けた取組を行う。	Ⅲ
【24】 国際共同利用・共同研究拠点及び共同利用・共同研究拠点においては、大学の枠を超えて国内外の研究者の知を結集するとともに、研究情報を国内外に提供あるいは発信し、当該分野の学術研究を効率的・効果的に推進する。さらに、共同研究の成果や活動のアウトリーチを強化し、研究の社会への発信や国際研究交流を促進する。	【24】 共同利用・共同研究拠点では、継続的に安定した運営体制の下、共同利用・共同研究を実施し、その研究情報を国内外に効率的・効果的に提供・発信する。また、共同研究の成果やアウトリーチ活動を強化し国際研究交流を促進する。国際共同利用・共同研究拠点では、優れた国際協力体制の構築する研究施設において、国内外の学術研究機関のハブとして国際共同研究を牽引する機能の強化を図るとともに、研究力の強化を目指す。	Ⅲ
【25】 総長室総括委員会の下に各種の研究機構等を設置するなど、学術的・社会的課題に対して先駆的・機動的・実践的に応えうる研究拠点を形成し、融合領域の研究や課題解決に向けた研究を推進する。また、研究機構等の評価を定期的に行い、研究活動の水準の維持・向上に努めるとともに、組織の在り方についても点検を行い、必要に応じて適切な支援をする。特に、その卓越性が客観的に認知された国際高等研究所などの研究拠点については、重点的な組織整備を行う。	【25】 総長室総括委員会の下の研究機構等について、評価基準に基づく定期的な評価を実施するとともに、組織の在り方について点検を行うなど、その活動を促進する。また、国際高等研究所等の研究拠点については、重点的な組織整備を進める。	Ⅲ

I 大学の教育研究等の質の向上
2 研究に関する目標
(2) 研究実施体制等に関する目標

中期目標	● 研究の多様性を促進しつつ、研究競争力を世界主要国と比肩しうよう適正かつ機動的な予算確保及び教員配置に努め、研究環境の整備を推進する。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況
【26】 教員人事に関しては、国籍性別等の区別なく、世界最高水準の人材を集め、学問分野の多様性を確保すると同時に、異分野間の融合を推進することも念頭に置き、資源を適切に配分する。また、際立った研究成果に対するインセンティブの付与、教員の処遇の弾力化などを推進する。 【◆】	【26】 学問分野の多様性の確保と異分野融合の推進に配慮しつつ、教員採用可能数 学内再配分システム等を活用して適切な資源配分を行う。また、際立った研究 成果に対するインセンティブの付与、教員の処遇の弾力化に向けて柔軟な人事 制度の整備・運用を推進する。	Ⅲ
【27】 卓越した若手研究者が、安定性のあるポストに就きながら、産学官の 機関や分野の枠を越えて、独創的な研究に専念できる環境の整備を組織 的に行い、それに必要なポストとして300ポストの確保及び若手教員 比率を28%以上とすることを旨とする。また、研究者の多様化推進の観 点から、組織的に社会人の研究者や外国人研究者、女性研究者の積極的 な採用と育成に重点を置くとともに、将来の研究を担う女子学生や留学 生に対して明確なキャリアパスを示し、修士・博士課程への進学を奨励 する。 【◆】	【27】 卓越した若手研究者の雇用の安定性と流動性の確保を推進するため、研究者 雇用制度改革を進め柔軟な人事方策の整備を図る。また、男女共同参画の促進 の観点から、組織的に女性教員の割合を高め、研究者の多様化を推進する。さ らに、女子学生等を対象に講演会等を実施するなど、学生に対し研究者として のロールモデルを示す機会を提供する。	Ⅲ

I 大学の教育研究等の質の向上

3 社会との連携及び社会貢献を志向した教育・研究に関する目標

中期目標	● 社会との連携を効果的に促進することで、東京大学を「知の協創の世界拠点」とし、我が国の社会及び国際社会の持続的発展に貢献するとともに、本学から生まれた知の社会への展開を効果的に進めるベンチャー創出、知財管理の仕組みの高度化・改革を推進する。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況
【30】 大学の研究能力及び研究成果を活用して、公共部門の活動または民間の公益活動に対し支援及び提言する各部署の取組を組織的にも促進・援助し、我が国並びに国際社会に生起する諸問題の解決に資する。	【30】 社会と東京大学との関わりを深めるための社会連携及び国際交流活動の支援を引き続き推進する。	IV
【31】 大学から生み出される知の社会への還元をより効果的に進めるために、知財管理等の高度化を図り、共同研究、技術移転及びベンチャー創出を促進する。	【31】 知的財産関連規則類及び関連した契約雛形類の整備・継続的見直しを推進するとともに、知的財産の保護と海外を含めた戦略的な活用として、単独出願強化施策の運用と検証・見直しを行う。	III
【32】 社会の各界との対話を密にするとともに、投資・支援を幅広く受け入れる仕組みを整備することによって、大学が社会の諸課題に応えられる人材の育成及び研究を行う体制・環境を充実させる。	【32-1】 特定研究成果活用支援事業及びイノベーション志向型の共同研究の新スキームに関する体制・仕組みの強化・拡充に向けた取組を推進する。また、イノベーション人材・アントレプレナー人材育成プログラムの推進を行い、取り組み内容の検証により必要に応じた見直し・改善を図る。	III
	【32-2】 「つくば-柏-本郷イノベーションコリドー」による産官学連携の拠点形成を推進する。	III
【35】 卒業生を含む優秀な社会人が学生として再び大学に戻り、自身の学びと研究を深める、あるいは研究員や講師として後進の教育研究を支援することを可能にするプログラムの充実と体制整備を進め、社会との幅広い相利共生の関係を構築する。そのため、学術と社会を結ぶ卒業生、退職教員等からなる人的ネットワークを充実させる。	【35】 卒業生を含む社会人向けの生涯教育、産官学のネットワークを活かした社会人向けプログラムを推進するとともに、プログラムの講師等として卒業生を含む社会人の参画を推進する。また、退職教員を含む卒業生、教職員のネットワークの充実を図る。	III

I 大学の教育研究等の質の向上

4 産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標

中期目標	● 大学によるイノベーション活動の世界拠点化のため、産業競争力強化法に基づく認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資事業を行うとともに、人的及び技術的援助等を通じて、大学における技術に関する研究成果の事業化及び教育研究活動の活性化を図る。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況
【36】 ファンド・オブ・ファンズまたは共同投資等を通じた、既存ベンチャーキャピタル事業者への切れ目ない資金提供等の取組を実施する認定特定研究成果活用支援事業者の活動を通じて、大学のイノベーションエコシステムの充実に貢献する。【◆】	【36】 特定研究成果活用支援事業を推進するとともに、産学協創推進本部のプレ・インキュベーション機能の充実に向けた取組を推進する。	Ⅲ
【37】 大学における教育研究活動を活性化させるため、社会との連携を通して構築された「知の協創の世界拠点」としての東京大学における人材循環を確立するための取組を実施する。【◆】	【37】 大学・企業の若手研究者向けのイノベーション人材・アントレプレナーシップ人材教育プログラムの検証と必要に応じた見直しや強化を図る。	Ⅲ
【38】 大学のイノベーションエコシステムを充実するため、様々なベンチャー支援機関等と連携した取組を実施する。【◆】	【38】 共同研究の新スキームの推進及び共同投資事業等によるイノベーション創出に向けた取組を推進する。また、ベンチャー創出のためのイノベーションエコシステムの強化・拡充に向けた取組を行う。	Ⅳ

I 大学の教育研究等の質の向上
5 その他の目標
(1) グローバル化に関する目標

中期 目標	● 「知の協創の世界拠点」にふさわしい教育研究環境を充実させ、教育研究のグローバル化を推進し、我が国ならではの総合研究大学の新しい世界展開モデルを創出するとともに、中長期戦略に基づく関連組織と事務体制の機能強化を図る。
------------------	--

中期計画	年度計画	進捗状況
【39】 第2期中期目標期間中に構築した海外の有力大学との通常の学術交流協定を越えた特別な協力関係（戦略的パートナーシップ）を活用して教育研究の国際展開を図り、提携大学・提携機関との間で、共通カリキュラムや共同研究等の新しいスキームを構築する。	【39】 海外有力大学との戦略的パートナーシップを活用して、国際共同研究を推進するとともに、その上に展開される共同で実施するサマープログラムや国際ジョイント教育プログラム等を推進する。	Ⅲ
【40】 学生の国際的流動性を高めるため、全学協定等に基づく交換留学を促進する。具体的には、質の高い海外大学と学生交流協定の締結を進め、80校以上の海外大学との全学協定を目指す。また、各学部・研究科の協力のもと、全学学生交流協定による交流学生数を年間200名以上に拡大する。こうした取組により、学生が卒業までに何らかの形で国際体験（学内での留学生との交流体験を含む）ができるような環境を整備する。	【40-1】 活発に交流がなされている海外大学との間で学生交流促進について協議し、協定締結を促し、各学部・研究科と連携しながら本学学生に対する広報・応募勧奨を行う。	Ⅲ
	【40-2】 全学学生交流協定校と協力し、先方と本学の学生が共同で参加するサマープログラム、交流イベント等の充実・増加を図る。	Ⅲ
【41】 学部段階で、英語をはじめとする外国語による授業数を500にすることを目指す。また、外国語を初めて習う段階から、外国語で最先端の研究内容を学ぶ段階まで、個々の学生に適合した習熟度別のカリキュラムを整備するとともに、2つの外国語を習得して母語を含む3つの言語の運用能力を育成するトライリンガル・プログラム（TLP）を充実させる。さらに、前期課程において平成27年度から正規科目として導入された「国際研修」を活用し、学生が早期のうちに海外で学ぶ機会を得られるようにする。	【41-1】 英語によるアクティブ・ラーニングや習熟度別授業の展開及びトライリンガル・プログラム（TLP）を着実に実施するとともに、引き続き外国語による授業の拡充を図る。	Ⅲ
	【41-2】 異なる言語・文化の環境に触れ、国際交流の現場を体験し、グローバルな視野を養うことを目標とした授業科目「国際研修」について、開講科目数の拡充を図りつつ着実に実施する。	Ⅲ
【43】 グローバル化に対応するために、教職協働組織である国際本部を発展的に改組し、業務体制を強化するとともに、現有職員の一層のレベルアップに取り組む。また、語学力を含む十分な国際業務対応能力を持つ職員を積極的に採用しつつ、国内外における職員の研修を実施する。	【43-1】 グローバルキャンパス推進本部において、教育研究のグローバル化を推進する。	Ⅲ
	【43-2】 高度な資格や資質等を有する優秀な職員を採用するとともに、職員海外研修や語学に関する自己啓発支援等を実施し、事務体制の機能強化を図る。	Ⅲ
【44】 分野の特性に応じて国際公募を行い、外国人教員・研究者を積極的に雇用する。また、サバティカル制度を積極的に活用して若手教員に長期海外研修の機会を与え、教員集団全体のグローバル化を推進する。	【44】 分野の特性に応じた教員の国際公募を行い、優れた外国人教員・研究者等を雇用するため、柔軟な人事制度の整備・運用を推進する。	Ⅲ

II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

○産業競争力強化法の規定による出資等について

1. 特記事項

【平成 28～30 事業年度】

■特定研究成果活用支援事業の推進

東京大学協創プラットフォーム開発株式会社が申請した「特定研究成果活用支援事業計画」について、平成 28 年 8 月に文部科学大臣・経済産業大臣より事業計画の認定を受けた。これを受けて「協創プラットフォーム開発 1 号投資事業有限責任組合」（以下「協創 1 号ファンド」）に対する本学からの出資金（230 億円）の認可申請を行い、文部科学大臣から認可を受けた。同年 12 月には、東京大学協創プラットフォーム開発株式会社が、本学関連ベンチャーの育成促進と本学を取り巻くベンチャーキャピタル（VC）の質・量の充実のための支援策を中心に添えて投資を行い、本学におけるイノベーションエコシステム形成に寄与することを目的とし、本学からの出資金に民間からの出資金を加えた約 250 億円の協創 1 号ファンドを設立した。協創 1 号ファンドは、大学発ベンチャーを中心としたシード・アーリーステージのベンチャー投資を行う民間ファンドやライフサイエンス・ヘルスケア分野に特化したベンチャー投資を行う民間ファンドをはじめ、平成 29 年 3 月までに 4 つのファンドへ有限責任組合員として出資することを決定した。

平成 29 年度は、新たに 2 つの VC ファンドへの出資契約を締結し、これまで出資契約を締結した 6 つの VC ファンドからは 20 社の本学関連ベンチャーへの出資が行われた。また、協創 1 号ファンドから企業への協調直接投資を開始し、4 社に対して計 6 億円の投資を実行・決定（投資実行 3 社、投資決定 1 社）した。また、東京大学協創プラットフォーム開発株式会社が事業化の可能性を検討するために、同社に本学の発明情報を開示することについて、発明届の様式を変更し、開示の可否を発明者が意思表示できるように整備した。さらに特定研究成果活用支援事業の一環として、研究成果の実用性の検証または向上を目指す実施課題に取り組む本学の教職員に対し、必要な費用の助成及び助言等の支援を目的とする「東京大学事業化推進助成制度（東京大学 GAP ファンドプログラム）」を平成 30 年 2 月に創設し、平成 30 年度からの支援に向けて公募を行った。

平成 30 年度は、協創 1 号ファンドが出資契約を締結している VC から、新たに本学関連ベンチャー 13 社（累計 33 社）に対して出資が行われた。この他、協創 1 号ファンドから新たに 8 社（累計 12 社）に対して VC と協調直接投資の決定・実行（投資決定 8 社、内 7 社投資実行済）を行うなど、ベンチャー創出を推進した。【36】【38】

■イノベーション人材・アントレプレナーシップ人材教育プログラムの推進

平成 28 年度に、学生を対象とした、モノづくり実践型の技術イノベーション教育プログラム「本郷テックガレージ」を新設し、イノベーション人材の発掘、

イノベーションのための技術シーズの発掘のための新たな仕組みを構築した。この他、平成 28 年度には「Today to Texas Project」（平成 26 年度開始）において SXSW Interactive Innovation Awards を日本初受賞するなど卓越した成果があった。

平成 29 年度は、文部科学省の次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT : Exploration and Development of Global Entrepreneurship for NEXTgeneration）に採択され、筑波大学、お茶の水女子大学及び静岡大学と協働して実施する「産官学グローバル連携による EDGE NEXT プログラム（Global TechEDGE NEXT）」を開始し、19 チーム 40 名が受講した。また、起業やベンチャーのスタートアップについて体系的に学ぶ教育プログラム「東京大学アントレプレナー道場」では、「初級コース」（平成 28 年度）、「起業論基礎編」（平成 29 年度）、「起業論応用編」（平成 29 年度）及び「アントレプレナーシップ・チャレンジ」（平成 29 年度）を新たに開催するとともに、チーム制のビジネスプランコンテスト「アントレプレナーシップ・チャレンジ」を実施し、5 つのビジネスプランを表彰した。

平成 30 年度は、本学の卒業生・研究者・学生の起業を支援するスタートアップ支援プログラム「東京大学 FoundX」（FoundX）の整備を開始した。FoundX は、アイデアを探すための個人向けプログラム「Fellows Program」（最大 6 ヶ月間）と、既にアイデアが固まっているチーム向けのプログラム「Founders Program」（最大 9 ヶ月間）、Founders Program への助走期間を提供する「Pre-founders Program」（最大 6 ヶ月間）から成る。これらの種々のプログラムを通して、学生や学内外の若手研究者を対象としたイノベーション人材・アントレプレナーシップ人材教育を推進した。【37】

■組織対組織の大型産学連携の推進

本学と相手方企業の各々が有する知的資産を体系的に相互提供することで、より高次の知的資産を創出することを、大型の組織間連携に基づく産学協創案件として定義し、「東京大学産学協創専門委員会」にて審査を行い、平成 28 年度に「日立・東京大学ビジョン創生研究に係る基本協定」、「NEC・東京大学フューチャーAI 研究・教育戦略パートナーシップ協定」の 2 件の組織対組織の大規模組織間連携協定を締結し、産学協創を開始した。平成 30 年度には、未来社会協創推進本部に「産学協創分科会」を設置し、東京大学とパートナー企業双方の経営層による合意形成の上、組織対組織で連携することにより、未来社会ビジョンを共有し、東京大学の知的資産とパートナー企業の経営資源の融合を図りながら、科学技術イノベーション、社会システム、経済メカニズムを三位一体で駆動し、未来社会ビジョンの実現を目指すものであることと再定義し、「東京大学とダイキン工業による産学協創協定」を締結した。【38】

■組織的利益相反マネジメントの体制整備

平成 26 年度に策定した「東京大学組織的利益相反ポリシー」に基づき、組織的利益相反を適切に管理し、法人の使命と社会的責任に鑑み望ましくない事態の発生を回避するため、具体的な運用規則等に関し、制度化・体制整備を進めてきた。平成 27 年度以降、文部科学省「産学官連携リスクマネジメントモデル事業」により、本学に設置された大学インテグリティーマネジメント実践研究会が本学 URA 推進室等と連携し、海外機関の調査や文献調査を行っており、平成 28 年度に大学インテグリティーマネジメント実践研究会の提言を受けて、「東京大学組織的利益相反監視委員会規則」を制定した。平成 29 年度は「東京大学組織的利益相反監視委員会」を設置し組織的利益相反のマネジメントを開始した。【38】

【平成 31 事業年度】

■特定研究成果活用支援事業の推進

東京大学協創プラットフォーム開発株式会社が組成した「協創プラットフォーム開発 1 号ファンド（協創 1 号ファンド）」が出資契約を締結しているベンチャーキャピタル（VC）から、新たに本学関連ベンチャー 4 社（累計 37 社）に対して出資が行われた。この他、協創 1 号ファンドから新たに 3 社（累計 15 社）に対して VC と協調直接投資を決定するなど、ベンチャー創出・育成を推進した。加えて、企業が持つベンチャー関連の課題にフォーカスし、「東京大学×企業」ベンチャー案件への投資を実行することで、東京大学・企業・ベンチャー間の有機的連携、すなわちオープンイノベーションの推進を目指す「オープンイノベーション推進 1 号ファンド」（AOI 1 号ファンド）を新たに組成、投資検討が順調に進められている。このように 2 つの目的別ファンドを企画・運用することで、世界に比肩する自律的イノベーションエコシステムの構築を推進させた。【36】【38】

■イノベーション人材・アントレプレナーシップ人材教育プログラムの推進

本学の卒業生・研究者・学生の起業を支援するスタートアップ支援プログラム「東京大学 FoundX」（FoundX）を平成 31 年 4 月から本格的に運用開始した。起業アイデアが固まっているチーム向けのプログラム「Founders Program」（最大 9 ヶ月間）には 60 件を超える応募があり、うち 10 チームを支援した。【37】

■組織対組織の大型産学連携の推進

新たに「ソフトバンクと東京大学における産学協創協定」及び「三井不動産と東京大学における産学協創協定」を締結し、平成 31 年度までに 5 件の組織対組織の大規模組織間連携協定を締結した。この他、日本の量子コンピューティング・コミュニティを拡大するとともに新たな経済的機会を育成することを目的として IBM と覚書を締結し、また、国際的な産学連携として、世界トップの半導体メガファウンドリーである台湾の TSMC と、半導体技術の共同研究を世界に先駆けて全学・全社レベルで行うアライアンスの締結を行った。【38】

＜大規模組織間連携の概要＞

	概要
日立・東京大学ビジョン創生研究に係る基本協定	・「超スマート社会」の実現に向けビジョンを創生・発信し、社会課題解決型の研究開発を推進する「日立東大ラボ」を本学内に設置。 ・人類に豊かさをもたらす Society5.0 の実現に向けてビジョンを創生し、ビジョンを実現するための複数の共同研究を実施する。 ・拠出する資金については非公開。
NEC・東京大学フューチャーAI研究・教育戦略パートナーシップ協定	・AI 分野の新技術・システムの研究開発について 4 件の共同研究・社会連携講座を推進。 ・AI が社会に浸透する際の倫理・法制度に関する共同研究の推進。 ・博士課程学生を対象とした奨学金「NEC・東京大学 フューチャーAI スカラーシップ」や博士課程学生の長期インターン受入等、AI 分野での人材育成の推進。 ・拠出する資金については非公開。
ダイキン工業と東京大学における産学協創協定	・未来技術の創出に向けた共同研究などを通じて、未来社会において重要性が高まる「空気の価値化」を軸にイノベーションを生み出し、複雑な社会課題を解決し、新たなビジネスを創出する。 ・「未来ビジョンの協創」「未来技術の創出」「ベンチャー企業との協業を通じた新たな価値の社会実装」の三つの協創プログラムを実施。 ・従来の産学連携から大きく踏み込み、人材に関わるさまざまな仕組み・制度を設け、両組織の人材が自由に交流し、刺激を与え合い、新たな知や技術、ビジネスが生まれやすい環境を作る。 ・平成 30 年から 10 年間で、拠出する資金は 100 億円規模を予定。
ソフトバンクと東京大学における産学協創協定	・東京大学と海外の有力大学の世界最高レベルの研究者を擁した最先端の AI（人工知能）研究機関になることを目的として『Beyond AI 研究所（仮称）』を設立。 ・AI の基盤技術研究やその他の学術領域との融合を目指す基礎研究領域と、さまざまな社会課題・産業課題への AI の活用を目的とする応用研究領域の 2 つの領域で研究を実施。 ・大学と企業とのジョイントベンチャーの迅速な設立を可能にするために経済産業省が新たに策定した CIP 制度（Collaborative Innovation Partnership 制度）を積極的に活用し研究成果の事業化を進める。 ・平成 31 年から 10 年間で、拠出する資金は 200 億円規模を予定。

	概要
三井不動産と東京大学における産学協創協定	・「経年優化する都市～都市のデジタル革命による時代の価値創造～」を未来ビジョン・理念とし連携・協力。 ・インクルーシブ・グロース経済への貢献とデジタル革命後の都市ビジョン構築、社会を駆動する大学をハブとした産業エコシステム」の形成を目指す。 ・三井不動産の街づくりの場と東京大学の知を活かしたイノベーション・フィールドの拠点化を目指し、「三井不動産東大ラボ」を設置。 ・①都市のビジョン再構築、②新たなビジョンを見据えた次代の価値創造、③新たなビジョンに基づく街づくりの担い手となる人材育成に連携・協力して取り組む。 ・拠出する資金については非公開。
量子コンピューティング分野について協力する覚書	・量子コンピューティングにおける技能を日本国内において独自のかたちで結集させ、量子コンピューティングのためのエコシステムを構築することで、戦略的に重要な研究開発活動を強化し、日本における経済的機会を促進。 ・東京大学は「Japan-IBM Quantum Partnership」を率いて、大学や公的研究機関が有する卓越した学術知を、特に量子プログラミングとアプリケーション及び技術開発のためのスキルや専門知識を中心に大企業やスタートアップ企業等に広く提供。 ・高度な量子コンピューティング・システムを日本に導入。 ・産業及び研究パートナーのエンゲージメントに備えたハブを構築。
先進的な半導体の実現に向けたアライアンスを締結	・東京大学大学院工学系研究科附属システムデザイン研究センター（略称ディーラボ、以下 d. lab と表記）において産学連携で設計したチップを TSMC の先進プロセスで試作するとともに、未来のコンピュータに求められる半導体技術を共同で研究する。 ・東京大学と TSMC は、本アライアンスの成果と d. lab の設計手法を組み合わせることで、半導体産業界における領域特化型専用チップの開発と Society5.0 の実現に貢献する。 ・TSMC ジャパン本社にて将来の半導体デバイス・プロセス・材料に関するワークショップを開催し本学の研究と TSMC 事業のマッチングを行い、共同研究へとつなげる。 ・未来社会の中での半導体デバイスビジョンを共有。

○附属病院について

1. 評価の共通観点に係る取組状況

- （１）質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組が行われているか。（教育・研究面の観点）

<医学部附属病院>

【平成 28～30 事業年度】

○ 理化学研究所と臨床研究分野における連携・協力の推進に関する協定書を締結

基礎研究の成果に基づく臨床研究を推進するため、理化学研究所と臨床研究分野における連携・協力の推進に関する協定書を平成 29 年 1 月 11 日に締結した。

○ 分子ライファイノベーション棟における 17 の産学共同研究プロジェクト開始

分子ライファイノベーション棟が平成 28 年 3 月に運用を開始し、17 の産学共同研究プロジェクトが入居、研究を開始した。先端研究設備の共用化に向け、ドライラボを併設する模擬手術室である医療技術評価室、物質の分子・原子レベルの微細構造を観察できる電子顕微鏡、シークエンス室、インフォマティクス解析室を整備し、がん患者の腫瘍部及び正常部ゲノムを解析し患者に最適な治療法の選択に役立てる研究を行う「ゲノム医療研究プロジェクト」、細胞治療や再生医療に用いるヒト細胞・組織の加工（製造）や培養を行うセルプロセッシングセンター等の環境整備を行うとともに、事務担当職員を 2 名配置し、研究支援体制を拡充した。

平成 29 年度以降、イノベーションの創出及び社会発信に寄与する部局横断的な産学連携研究の推進を目的として、工学系研究科と医学部附属病院が、分子ライファイノベーション棟地下の医療技術評価実験室を活用して、画像誘導技術による新規手術システムや血管内で使うことのできる内視鏡の開発や、社会実装を加速する国内外における企業等との共同研究を行った。また、研究力強化を目的として、研究者の意見交換会及び発表会等を利用するため、アカデミックホールの利用目的を明確にし、研究者の研究成果を高める場となった。さらに、「COI 自分で守る健康社会拠点」や「トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ（TR 機構）」などの関係組織との連携を図った。

○ ゲノム医学研究支援センターの設置

先進的なゲノム医学研究の円滑な支援を目的とするゲノム医学研究支援センターを平成 29 年 6 月に設置した。本センターでは、（１）次世代シーケンサーを用いた大規模なゲノム配列解析、ゲノムインフォマティクス解析のパイプラインの構築、（２）疾患の発症に関与する遺伝的要因、疾患の病態機序の解明、（３）ゲノム情報と臨床情報の統合研究及び教育、（４）生活習慣病を主体とした各種疾患の感受性遺伝子及び治療反応性に関連する遺伝子の多型・変異解析、（５）前各号に附帯する臨床情報のデータベ

ース構築及び統合的データマイニングを業務としている。平成 29 年度は、140 名を対象に「Todai OncoPanel」の開発に関わる臨床性能試験（がんゲノム医療の有効性検証のための基盤研究）を実施した。平成 30 年度も「Todai OncoPanel」の研究開発を継続し、Todai OncoPanel の臨床性能試験（先進医療 B）の開始につなげた。

○ MID-NET 事業の本運用に関わる受託契約の締結

400 万人規模の電子的医療情報を収集し、安心・安全な医療の提供を目指した厚生労働省医療情報データベース基盤整備（MID-NET）事業の本運用に関わる受託契約を、平成 30 年 2 月に独立行政法人医薬品医療機器総合機構と締結した。本事業には全国 23 の医療機関が参加し、各医療機関の医薬品に関するデータの解析結果を独立行政法人医薬品医療機器総合機構が集約し統合分析・検証を行うことで、非常に稀な副作用の検出などを安全に関する分析が可能となる。平成 30 年度もこの契約を継続し、製造販売後調査 2 品目、行政利活用 22 調査、アカデミア研究調査 1 件における運用を実施した。

○ 専門研修プログラムの整備

平成 28 年度に、専門医制度改革に伴う各診療科（部）の後期研修プログラム申請状況の調査を実施し、日本専門医機構による「専門医制度新整備指針」に基づき、平成 29 年度に、平成 30 年 4 月の新専門医制度の開始に向けて、各診療科（部）における専門研修プログラムを整備した。各領域の専門医の育成をはかるべく平成 30 年度に、18 の基本領域について 210 名の専攻医を登録した。

【平成 31 事業年度】

○ がん遺伝子検査パネル臨床試験（先進医療 B）の登録完了

東京大学が独自に開発したがん遺伝子検査パネル「東大オンコパネル（Todai OncoPanel）」に関する臨床性能試験（先進医療 B）をがんゲノム医療連携病院と協力して推進し、目標症例数 200 の登録を完了した。Todai OncoPanel は、ターゲットとする遺伝子数が DNA464 遺伝子、RNA463 遺伝子と世界最多であり、また高精度の融合遺伝子検出を可能としており、世界を先導するがん遺伝子検査パネルの開発を推進している。

○ 民間企業との組織的な産学連携による共同研究の推進

基礎系から臨床系にわたる様々な研究シーズを効果的に発掘・結集し、次世代に向けた革新的医療技術・機器の開発を推進するため、ニプロ株式会社との組織的な産学連携を推進している。

ニプロ株式会社と共同研究総括契約を締結し、入院棟 B・13 階全フロア（2,278 m²）の共同活用、知的財産の包括的な取扱い等を取り決めた上で、共同開発テーマ発掘のために院内の全ての部門を対象に公募を実施した。2 回の公募により開発テーマが提案され、循環器や整形領域、医療材料や非侵襲検査などの様々な分野にわたって 20 課題を選定した。それぞれ開発スケジュールや開発分担等を定めた個別共同研究契約を締結し、共同開発

及び事業化を進めている。

○ 「看護師の特定行為研修を行う指定研修機関」への指定

平成 31 年度に、術中麻酔管理領域の特定行為研修を実施する指定研修機関申請を行い、令和 2 年 2 月に「看護師の特定行為研修を行う指定研修機関」に指定された。特定行為を実践できる看護師の育成を目指し、令和 2 年度内の開講に向け準備を開始した。

<医科学研究所附属病院>

【平成 28～30 事業年度】

○ 臨床研究推進のための体制整備

基礎研究の成果を基にして臨床開発を行うトランスレーショナル・リサーチを推進するために TR・治験センターを設置している。臨床研究コーディネーターとデータマネジャーをそれぞれ関連法規やデータマネジメント等に関する外部の専門教育講習等へ参加させ、特に開発型臨床試験への専門性向上を図った。この結果、平成 28 年度は、医師主導治験 1 件、ウイルス療法臨床研究 1 件の申請を行い、平成 29 年度より被験者登録開始となった。また、企業治験 2 件を新たに開始した。平成 29 年度は、医師主導治験 2 件の治験届を行うとともに、企業治験 3 件を新たに開始したほか、臨床研究による胸膜中皮腫に対する腫瘍溶解ウイルス療法が平成 30 年 3 月に厚生労働大臣承認された。平成 30 年度は、悪性黒色腫に対する新たな腫瘍溶解ウイルスによる医師主導治験を開始し、企業治験を 1 件新たに開始した。国際的なワクチン開発コンソーシアムにも治験対応として参加した。

○ 臨床研究推進のための専門的人材育成

専門的人材を育成するために、医科学研究所（以下、医科研）を含めた教職員を対象に臨床試験概論、知的財産権に関する講義と実習を開催し、平成 28 年度 12 名、平成 29 年度 18 名、平成 30 年度 16 名が受講した。また、平成 28 年度に、大学病院臨床試験アライアンス作成の e-learning である「系統的臨床研究者・専門家の生涯教育」カリキュラムのためのシステム（CREDITS）を導入するとともに、開発型医療開発に関する講習を実施（平成 30 年度までに 30 名が受講）するなど、基礎研究による知的財産権取得から臨床試験までの実施を担う人材養成を推進した。

○ 臨床シークエンス体制の整備と人材育成

ゲノム医療の推進のため、医科研のヒトゲノム解析センター、ヘルスインテリジェンスセンターと協力して、臨床シークエンス体制の整備と人材育成を行っている。平成 28 年度に、シークエンス解析装置及びゲノム変異の定量解析装置を研究所内に整備し、平成 29 年度には、インフォームドコンセントを得て解析したゲノム情報から頻度の低い変異の検出等を行うため、デジタル PCR 機器を医科研内に整備した。平成 30 年度には、オクスフォードナノポア社のロングリード・シークエンス解析装置を導入し、構造異常などの大きなゲノム変化の検出を試みている。また、臨床シークエン

スに係る職員を平成 28 年度から 2 名雇用し、検体解析のうち、特に頻度の低い変異の検出を行うための訓練を行ったほか、解析結果の取り扱いや人工知能での解釈に対する評価等を行う会議を隔週で実施するなど、ゲノム医療推進のための情報の取り扱いについて、実務を通して人材育成を行った。

○ シンポジウム等の開催による人材育成

医科研や医科研附属病院では国内外の第一線の研究者によるセミナーやシンポジウムを定期的に開催し、大学院学生や若手研究者の教育、先端医療を担う Physician Scientist（研究医）の育成を行っている。IMSUT-CGCT シンポジウムを開催しており、シンポジウムでは、遺伝子・細胞治療に関する最新の研究成果等が発表され、平成 28 年度 83 名、平成 29 年度 242 名が参加した。また、後期専門研修医や医員を対象とするクルーズ（勉強会）を毎週開催し、シニアの専門医が「免疫抑制療法に伴う病原微生物の再活性化」など、各領域の最新の話題について講義を行った。

【平成 31 事業年度】

○ 臨床研究推進のための体制整備

前年度に引き続き、臨床研究と治験の責任医師・分担医師・協力者には、e-learning「系統的臨床研究者・専門家の生涯教育」の受講と、「臨床研究」の講義を含む所内の研究倫理研修会の受講を必須として教育を行った。TR・治験センターでは日本臨床試験学会の認定資格である「GCP パスポート」の取得を義務づけ、適切な法規知識を習得できるようにした。

○ 臨床研究推進のための専門的人材育成

医師主導治験や自施設開発シーズの臨床研究を円滑に準備・実施するために、臨床研究コーディネーターを、On the Job Training によってスタディ・マネージャーとして 2 名養成した。これにより平成 31 年度に開始したエボラ出血熱ウイルスワクチン臨床研究の業務を遂行できるようになった。また、病院職員 3 名が大学院教育（TR 概論）に研修として参加し、ARO 協議会や大学病院臨床試験アライアンス等の専門家養成研修に延べ 12 名が参加するなど、継続的な人材育成を推進している。

（2）大学病院として、質の高い医療の提供のために必要な取組が行われているか。（診療面の観点）

<医学部附属病院>

【平成 28～30 事業年度】

○ 高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等の承認プロセスの構築による医療安全体制の強化

医療法改正に対応するため、平成 28 年度に高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等の導入における承認プロセスを構築した。病院長のガバナンスの下、高難度新規医療技術評価部及び未承認新規医薬品等評価部を新

設し、医学部・医学系研究科に置かれた新規診療等検討委員会と連携しつつ、当該技術、医薬品を導入する必要性やリスク面等を多角的に検討する仕組みを構築し、医療をさらに安全に提供するための体制が強化された。

○ 患者申出療養制度を活用した我が国初の治療の実施

平成 28 年 9 月に、我が国で初めて患者申出療養制度（平成 28 年度に厚生労働省が新設。患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み）を活用し、胃がんに対する「パクリタキセル腹腔内投与及び静脈内投与並びに S-1 内服併用療法」を申請・実施した。

○ 診療科の専門性を活かしたセンターの設置

各診療科の専門性を活かすため、平成 28 年度に新たに診療科横断的センター（てんかんセンター、免疫疾患治療センター）及び診療科内センター（整形外科人工関節センター、精神神経科リカバリーセンター、耳鼻咽喉科人工内耳・人工聴覚器センター、口腔顎顔面外科・矯正歯科口唇口蓋裂センター）を設置した。これらのセンターの設置により患者の立場に立った専門領域の「見える化」が進展し、専門的な医療へのアクセスのしやすさが向上した。

また、平成 30 年度に、各診療科の専門性を活かすため、診療科横断的な強皮症センター・骨粗鬆症センター、Hip Fracture Board 及び診療科内センター（皮膚科乾癬センター）を設置し、それぞれ運営委員会・症例検討会を定期的に開催した。

○ 入院棟 B の開院

入院棟 B を平成 30 年 1 月に開院した。入院棟 B では東京都東部地域唯一の小児医療専門施設である小児医療センターを拡充し、入院棟 A の小児集中治療部門（PICU、NICU、GCU）と連携した活動を開始した。病床を 64 床配置するとともに家族控室、患者学習室、談話室、プレイルームなどを増床した。また、診療科横断的な診療を行う高度心不全治療センターを設置し、関連する内科・外科が連携して診療にあたる体制を構築した。高度心不全治療センターでは重症心不全症例に対し、治験を含む先進的な薬物療法、心臓移植、補助人工心臓、ハートシートなど国内で施行可能な心不全治療のほぼ全てを行うことが可能となった。この他、救命救急センターを設置し、救命 ICU 8 床と救急病棟 12 床の計 20 床を配置し、入院棟 A の高次機能病床（ICU、救命 ICU）と連携して救急患者の受入を平成 30 年 3 月より開始した。

○ 「がんゲノム医療研究中核病院」への指定

平成 29 年度に、遺伝医学臨床の広範・多様な要請に対応するため、既存の臓器・系統別診療体制の枠を越えた横断的組織としてゲノム診療部を設置し、平成 30 年 2 月に、がんゲノム（遺伝子）医療を牽引する高度な機能を有する医療機関として「がんゲノム医療中核拠点病院」に指定された。「がんゲノム医療連携病院」16 機関（平成 31 年 3 月時点）との連携体制を構築し、従来の集学的な治療にゲノム医療を取り入れた高度ながん治療（が

んゲノム医療)として、がん遺伝子パネル検査「東大オンコパネル (Today OncoPanel)」に関する臨床性能試験 (先進医療 B) を開始した。

【平成 31 事業年度】

○ **がんゲノム医療の提供**

医学部附属病院を中核としたがん遺伝子パネル検査の医療提供体制を整備し、保険診療並びに先進医療 B として、質の高いがんゲノム医療を提供した。

従来から実施している東大オンコパネル (Today OncoPanel) とともに、平成 31 年度より保険適用されたがん遺伝子パネル検査 (OncoGuide™ NCC オンコパネルシステム、FoundationOne® CDx がんゲノムプロファイル) について、それぞれ院内の診療体制を整備するとともに、がんゲノム医療連携病院、がんゲノム医療拠点病院を交えた会議・説明会等を開催し、がんゲノム医療中核拠点病院の役割としてエキスパートパネル (多職種・複数領域の専門家による遺伝子パネル検査結果を検討する会議) を実施した。平成 31 年度は 26 回のエキスパートパネルを開催し、193 症例 (東大病院症例: 65、連携病院症例 128) の検討を行い、結果を主治医に返却し、主治医が一人ひとりの患者に最適な治療法を選択する参考になった。

関東圏におけるがんゲノム医療連携病院、拠点病院との連携のもとでがんゲノム医療を実施し、地域連携の強化につながった。また、がんゲノム医療に関わる専門性の高い医療スタッフの教育のため、医師並びにメディカルスタッフを対象とした研修会、講習会を実施した。

○ **新生児・小児 ICU 系病棟の大幅増床による小児医療の拡充について**

平成 31 年度に NICU が 9 床から 21 床に、GCU が 15 床から 36 床に、PICU は 6 床から 12 床へと増床し、病床面積は従来の約 3 倍に相当する 1,500 m² となった。また、これまで別フロアにあった NICU、GCU と PICU を同じフロアに集約した。

これらの増床により、満床のために母体搬送・新生児搬送が受けられなかった状況の改善を目指すとともに、東京都における新生児心疾患の手術症例の受入や、他県からの重症新生児・小児の受入も、これまで以上に可能となる体制を整えた。

○ **総合患者サービス部の設置**

患者相談・臨床倫理センター、がん相談支援センター、地域医療連携センターを統合し、平成 31 年 4 月に総合患者サービス部を設置した。これにより、これまで院内に点在していた各センター窓口のワンストップ化を実現し、患者とその家族及び地域医療機関に対する総合的なサービスの提供や、地域医療連携の強化が期待できる。

○ **医療従事者の負担軽減を図る新組織の設置検討**

タスクシフト・タスクシェアを一層推進し、医療従事者のさらなる負担軽減を図ることを目指し、医師事務作業補助者の拡充を主とした新たな組織の設置について検討を開始した。今後、現場へのヒアリングを行うと

もに対象業務の整理等を行っていく。

<医科学研究所附属病院>

【平成 28～30 事業年度】

○ **患者サービスの改善・充実**

患者サービス向上委員会において、患者からの投書 (苦情、要望、感謝等) の内容及び改善措置について検討し、回答を院内に掲示するとともに、改善に時間を要する事項は別途リスト化し、適切に改善措置が取られるよう管理している。これにより、平成 28 年度は、病棟浴室内に防水時計の設置、入院患者の面会記録についてプライバシー配慮のためノート形式から単票形式へ変更、平成 29 年度は、患者用自動販売機のマルチマネー対応、雑貨自動販売機の商品展開見直し、病室内の避難経路図をより理解しやすくするためデザインを変更、平成 30 年度は、病衣を胸元が開けにくいデザインに変更するなど、患者からの要望等を踏まえて患者サービスの改善・充実に図った。

○ **医療職種間の役割分担の推進**

医師の負担軽減と医療職種間の役割分担を推進するため、役割分担推進委員会を定期的に開催して分担状況と課題について討議するとともに、診療業務全般についても定期的に見直し、「診療業務の手引き」を毎年改訂している。平成 28 年度は、病棟ではそれまで医師が調剤していた生物学的製剤について、看護師による調剤を導入した。また、臨床検査技師による検体採取 (採血) について、教育・技術訓練を経て、平成 28 年 4 月から開始した。平成 29 年度は、電子カルテ導入に伴う業務フローの全般的な整備に加え、定期的に入院する患者の食事指示の一部 (アレルギー、嗜好に基づく部分) について、管理栄養士による電子カルテへの入院前のオーダー入力を開始した。平成 30 年度は、平成 28・29 年度の取組を維持し、医師が担っていた放射線・超音波画像電子ファイル提供依頼時の書類提出と DVD 受取を、看護助手やクラーク業務に移行するなど医師の負担軽減等に取り組んだ。

○ **遺伝医学診療における人材教育**

当院における遺伝カウンセリング外来担当者 (医師・看護師・臨床心理士) の育成のために、症例検討会に加え、外部講師による講演会を毎年行った。また、平成 28 年度は、遺伝子検査担当者を日本遺伝子診療学会が主催する遺伝子診断・検査技術推進フォーラムに参加させ、新たな知識の取得を促すなど、人材養成を推進した。平成 29 年度は、外部講師として認定遺伝カウンセラーを招き、「Li-Fraumeni 症候群の遺伝カウンセリング、着床前スクリーニング (PGS) の進歩、及び PGS 後の妊娠における出生前検査・診断の選択に関する考察」と題した講演会を開催した。平成 30 年度も認定遺伝カウンセラーを外部講師として招聘し、「着床前診断の現状と時代とともに変化する遺伝カウンセリング」というタイトルで講演会を開催した。

【平成 31 事業年度】

○ 患者サービスの改善・充実

患者からの投書の検討を毎月実施するように変更し、投書への対応や回答の掲示が早期に実施されるようになった。夏場の開院前の屋外での待ち時間低減、タクシー依頼時の案内方法の変更などに対応した。

○ 医療従事者間の役割分担の推進

医師の負担軽減については、平成 28～30 年度に進めた内容を継続して実施している。医療職種間の軽減については、電子カルテ上で各職種の記録へアクセスしやすいようシステムを変更し、患者情報の共有化が進んだ。土・休日のリハビリテーションについては、理学療法士等と連携し、看護師が実施している。

(3) 継続的・安定的な病院運営のために必要な取組が行われているか。
(運営面の観点)

<医学部附属病院>

【平成 28～30 事業年度】

○ HOMAS2 データ等を活用した経営改善の取組の実施

病院執行部の下に置かれた経営改革運動本部を中心に、各診療科に対し、過去 5 年間で最高の稼働額を毎月の目標値として提示するとともに、HOMAS2 を活用した経営指標を用いて稼働額向上のためのヒアリングを実施した。これらの取組の結果、平成 28 年度の総稼働額は前年度に比べ約 10 億円増となる 441 億円を達成した。平成 29 年度は、HOMAS2 を用いて各診療科の症例数が多い 10 の疾患について診療区分ごとの単価を近隣の他大学と比較した資料を作成した。また平成 29 年 10 月に全国国立大学病院担当者が参加した HOMAS ユーザ勉強会を開催し、全ての国立大学病院の活用事例を収集した。これらの資料を用いて当院診療科における診療内容の分析を行い、診療科への情報提供と意見交換を行った結果、平均在院日数の短縮（対前年度比 0.4 日）と入院診療単価の増（対前年度比 4,620 円）を達成することができた。

この他、平成 30 年度は HOMAS2 を用いて個別の薬剤毎の後発医薬品の採用大学数を確認した資料を作成し、後発医薬品への切り替えの参考資料とした。このことについては、平成 30 年 10 月に開催した全国国立大学病院の HOMAS 担当者が参加した HOMAS ユーザ勉強会にて報告した。また、本勉強会にて、全国の大学病院の活用事例を収集し、自院の参考とした。

○ 後発医薬品使用率の向上及び費用削減

後発医薬品検討 WG を設置し、後発医薬品を新たに 67 品目採用した。この結果、平成 28 年 3 月には 50.5%だった後発医薬品使用率（数量ベース）を平成 30 年 1 月実績では 78.9%に向上させた。

平成 30 年 9 月から 10 月にかけての後発医薬品への切り替えにより、31,059,560 円の費用削減を図るとともに、平成 30 年 12 月に後発医薬品検

討 WG を開催し、26 種類の薬剤の後発医薬品への切り替えを行ったことにより、さらに 3,993,500 円の費用削減を図った。

○ 地域医療の向上を目的とした医療連携機関登録制度の創設

病院と診療所が連携し各々の機能を活かした効率的・効果的な医療を提供する病診連携または病院同士が役割分担を行い、患者の病状に応じた最適な医療を提供する病病連携をより緊密にし、地域医療の向上を図ることを目的として、平成 28 年度に「医療連携機関登録制度」を創設した。同制度を活用し地域の医療機関と連携を進め、平成 30 年までに 531 件の医療機関と覚書を締結するとともに連携証を交付した。

○ 管理手法の改善による委託費の見直し

コンサルティング会社と協働して、平成 29 年度に委託費の見直しを行った。HOMAS2 の分析をもとに各委託費目の契約金額を業務量及び単価に切り分け、コンサルティング会社のベンチマークデータを利用し他病院水準と比較するとともに、ヒアリングや現地調査を通じて業務実態を把握して仕様書の記載と業務実態の乖離を導き出し、契約内容を見直した。これらの取組の結果、委託契約業務の効率化が達成され、平成 30 年 1 月の入院棟 B の稼働により委託対象となる病棟面積が 6 倍になったにも関わらず委託費の増額は軽微に留めることができた。

【平成 31 事業年度】

○ 病院 KPI の設定による経営改革の実施

病院全体で経営改革を断行するため、「病床稼働率(85%)」「新入院患者数(29,125 人)」「院外処方箋発行率(95%)」の 3 項目を、最重要 KPI（目標値）として設定するとともに、診療科・病棟単位でも 3 KPI の具体的な数値目標を設定し、収支改善や KPI 達成の方策等を共有するため、令和元年 6 月・7 月に 35 診療科との意見交換会「診療科ヒアリング」を実施し、周知を図った。

上半期の診療実績を踏まえ、最も達成率の高い取組を実施している 4 診療科・3 病棟を選出し、病院執行諮問会議時に病院長から表彰するとともに、他診療科・病棟でも活用できる Good practice な取組を院内ホームページに掲載して運用改善を図った。受賞した診療科・病棟には、病院長裁量経費による教育研修経費を配分した。

○ 経営情報の発信と見える化の構築

厳しい病院経営状況を教職員全体で共有するため、経営情報の発信と可視化に向けた取組を実施した。全教職員向けに、経営に関連する「数値」を用い、経営情報を簡単にまとめた「東大病院 Management-News」を毎月配信した。また、院内ホームページに専用サイト「東大病院 MANAGEMENT NET」を開設し、リアルタイムで診療科・病棟単位の経営情報が分かるような仕組みを導入した。これにより、診療科からの経営に関する問い合わせも増加し、病院経営意識の共有化も進んでいる。

○ 手術件数増加に向けた取組とコスト分析による見える化

近年、中央手術室における手術件数が限界の状況にあることや、医療技術の進展による眼科手術医療の変化を背景として、眼科におけるデイスージェリー室設置の検討を行い、他大学病院への訪問や院内関係者との開設に向けた検討準備を行った。また、手術コストの見える化を推進するため、11月の1か月の全術式（全678症例）について、診療科・術式別のコスト分析を実施した。術式ごとに過剰な医療材料の使用がないか、術式ごとのコスト率が見える化され、医療材料の見直し等の検討を行うための根拠データを集積することができた。

○ 地域医療構想や将来の医療需要を見据えた病棟運営の効率化

近年、平均在院日数の短縮化の一方で病床稼働率が低下していること、国の地域医療構想の実現に向けた医学部附属病院としての在り方、より効率的な病院運営体制の構築、将来の医療需要等も院内外の事情を総合的に勘案して、1病棟を閉鎖することを決定し、個室の2床室への変更、回復室の病室届出等、これまでにない病床再編を実施した。

<医学研究所附属病院>

【平成28～30事業年度】

○ 病院経営改善に向けた経営分析の活用と診療体制の改善・充実

病院執行部、診療科長、診療支援部長、事務部等で構成される「病院経営委員会」において、これまで実施していた入院・外来患者数及び収入額・支出額・稼働額の年間推移の比較分析に加え、診療科毎の患者数、稼働額の比較分析を平成28年度に開始した。

また、平成29年度以降、病院執行部会議による各診療科のヒアリングを実施して経営改善策及び問題点の検討を行ない、セカンドオピニオン外来、外来化学療法室を開設し、外来診療体制の充実を図った。平成29年度には新たに病院パンフレットを作成し、港区医師会、関係病院へ配付し、紹介患者増に向けた働きかけを行った。

○ 地域との連携の強化

東京都港区医師会及び関係病院との連携を図るため、毎年、医療連携懇談会を開催しており、当院の特色である診療科の紹介及び参加者による意見交換会を行っている。平成28年度（参加者：15医療機関・29名）は「感染免疫内科が目指すもの」「当院における血液腫瘍内科の紹介」、平成29年度（参加者：25医療機関・41名）は「当院アレルギー免疫科におけるリウマチ・膠原病診療」「脳腫瘍外科の活動について」、平成30年度（参加者：20医療機関・39名）は「関節外科って？」「渡航外来について」の講演を行った。

○ 社会への正確な情報発信の促進

社会一般を対象に、病気の予防、早期発見、治療の進歩等に関する最新の情報を提供する「市民公開医療懇談会」を隔月開催している。毎回約80名の参加者があり、特に平成28年4月に「こんなに変わった！高額療養費と難病医療」と題して開催した高額療養費に関する講演や「血液ガンの診療～これまでとこれから」と題した白血病に関する講演には110名の参加、平成30年10月に開催した「がん免疫療法に対する正しい知識」に関する講演には125名の参加があった。また、海外に進出している企業の労務担当者を主たる対象として、平成28年度より新たに感染免疫内科主催で“IMSUT Medical Seminar on Infections Diseases”を開催し、外部講師による海外事情の紹介、トラベルクリニック勤務医による感染症の情報提供、感染免疫内科における予防接種・帰国者の感染症に関する情報提供等からなる講演会を年1回行っており、官公庁や企業等から平成29年度までに約100名の参加があった。

【平成31事業年度】

○ 病院経営改善に向けた診療体制の改善・充実

休床していた5階病棟を再稼働するにあたり、TR・早期臨床試験に必要なICU機能を備えた病室を2室設置すると同時に、VIP対応とメディカルツーリズム用に個室を5床増やした。リハビリ室の移転・拡張によってがんリハ加算の取得が可能となり、延べ4,163件が該当した。同じく外来化学療法室の移転・拡張によって利用件数が前年度合計99件から482件へ飛躍的に増加した。年度末には医学部附属病院との連携による病院機能強化特別プロジェクトが発足した（P.103「医学部附属病院・医科研附属病院との連携による病院機能強化特別プロジェクト」参照）。

○ 地域との連携の強化

港区と災害時の緊急医療救護所設置に関する協定を締結し、11月には区内12病院による合同防災訓練に参加した。また、東京都港区医師会及び関係病院との連携を図るため医療連携懇談会を開催しており、平成31年（参加者：34医療機関・57名）は、「最近の医療開発と医科研病院におけるシーズ開発」「医科研病院 診療科紹介」の講演を行った。

○ 社会への正確な情報発信の促進

病院ホームページを刷新すると同時に、その管理体制の変更によってホームページを通じた病院情報の速やかな発信が可能となった。また、紹介患者増へ向けた取組として新たに診療科案内パンフレットを作成し、港区医師会、関係病院などへ配布した。また、平成31年度は市民公開医療懇談会を5回開催し、特に令和元年10月に「増えてきている大腸がんの基礎知識と最新の医療現場」と題して開催した講演には86名の参加があった。

2. その他

<医学部附属病院>

【平成 28～30 事業年度】

○ 「公的医療機関等 2025 プラン」の策定

国の進める地域医療構想に基づき、東京都が策定した 2025 年における人口動態推計をもとに、当院の将来的な病床数及び病床構成をまとめた「公的医療機関等 2025 プラン」を策定した。東京都は他の道府県の人口が減少する中、唯一人口の増加が想定されており、この想定をもとに、高度急性期及び急性期機能を担う大学病院として、当院では病床数を減らさず、小児・周産期の高度医療を担う病床を中心に増床するプランとなっている。

【平成 31 事業年度】

○ 病床再編と連動させた教職員の人員再配分の実施

教員・医師の労務環境の改善、診療科の業務負荷を反映させるため、病床再編と連動させて、医師の人員再配分を実施した。病院 3 KPI の取組状況や各種経営指標を用いた上で、人事部会において人員再配分の考え方（ロジック）を検討し、同一指標では評価困難な診療科にも十分配慮した上で、病院長のリーダーシップの下に人員再配分を決定した。

<医学部附属病院・医科学研究所附属病院>

【平成 31 事業年度】

○ 医学部附属病院・医科研附属病院との連携による病院機能強化特別プロジェクト

医学部附属病院と医科学研究所附属病院の財務的課題等の解決のため、平成 31 年度に、病院経営改善検討会議を設置し、検討を重ね、白金・本郷機能強化特別プロジェクトをスタートさせた。本プロジェクトは、医学部附属病院と医科学研究所附属病院が連携し、財務的課題等の解決を目指すものである。本プロジェクトの内容は、①緩和ケア診療プロジェクト、②画像診断活性化プロジェクト、③ロボット・低侵襲手術プロジェクト、④リハビリ促進プロジェクトの 4 つとなっている。また、これらのプロジェクトの収入により、新たな医師等の雇用及び医療機器の整備等も実施していく。本プロジェクトを実施することにより、医学部附属病院と医科学研究所附属病院の財務的課題等の改善を図り、継続的・安定的な病院運営に取り組んでいる。

○ 附属学校について

1. 特記事項

○ 双生児研究の推進

【平成 28～30 事業年度】

双生児を通して「遺伝と環境」について調査研究を進め、研究成果を広く教育一般に役立てるため、双生児研究に継続的に取り組んでいる。第 3 期中期目標期間は引き続き、教育学研究科と連携し、双生児データを含むデータベースの構築を推進するとともに、平成 30 年度に迎えた創立 70 周年を記念し、「東大附属論集」の双生児研究に関する論文の集約を行い、平成 30 年 3 月に書籍『双生児研究論文集—東大附属論集（編集版）—』として刊行した。

【平成 31 事業年度】

附属学校の教員の誰もが取り組める双生児研究をテーマにした校内研究会を開催し、教育学研究科の教員のアドバイスを受けながら、双生児の答案、レポート等を素材とした双生児研究の研修を行った。その結果、学校現場における双生児の質的研究についての理解を深めることができた。

2. 評価の共通観点に係る取組状況

（1）教育課題への対応

○ 現在の教育課題研究への取組

【平成 28～30 事業年度】

平成 28 年度より文部科学省の研究開発学校に指定され、研究課題「『総合的な学習』と教科学習を、『市民性』『探究』『協働』の視点で見直し結びつけ、そこでの『ディープ・アクティブ・ラーニング』を可能にするカリキュラムの開発と、その指導・評価方法の研究」の下、次期学習指導要領でも中心課題の一つとして挙げられている「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」を深化させるカリキュラムと実践研究を継続実施した。

平成 28 年度は、総合的な学習にかわる学校設定科目「探究的市民科」で実施している 5・6 年生（高校 2・3 年生相当）の「卒業研究」、3・4 年生（中学 3・高校 1 年生相当）の「課題別学習」に関して、本学海洋アライアンス海洋教育促進研究センター、日本財団と共催した「東京大学海洋教育セミナー—海と人」において、ディープ・アクティブ・ラーニング授業の報告を生徒の発表を交えて行った。

平成 29 年度は「卒業研究」及び「課題別学習」におけるアンケートの実施と結果の検討など、審議会答申などにより明確となる新たな教育課題に関する取組を推進した。

平成 30 年度は、「卒業研究」の適切な評価手法について協議したほか、1・2 年生の「総合学習入門」及び学校設定教科「生活デザイン科」「情報・技術科」のプログラム開発と効果測定を行い、探究的に学んでいくための土台づくりや支援・指導の在り方を探った。

【平成 31 事業年度】

平成 31 年度は、平成 28 年度から平成 31 年度にかけて行った在校生パネル調査における平成 30 年度卒業生の結果から、学年が上がるごとに、より高度な知識や情報が必要となっていく探究学習で「専門家などに聞く活動」を行ったと回答した生徒の割合が横ばいであったのに対し、「身近な人との意見交換」については増加し続けており、権威づけされた“正解”を知るだけで満足せず、自ら納得のいく”等身大の答え”を導き出そうとするアマチュアリズムが本校の教育活動を通して醸成されていることを確認できた。また、ディープ・アクティブ・ラーニングを促す評価手法として、探究的ポートフォリオの可能性を見出した。こうした研究成果をもとに、本校の「探究型の学び」を可能にする土壌、「探究的市民科」授業の効果、「情報・技術科」及び「生活デザイン科」の効果について明らかにし、公開研究会兼研究開発報告会（参加者 288 名）において研究成果を発信した。

（2）大学・学部との連携

○質の高い教育課程や教育方法の開発と FD

【平成 28～30 事業年度】

教育学研究科の教員 3 名を研究開発指導委員とし、研究会（平成 28 年度 5 回、平成 29 年度 4 回、平成 30 年度 5 回実施）や、授業検討会（平成 28 年度 3 回、平成 29 年度 3 回、平成 30 年度 3 回実施）において指導を受けた。これらの研究成果を踏まえ、平成 28 年度、29 年度に開催された公開研究会兼研究開発報告会において、教育学研究科の教員 9 名が参加して教科別分科会を行うとともに、全教科の研究授業を実施する等、教育学研究科の教育に関する研究に協力しつつ、教育学研究科のリソースを生かしながら、質の高い教育課程や教育方法の開発に取り組んだ。また、平成 29 年 10 月に、教育学研究科における FD 会議において、附属学校の教育の特徴と効果検証に関する報告を行った。春の健康診断においては、教育学研究科身体教育学コースと共同で計測を行う体制が構築されている。

平成 30 年度に開催された公開研究会兼研究開発報告会（参加者 294 名）のシンポジウムでは、生徒代表も参加し、教科指導と総合的な学習にかかわる学校設定科目「探究的市民科」の授業の有機的連関についての検討を行った。

【平成 31 事業年度】

令和 2 年 2 月に開催された、2019 年度教育学研究科第 4 回 FD 会議において、「探究的市民科で育まれる態度や力」というテーマで本校の研究開発の取組についての報告を行った。

○生徒の活動の見える化に関する共同実証実験の実施

【平成 28～30 事業年度】

教育学研究科附属学校教育高度化・効果検証センター（CASEER）、富士通株式会社、株式会社富士通研究所と共同で、部屋全体をデジタル化する空間

UI（User Interface）技術を用いて、アクティブラーニングにおける生徒の活動の見える化を行う共同実証実験を実施した。平成 29 年度は附属学校にて空間 UI を利用したアクティブラーニング型授業を試行し、グループ活動中のデジタル付箋システムの操作記録をリアルタイムに収集するデータ基盤の構築を進めた。平成 30 年度は取得したデータのメタ化と、これを元に機械学習を用いて協働学習状態の推定モデルを開発した。この他、推定結果をリアルタイムに附属学校教員にフィードバックして協働学習過程に教員が参画する実証実験を行った。

【平成 31 事業年度】

校内研究会において、株式会社富士通研究所を招き、「授業における空間 UI の活用方法について」の研修を実施し、付箋アプリや模造紙アプリの使用方法、持ち込み端末（ノート PC、ipad）との連携方法、壁側のランチャーバーの操作方法などを学び、教員のスキルアップを図った。

○附属学校の運営における教育学研究科との連携体制

【平成 28～30 事業年度】

年 4 回（6、9、11、1 月）開催される附属学校運営委員会において、附属学校の状況を報告するとともに、その課題について検討を行った。また、教育学研究科より 3 名の教員が研究開発学校（平成 28～31 年度）の運営指導委員会の委員として加わり、指導・助言を行った。

【平成 31 事業年度】

平成 31 年度の附属学校運営委員会では、附属学校の財政健全化、編入学試験改革、部活動指導員の導入などについての検討が行われた。また、研究開発学校の運営指導委員として、教育学研究科の 3 名の教員が最終年次の指導・助言を行った。

○教育実習について

【平成 28～30 事業年度】

平成 28 年度から平成 30 年度に、教育学部をはじめ、法学部、文学部、工学部、理学部、農学部など複数の学部から延べ 90 名の教育実習生を受け入れた。附属学校管理職は、全学の教職課程等の資格に関する事項について審議する東京大学教育運営委員会教職課程・学芸員等部会にオブザーバーとして参加するとともに、教育学研究科・教育学部の拡大教職課程委員会にも参加しており、教育学研究科・教育学部と連携して、毎年度、教育実習の改善について検討を行い、教育実習オリエンテーションの実施日程や内容を変更・改善している。

また、平成 28 年度には、附属学校が担当している教育学部開講の「教科教育法（国語、社会、数学、理科、英語）」の参加学生（68 名）からの授業評価アンケートを集約し、平成 29 年度に授業内容の改善について検討を行い、一部授業を夏季休業中の集中授業として実施することとした。夏季休業中の理科教育法では、附属学校の生徒が模擬授業の生徒となり、より実践的な授業の検討を行った。

【平成 31 事業年度】

附属学校への教育実習生 25 名への教育実習終了後、アンケート調査及び聞き取り調査を行い、教育学研究科・教育学部と連携して、課題及び改善について検討を行った。それをもとに、令和 2 年度の教育実習オリエンテーション実施日程及び内容について改善を図り、これまで新年度 4 月に実施していたオリエンテーションを前年度の 3 月に早め、実習生の教材準備期間を保障するとともに実習指導の充実を図った。さらに、教育実習改善の取組の中間まとめとして、附属学校での教育実習事前打ち合わせの内容、実習時の実習生サポート体制の改善を盛り込んだ次年度実施要項を検討した。

(3) 地域との連携

○地域のニーズ等への取組

【平成 28～30 事業年度】

地域の小学校での「深い学び」に関する校内研究会に附属学校の教員を講師として派遣し、附属学校での研究成果や取組・実践を発信した。また、附属学校は地域の避難所となっており、平成 28 年度に本校で地域防災会議を 2 回開催し、災害時の協力体制について協議を行うとともに、地域防災訓練に本校教員、生徒が参加するなど、防災時の連携強化を図った。平成 30 年度には、北区教育委員会主催の研修会「小学校外国語活動における言語活動について」及び、相模原教育委員会主催の研修会「英語の授業における言語活動の充実について」に本校英語科の教員が助言者として参加した。

【平成 31 事業年度】

令和元年 10 月に、東大附属避難所運営会議が開催され、避難所訓練の打合せが行われた。11 月には本校において避難所訓練が実施され、地域の防災会、中野区職員、本校前期副校長など約 60 名が参加し、3 グループに分けて避難所訓練を実施し、その後、災害時における避難所運営の課題についての検討を行った。

高知県教育センター・高知県教育委員会との共同研究（英語検定協会による助成金事業）の成果を、『次期学習指導要領における 3 つの資質・能力を測るスピーキンググループリクスの有用性』という冊子にまとめ、12 月に日本英語検定協会より研究報告書として、全国の教育委員会、全国小・中・高等学校に配布した。令和 2 年 3 月に、数学科授業研究会を本校で開催し（参加者 20 名）、中野区の教員も 4 名参加した。

(4) 附属学校の役割・機能の見直し

○附属学校の教育効果の検証

【平成 28～30 事業年度】

双生児研究に加えて第 3 期は、主体的・探求的学びを実践してきた附属学校

の教育の効果検証をするため、教育学研究科附属学校教育高度化センター（平成 29 年度に学校教育高度化・効果検証センター（CASEER）に改組）と連携して、平成 28 年度から在校生パネル調査を、平成 29 年度から卒業生調査を開始した。

在校生パネル調査は平成 30 年度までに 3 回の調査（回収数：合計 2,014、平均回収率 94.5%）を終えており、平成 29 年度に実施した卒業生調査（回収数：2,313、回収率 45.4%）とともに基礎的な集計・分析を実施している。調査結果からは、多くの卒業生が進学先、就業先でのさまざまな取組に積極的に関与しており、総合的な学習は、生徒が、進学先での学業に対する取組に対して積極的な関与をより高める可能性があることなどが明らかとなっている。また、その成果について、CASEER 主催のシンポジウム（平成 29 年度参加者 191 名、平成 30 年度参加者 101 名）において発表するなど、研究成果を発信した。

【平成 31 事業年度】

パネル調査の調査結果をもとに、附属学校における主体的・探究的学びと卒業後の学びや仕事との関連についての分析を行った。その結果、附属学校での学びは大学での学び体験に影響すること、その後の学びの習慣を通して仕事の自律性に影響することなどが明らかとなった。その成果について、令和 2 年 1 月に開催した CASEER 主催のシンポジウム（参加者 108 名）において発表し、研究成果を発信した。

○附属学校の在り方やその改善・見直しについての取組

【平成 28～30 事業年度】

平成 28 年度は、特別支援教育委員会の機能を強化し、発達障害の生徒に対するきめ細かな対応策を検討した。平成 29 年度は集団行事委員会を組織して宿泊行事の見直しを行い、福井県小浜市の民宿組合や地域の農林水産業と連携した、体験学習中心の宿泊行事を実施した。平成 30 年度は道徳 WG（ワーキンググループ）を立ち上げ、教科化される道徳のあり方についての検討を行った。

【平成 31 事業年度】

平成 31 年度は、ICTWG を組織し、学校教育の ICT 化の推進に合わせた校内の学習環境整備に着手した。また、DeAL（ディープ・アクティブ・ラーニング）WG を組織し、空間 UI を用いた授業開発を行った。入学選抜にはおいては、合理的配慮が必要な生徒への対応についての検討を行い、合理的配慮の申請手続などを整備した。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中 期 計 画 別 紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実 績
1 短期借入金の限度額 20, 114, 248千円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に必要な対策費として借入れすることも想定される。	1 短期借入金の限度額 20, 114, 248千円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に必要な対策費として借入れすることも想定される。	該当なし

Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中 期 計 画 別 紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実 績
1. 重要な財産を譲渡する計画 ・ 大学院農学生命科学研究科附属緑地植物実験所の土地の全部（千葉県千葉市花見川区畑町1487-1外 47,139.17 m ² ）を譲渡する。 ・ 検見川第二職員宿舎の隣接地（千葉県千葉市花見川区浪花町1010外 6,673.92 m ² ）を譲渡する。 ・ 白金学寮の土地の全部（東京都港区白金四丁目464-1外 2,453.55 m ² ）を譲渡する。 ・ 大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センターの土地の一部（岩手県上閉伊郡大槌町赤浜二丁目106-10 9,552.97 m ² ）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市西達布6,316.91 m ² ）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市6811-1地先415.66 m ² ）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演	1. 重要な財産を譲渡する計画 ・ 大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センターの土地の一部（岩手県上閉伊郡大槌町赤浜二丁目106-10 9,552.97 m ² ）を譲渡する。 ・ 駒場第二職員宿舎の土地の一部（東京都目黒区駒場三丁目865-6の一部 60 m ² ）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市7279-1地先7,881.40 m ² ）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市2564-8地先164.01 m ² ）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所の土地の一部（愛知県犬山市大字今井字成沢91-12 1,913.14 m ² ）を譲渡する。 2. 重要な財産を担保に供する計画 ・ 医学部附属病院における建物新営工事及び、病院	1. 重要な財産を譲渡する計画 ・ 駒場第二職員宿舎の土地の一部（東京都目黒区駒場三丁目865-6の一部 60 m ² ）を譲渡した。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市7279-1地先7,881.40 m ² ）を譲渡した。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市2564-8地先164.01 m ² ）を譲渡した。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所の土地の一部（愛知県犬山市大字今井字成沢91-12 1,913.14 m ² ）を譲渡した。 2. 重要な財産を担保に供する計画 ・ 医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物

習林の土地の一部（北海道富良野市 6812-1 地先 973.97 m²）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市西達布 317.20 m²）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市 12032 1,932.69 m²）を譲渡する。 ・ 野尻寮跡地の土地の全部（長野県上水内郡信濃町 大字野尻海端 365 外 2,725.46 m²）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市字東山 4176-1 地先 1,650.45 m²）を譲渡する。 ・ 柏キャンパスの土地の一部（千葉県柏市柏の葉五丁目 1-122 603.67 m²）を譲渡する。 ・ 地震研究所広島地震観測所アンテナ施設跡地（広島県広島市安佐北区落合七丁目 1408 外 603.48 m²）を譲渡する。 ・ 駒場第二職員宿舍の土地の一部（東京都目黒区駒場三丁目 865-6 の一部 60 m²）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市11663地先 外 74.62m²）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構の土地の一部（東京都西東京市北原町三丁目 2667番外 3,475.60m²）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林田無演習林の土地の一部（東京都西東京市緑町一丁目2558番2外 1,919.40m²）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市7279-1地先 外 7,881.40m²）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市2564-8地先 164.01m²）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所の土地の一部（愛知県犬山市大字今井字成沢91-12 1,913.14m²）を譲渡する。 2. 重要な財産を担保に供する計画 ・ 医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物	特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	について、担保に供している。
--	--	-----------------------

について、担保に供する。 また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学医科学研究所附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。		
---	--	--

VI 剰余金の使途

中 期 計 画 別 紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実 績
決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。	決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。	教育研究の質の向上に資する事業として、626 百万円を充当した。

Ⅶ そ の 他 1 施設・設備に関する計画

中 期 計 画 別 紙			中期計画別紙に基づく年度計画			実 績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
【施設整備費補助金】 ・ (医病) 病棟 (Ⅱ期) ・ (本郷) アカデミックコモンズ ・ (本郷) 図書館改修Ⅱ ・ (白金台) 総合研究棟改修 (医科学研究所) ・ (大槌) 災害復旧事業 ・ (本郷) 図書館改修Ⅲ ・ (本郷) (地震) 総合研究棟施設整備事業 (P F I) ・ (駒場Ⅱ) 駒場オープンラボラトリー施設整備事業 (P F I) ・ (柏) 総合研究棟 (環境学研究系) 施設整備事業 (P F I) ・ (駒場Ⅰ) 駒場コミュニケーション・プラザ施設整備事業 (P F I) ・ (本郷) 総合研究棟 (工学部新3号館) (B O T) (P F I) ・ (本郷) クリニカルリサーチセンター整備等事業 (P F I) ・ 大型低温重力波望遠鏡 (KAGRA) 計画 ・ 大口径チェレンコフ宇宙ガンマ線望遠鏡 (CTA) 計画 【大学資金】 ・ (医病) 病棟 (Ⅱ期) ・ (本郷) アカデミックコモンズ ・ (本郷) 図書館改修Ⅲ ・ (白金台) 総合研究棟改修 (医科学研究所) ・ (大槌) 災害復旧事業 ・ (白山) 小石川植物園温室整備 ・ (本郷) 総合研究棟 (工学部	総額 73,382	施設整備費補助金 (13,570) 大学資金 (21,071) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (37,314) (独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (1,254) 他機関補助金等 (173)	【施設整備費補助金】 ・ (医病) 入院棟A改修等 ・ (駒場) 屋内運動場 ・ (柏Ⅱ) 総合研究棟 (情報系)Ⅱ ・ (医病) 中央診療棟1改修 (検査部等) ・ (本郷) 図書館改修Ⅳ ・ (岐阜県神岡) 神岡宇宙素粒子国際共同研究拠点施設 ・ (本郷) ライフライン再生Ⅱ (電気設備) ・ (本郷) 総合研究棟改修 (工学系) ・ (本郷) 総合研究棟改修 (農学系) ・ (本郷) 耐震対策事業 (管理棟等) ・ (本郷) 総合研究棟改修 (医学系) ・ (本郷他) 耐震対策事業 (講義室等) ・ (本郷他) 基幹・環境整備 (安全対策) ・ (本郷) ライフライン再生 (給排水設備) ・ (本郷) ライフライン再生 (特高受変電設備) ・ (本郷) 総合研究棟 (工学部新3号館) (B O T) (P F I) ・ (本郷) クリニカルリサーチセンター整備等事業 (P F I) 【大学資金】 ・ (大槌) 災害復旧事業 ・ (本郷) 図書館改修Ⅲ-4 ・ (柏Ⅱ) 総合研究棟 (情報系) ・ (神奈川県三崎) 総合研究棟 (海洋生物学系)	総額 16,316	施設整備費補助金 (8,342) 大学資金 (4,505) 長期借入金 (3,149) (独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (145) 他機関補助金等 (175)	【施設整備費補助金】 ・ (医病) 入院棟A改修等 ・ (駒場) 屋内運動場 ・ (柏Ⅱ) 総合研究棟 (情報系)Ⅱ ・ (医病) 中央診療棟1改修 (検査部等) ・ (本郷) 図書館改修Ⅳ ・ (岐阜県神岡) 神岡宇宙素粒子国際共同研究拠点施設 ・ (本郷) ライフライン再生Ⅱ (電気設備) ・ (本郷) 総合研究棟改修 (工学系) ・ (本郷) 総合研究棟改修 (農学系) ・ (本郷) 耐震対策事業 (管理棟等) ・ (本郷) 総合研究棟改修 (医学系) ・ (本郷他) 耐震対策事業 (講義室等) ・ (本郷他) 基幹・環境整備 (安全対策) ・ (本郷) ライフライン再生 (給排水設備) ・ (本郷) ライフライン再生 (特高受変電設備) ・ (本郷) 総合研究棟 (工学部新3号館) (B O T) (P F I) ・ (本郷) クリニカルリサーチセンター整備等事業 (P F I) 【大学資金】 ・ (大槌) 災害復旧事業 ・ (柏Ⅱ) 総合研究棟 (情報系) ・ (神奈川県三崎) 総合研究棟 (海洋生物学系) ・ 目白台国際宿舎	総額 11,819	施設整備費補助金 (3,095) 大学資金 (6,412) 長期借入金 (1,992) (独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (145) 他機関補助金等 (175)

新3号館）（BOT）（PFI） ・（本郷）クリニカルリサーチセンター整備等事業（PFI） 【長期借入金】 ・（医病）病棟（Ⅱ期） ・柏キャンパス整備 ・新豊島国際学生宿舍 ・目白台国際宿舍 ・（田無）再開発 ・1.5T MRI 装置 ・救急治療及び生体情報管理システム ・CT 装置 ・消化管及び泌尿器透視装置 【（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金】 ・小規模改修 【他機関補助金等】 ・（白山）小石川植物園温室整備			・目白台国際宿舍 ・（本郷）総合研究棟（工学部新3号館）（BOT）（PFI） ・（本郷）クリニカルリサーチセンター整備等事業（PFI） 【長期借入金】 ・（医病）入院棟A改修等 ・（医病）中央診療棟1改修（検査部等） ・（田無）再開発 ・大学病院設備整備 【（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金】 ・小規模改修 【他機関補助金等】 ・（白山）小石川植物園温室整備			・（本郷）総合研究棟（工学部新3号館）（BOT）（PFI） ・（本郷）クリニカルリサーチセンター整備等事業（PFI） ・（柏Ⅱ）産学官民連携施設 ・（白山）小石川植物園温室整備 ・（駒場）屋内運動場 ・（本郷他）総合博物館改修等 ・（本郷他）耐震対策事業（講義室等） ・（本郷）ライフライン再生（特高受変電設備） 【長期借入金】 ・（医病）入院棟A改修等 ・（医病）中央診療棟1改修（検査部等） ・（田無）再開発 ・大学病院設備整備 【（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金】 ・小規模改修 【他機関補助金等】 ・（白山）小石川植物園温室整備		
---	--	--	---	--	--	---	--	--

注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

○ 計画の実施状況等

【施設整備費補助金】

- ・平成31年度計画額（8,342百万円）に対して、補正予算（452百万円）が追加されたが、令和2年度へ5,699百万円の繰越となった。

【長期借入金】

- ・平成31年度計画額（3,149百万円）に対して、令和2年度へ1,157百万円の繰越となった。

Ⅶ その他 2 人事に関する計画

中 期 計 画 別 紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実 績
(1) 雇用方針 - 性別・年齢・国籍・障害等の有無にとらわれず、能力・適性に応じた雇用・人事を行い、教職員の多様性を高める。 - 教員人事に関しては、国内外の世界最高水準の人材を集め、学問分野の多様性を確保すると同時に、異分野間の融合を推進することも念頭に置く。 (2) 人材育成方針 - 教育研究活動の多様化・高度化に適切に対応するため、高度な専門性を有する教育研究を支援する職員の確保と育成を推進する。また、研修、スタッフ・ディベロップメントや自己啓発の促進等を通じ、職員の能力向上に取り組む。 - 卓越した若手研究者が、安定性のあるポストに就きながら、産学官の機関や分野の枠を超えて、独創的な研究に専念できる環境の整備を行う。 (3) 人材交流 - 職員に関して、能力や専門性の向上を図るため、国内外の研修や出向の制度を活用する。 - クロス・アポイントメント制度等の柔軟な人事給与上の措置や年俸制の導入等により、教員の人材交流の推進や積極的流動性を促進する。 (参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 4 9 3, 7 5 7 百万円 (退職手当は除く)	(1) 雇用方針 - 教職員の人事は、公正な評価に基づき、自律的にこれを行う。 - 研究教育の卓越性を誇る本学の特性を踏まえ、性別・年齢・国籍・障害等にかかわらず優秀で多様な人材を確保するため、将来の展望をもって能力・適性に応じた雇用を行う。 - 財源の多様化による多様な人材の採用と活用、雇用の安定化を促進するため、各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて、総長裁量枠及び教員採用可能数学内再配分システム枠の資源を確保し、優先順位に従い再配分を実施する。 (2) 人事育成方針 - 卓越した若手研究者等の確保・育成と学内人材の流動性を促進するため、人事制度改革や研究教育環境の整備・運用促進を図る。 - 研究者が研究に専念できる環境を実現するため、リサーチ・アドミニストレーター (URA) や高度学術専門 (職) 員制度等を活用して高度な研究支援人材を育成する。 「東京大学職員の人材育成の推進体制に関する基本方針」に基づき、職員の能力を最大限に向上させるための取組を行う。 (3) 人材交流 - 卓越した研究者の人材交流を推進し、研究力の強化や人材養成に資する研究環境基盤の強化を図るとともに、柔軟な人事給与制度や年俸制等の活用により、研究教育活動の活性化、人材流動性の向上、優秀な研究者の確保等を推進する。 - 職員の能力や専門性の向上を図るため、国内外の研修や出向の制度を活用する。また、職員のプロフェッショナル人材の相互活用を目的とするアライアンス協定等に基づき、人事交流や各種研修機会の提供を進め、業務の多様化、高度化、専門化へ対応する。 (参考1) 平成31年度の常勤教職員数 6,296人	- 研究力の維持・強化、本学研究の世界的なプレゼンスの向上を図るため、本学を退職した教授が75歳まで研究に専念する東京大学特別教授に7名を決定した。 - 大学運営の安定遂行、教員の研究教育時間の確保及び大学運営に係る負担軽減を図るため、本学を退職した教授が75歳まで大学運営業務に従事する東京大学特命教授に1名を決定した。 - 女性研究者育成支援のための女性教員スタートアップ研究費支援により12名、女性教員研究スキルアップ経費支援により44名 (内6名は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による渡航中止等で辞退) に支援を行った。 - 出産・育児・介護等による研究活動の中断からの復帰に際して、経費を支援するリスタートアップ研究費支援により7名に支援を行った。 - 新任の女性教員が着任後に教育研究活動に専念できるよう、研究者支援の一環として、女性教員フォローアップ・メンターシステムにより1名に支援を行った。 - 女性教員 (教授・准教授) の雇用経費を支援する女性教員 (教授・准教授) 増加のための加速プログラムにより4部局を採択し、意思決定に関わることとなる上位職人材の多様化を進めた。 - 育児・介護や妊娠・出産、社会貢献活動等 (国などの審議会委員等の活動が集中) のため研究時間の確保が困難な教員を対象として、研究者サポート要員 (短時間勤務有期雇用教職員、TA、RA等) の雇用等の費用支援を引き続き実施し、112名に支援を行った。 - 男女共同参画を全学体制で推進するため、各部局より選出された担当教職員による男女共同参画連絡担当者会議を引き続き開催し、57名が参加した。 - 採用可能数新再配分システムに基づき、教員については、部局ヒアリングを行い、ポスト毎の評価点をもとに全学的視点から総合判断し、29ポスト (16部局26事業) の配分を決定した。また、総長のリーダーシップの下に機動的に配置すべき事案

	また、任期付教職員数の見込みを1,575人とする (参考2) 平成31年度の人件費総額見込 94,470百万円	に対して個別に評価を行い、教員22ポスト（11部局14事業）の配分を決定した。なお、22ポストのうち9ポストは若手研究者育成支援制度により採択されたポストに配分をした。教員以外の職員については、総長のリーダーシップの下に組織の新設・改編、新規業務等に対応する必要性の観点から評価を行い、5ポスト（4部局4事業）の配分を決定した。 ・部局経費を財源とした承継教員の採用承認制度により、新たに承継教員21ポストの採用承認を行った。 ・採用可能数のアップシフト制度により、新たに准教授ポスト6ポストについて教授へのアップシフトを承認した。 ・若手研究者の雇用安定と自立支援を目的とした国の卓越研究員制度により2名を採用したほか、これを補完する独自の「東京大学卓越研究員（推薦型）」制度を平成28年度に創設し、平成31年度は22名に対してスタートアップの支援を決定した。また、総長裁量枠の教員採用可能数を活用し、新たな領域を切り拓き将来の学術を担う卓越した若手研究者の発掘・育成を目的とする「東京大学卓越研究員（公募型）」を平成30年度に創設し、国内外から分野を問わず東京大学卓越研究員の公募を行い、国際競争力を持つ若手研究者8名の採用及び支援を決定した。 ・この他、卓越した若手研究者の雇用安定に取り組む部局を支援する制度により、6名（2部局）の支援を決定した。 ・クロス・アポイントメント制度について24名に新規適用した。 ・令和元年7月に、本学の研究教育の発展に特に資すると総長が認める場合に、本部負担により年俸額を決定できる制度を創設し、1名を採用した。 ・給与の大幅な弾力的・競争的設定を可能とし、新たに5名について規則に定める最高号俸を超える年俸額を承認した。 ・東京大学が独自に行う「東京大学職員採用試験」及び「関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験」など異なる選考方法による職員採用を引き続き行った。 ・年齢にとらわれない昇任制度の一環として、係長相当職への昇任を希望する職員を対象に、昇任意
--	--	--

		欲の向上と昇任後の職務に必要な能力開発を図るための「次世代リーダー育成研修」を引き続き実施し、66名が受講した。 ・職員評価について、4月から翌年3月までの年度を評価期間として職員個々が自律的・主体的に取り組んだ。また、課長級以上及び副課長・係長級を対象として、管理職及び今後、管理職となる意欲がある者に、職員評価制度を通じて部下評価力を向上させることを目的とした研修をそれぞれ実施し、計56名が受講した。 ・東京藝術大学、東京工業大学、お茶の水女子大学及び一橋大学と締結した「職員の人事流動及び人材育成のアライアンスに関する協定」に基づき、各大学と合計14名の人事交流を実施した。また、本学が提供する研修と協定大学が提供する研修に対し、協定大学職員（18名）と本学職員（20名）が相互に参加した。この他、学内人事異動、他機関への出向を積極的に行うとともに、引き続き民間企業2社、私立大学1校への研修出向を実施し、職員の資質向上を図った。
--	--	---

○ 別表1（学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について）

学 士 課 程

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員 (年度計画別表に基づく定員)	収容定員1 (前期課程①又は後期課程②'に該当する定員)	収容数 (前期課程②又は後期課程②'に該当する在学者数)	定員充足率 (b)/(a)×100 (%)
	(人)	(a) (人)	(b) (人)	(%)
■ 学部前期課程(1・2年生)				
<教養学部前期課程>	—	6,126	6,640	108.3
■ 学部後期課程(3年生以上)				
<法学部>	1,600	800	930	116.2
第1類(法学総合コース) 第2類(法律プロフェッション・コース) 第3類(政治コース)	1,600	800	930	116.2
<医学部>	820	520	523	100.5
医学科	660	440	456	103.6
健康総合科学科	160	80	67	83.7
<工学部>	3,772	1,896	2,135	112.6
社会基盤学科	160	80	115	143.7
建築学科	240	120	128	106.6
都市工学科	200	100	112	112.0
機械工学科	340	170	195	114.7
機械情報工学科	160	80	92	115.0
航空宇宙工学科	208	104	119	114.4
精密工学科	180	90	96	106.6
電子情報工学科	160	80	129	161.2
電気電子工学科	300	150	146	97.3
物理工学科	200	100	124	124.0
計数工学科	220	110	128	116.3
マテリアル工学科	300	150	173	115.3
応用化学科	220	110	103	93.6
化学システム工学科	200	100	86	86.0
化学生命工学科	200	100	87	87.0
システム創成学科	464	232	298	128.4
(工学部共通編入学枠)	20	20	55*1	275.0
<文学部>	1,420	720	848	117.7
人文学科*2	1,420	720	697	96.8
<理学部>	1,120	560	659	117.6
数学科	176	88	107	121.5
情報科学科	96	48	68	141.6
物理学科	276	138	141	102.1
天文学科	20	10	20	200.0
地球惑星物理学科	128	64	65	101.5
地球惑星環境学科	76	38	40	105.2
化学科	176	88	104	118.1
生物化学科	60	30	40	133.3
生物学科	72	36	47	130.5
生物情報科学科	40	20	27	135.0

*1 工学部共通編入学枠の収容数は内数

*2 文学部人文学科に3年次編入学定員10名を含む

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員 (年度計画別表に基づく定員)	収容定員1 (前期課程①又は後期課程②'に該当する定員)	収容数 (前期課程②又は後期課程②'に該当する在学者数)	定員充足率
<農学部>	1,220	640	611	95.4
応用生命科学課程	608	304	263	86.5
環境資源科学課程	432	216	231	106.9
獣医学課程	180	120	117	97.5
<経済学部>	1,360	680	780	114.7
経済学科	680	340	293	86.1
経営学科	400	200	375	187.5
金融学科	280	140	112	80.0
<教養学部(後期課程)>	560	280	509	181.7
教養学科	260	130	289	222.3
学際科学科	100	50	100	200.0
統合自然科学科	200	100	120	120.0
<教育学部>	380	190	233	122.6
総合教育科学科	380	190	233	122.6
<薬学部>*3	336	176	190	107.9
薬科学科	288	152	161	105.9
薬学科	48	24	29	120.8
学士課程の合計	12,588	12,588	14,058	111.6

*3 薬学部では、薬科学科と薬学科への振分けは、学生の希望と成績を基にして4年次に決定している。そのため、定員充足率の算出にあたって、薬科学科については、平成28年度・29年度の薬科学科の入学定員及び平成29年度の薬学科の入学定員の合計を収容定員①、3年次・4年次の在学者数を収容数②'とし、薬学科については、平成26年度～28年度の入学定員を収容定員①'、4年次・5年次、6年次在学者数を収容数②'とした。

計画の実施状況等

○ 入学者選抜に当たっては、学部学科ごとに定めている入学定員を、文科1類から3類、理科1類から3類に振り分けて募集を行っている。1～2年次は教養学部前期課程に所属し、3年次進学の際に進学選択により各学部各学科等に所属する。そのため、別表の定員充足率を求めるに当たっては、教養学部前期課程と学部後期課程に分けて以下のように算出している。

教養学部前期課程(1・2年生)

平成30年度・31年度の入学定員の合計を学部前期課程全体の収容定員①、学部前期課程の在学者数(令和元年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。)の合計を収容数②とし、②/①×100により算出している。

学部後期課程(3年生以上)

後期課程の各学部には進学選択後の3年次以降に所属することから、平成28年度・29年度の入学定員の合計(標準修業年限が6年の場合は平成26～29年度の入学定員の合計)を収容定員①'、各学部各学科の後期課程の在学者数(令和元年5月1日の学校基本調査に基づく数。外国人学生及び学士入学者数等を含む。)を収容数②'とし、②'/①'×100により算出している。

○ 各学部の収容数には、改組等により募集を停止した学科の在学者数等を含む。

修 士 課 程

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a)×100
＜人文社会系研究科＞	(人) 386	(人) 282	(%) 73.0
基礎文化研究専攻	110	88	80.0
日本文化研究専攻	56	52	92.8
アジア文化研究専攻	76	24	31.5
欧米系文化研究専攻	66	66	100.0
社会文化研究専攻	32	25	78.1
文化資源学研究専攻	22	18	81.8
韓国朝鮮文化研究専攻	24	9	37.5
＜教育学研究科＞	176	192	109.0
総合教育科学専攻	134	153	114.1
学校教育高度化専攻	42	39	92.8
＜法学政治学研究科＞	40	45	112.5
総合法政専攻	40	45	112.5
＜経済学研究科＞	220	225	102.2
経済専攻	120	131	109.1
マネジメント専攻	100	94	94.0
＜総合文化研究科＞	538	531	98.6
言語情報科学専攻	60	45	75.0
超域文化科学専攻	80	91	113.7
地域文化研究専攻	88	62	70.4
国際社会科学専攻	74	60	81.0
広域科学専攻	236	273	115.6
＜理学系研究科＞	816	799	97.9
物理学専攻	260	227	87.3
天文学専攻	46	50	108.6
地球惑星科学専攻	198	185	93.4
化学専攻	144	166	115.2
生物科学専攻	168	171	101.7

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
＜工学系研究科＞	1,238	2,280	184.1
社会基盤学専攻	104	206	198.0
建築学専攻	84	223	265.4
都市工学専攻	74	154	208.1
機械工学専攻	104	219	210.5
精密工学専攻	54	135	250.0
システム創成学専攻	90	178	197.7
航空宇宙工学専攻	74	127	171.6
電気系工学専攻	140	273	195.0
物理学専攻	84	96	114.2
マテリアル工学専攻	90	144	160.0
応用化学専攻	66	90	136.3
化学システム工学専攻	56	94	167.8
化学生命工学専攻	64	108	168.7
原子力国際専攻	44	61	138.6
バイオエンジニアリング専攻	68	93	136.7
技術経営戦略学専攻	42	79	188.0
＜農学生命科学研究科＞	586	624	106.4
生産・環境生物学専攻	56	56	100.0
応用生命化学専攻	68	121	177.9
応用生命工学専攻	86	89	103.4
森林科学専攻	40	44	110.0
水圏生物科学専攻	60	66	110.0
農業・資源経済学専攻	34	24	70.5
生物・環境工学専攻	34	26	76.4
生物材料科学専攻	34	52	152.9
農学国際専攻	86	76	88.3
生圏システム学専攻	50	45	90.0
応用動物科学専攻	38	25	65.7
＜医学系研究科＞	132	125	94.6
健康科学・看護学専攻	50	42	84.0
国際保健学専攻	42	38	90.4
医科学専攻	40	45	112.5

＜薬学系研究科＞	200	186	93.0
薬科学専攻	200	186	93.0
＜数理科学研究科＞	106	82	77.3
数理科学専攻	106	82	77.3
＜新領域創成科学研究科＞	732	979	133.7
物質系専攻	76	118	155.2
先端エネルギー工学専攻	48	82	170.8
複雑理工学専攻	50	66	132.0
先端生命科学専攻	108	98	90.7
メディカル情報生命専攻	106	162	152.8
自然環境学専攻	92	103	111.9
海洋技術環境学専攻	36	48	133.3
環境システム学専攻	36	58	161.1
人間環境学専攻	76	113	148.6
社会文化環境学専攻	64	89	139.0
国際協力学専攻	40	42	105.0
＜情報理工学系研究科＞	316	556	175.9
コンピュータ科学専攻	54	91	168.5
数理情報学専攻	50	66	132.0
システム情報学専攻	50	73	146.0
電子情報学専攻	56	132	235.7
知能機械情報学専攻	48	109	227.0
創造情報学専攻	58	85	146.5
＜学際情報学府＞	200	250	125.0
学際情報学専攻	200	250	125.0
修士課程の合計	5,686	7,156	125.8

計画の実施状況等

- 人文社会系研究科においては、志願者数は入学定員を超えているが、質の高い学生の獲得をめざして入学試験を行っており、入学定員に達していないとしても、学力が不足している受験生は合格させておらず、結果として、収容定員に満たない状態となっている。
- 数理科学研究科においては、志願者数は入学定員を超えているが、質の高い学生の獲得をめざして入学試験を行っており、入学定員に達していないとしても、学力が不足している受験生は合格させておらず、結果として、収容定員に満たない状態となっている。

博 士 課 程

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a) × 100
	(人)	(人)	(%)
<人文社会系研究科>	324	399	123.1
基礎文化研究専攻	90	100	111.1
日本文化研究専攻	48	51	106.2
アジア文化研究専攻	63	62	98.4
欧米系文化研究専攻	57	122	214.0
社会文化研究専攻	30	34	113.3
文化資源学研究専攻	18	11	61.1
韓国朝鮮文化研究専攻	18	19	105.5
<教育学研究科>	147	243	165.3
総合教育科学専攻	111	185	166.6
学校教育高度化専攻	36	58	161.1
<法学政治学研究科>	120	94	78.3
総合法政専攻	120	94	78.3
<経済学研究科>	105	98	93.3
経済専攻	81	77	95.0
マネジメント専攻	24	11	45.8
<総合文化研究科>	513	656	127.8
言語情報科学専攻	69	113	163.7
超域文化科学専攻	78	105	134.6
地域文化研究専攻	78	114	146.1
国際社会科学専攻	66	117	177.2
広域科学専攻	222	207	93.2
<理学系研究科>	645	618	95.8
物理学専攻	237	240	101.2
天文学専攻	42	37	88.0
地球惑星科学専攻	156	107	68.5
化学専攻	78	87	111.5
生物科学専攻	132	146	110.6

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
<工学系研究科>	936	1,058	113.0
社会基盤学専攻	72	84	116.6
建築学専攻	48	88	183.3
都市工学専攻	33	64	193.9
機械工学専攻	75	85	113.3
精密工学専攻	36	49	136.1
システム創成学専攻	57	47	82.4
航空宇宙工学専攻	54	67	124.0
電気系工学専攻	96	103	107.2
物理工学専攻	57	71	124.5
マテリアル工学専攻	60	52	86.6
応用化学専攻	39	29	74.3
化学システム工学専攻	39	39	100.0
化学生命工学専攻	39	43	110.2
先端学際工学専攻	138	88	63.7
原子力国際専攻	33	40	121.2
バイオエンジニアリング専攻	36	55	152.7
技術経営戦略専攻	24	54	225.0
<農学生命科学研究科>	481	413	85.8
生産・環境生物学専攻	39	25	64.1
応用生命化学専攻	48	47	97.9
応用生命工学専攻	60	39	65.0
森林科学専攻	30	35	116.6
水圏生物科学専攻	45	46	102.2
農業・資源経済学専攻	24	17	70.8
生物・環境工学専攻	24	15	62.5
生物材料科学専攻	24	41	170.8
農学国際専攻	57	36	63.1
生圏システム学専攻	54	16	29.6
応用動物科学専攻	24	25	104.1
獣医学専攻	52	71	136.5

＜医学系研究科＞	942	1,039	110.2
分子細胞生物学専攻	76	35	46.0
機能生物学専攻	56	31	55.3
病因・病理学専攻	132	63	47.7
生体物理医学専攻	68	45	66.1
脳神経医学専攻	84	86	102.3
社会医学専攻	56	61	108.9
内科学専攻	144	295	204.8
生殖・発達・加齢医学専攻	64	103	160.9
外科学専攻	160	211	131.8
健康科学・看護学専攻	75	66	88.0
国際保健学専攻	27	43	159.2
＜薬学系研究科＞	190	188	98.9
薬科学専攻	150	165	110.0
薬学専攻	40	22	55.0
＜数理科学研究科＞	96	90	93.7
数理科学専攻	96	90	93.7
＜新領域創成科学研究科＞	489	454	92.8
物質系専攻	54	54	100.0
先端エネルギー工学専攻	36	18	50.0
複雑理工学専攻	33	40	121.2
先端生命科学専攻	69	35	50.7
メディカル情報生命	72	123	170.8
自然環境学専攻	60	62	103.3
海洋技術環境学専攻	21	9	42.8
環境システム学専攻	24	36	150.0
人間環境学専攻	48	29	60.4
社会文化環境学専攻	42	32	76.1
国際協力学専攻	30	16	53.3

＜情報理工学系研究科＞	186	213	114.5
コンピュータ科学専攻	36	30	83.3
数理情報学専攻	27	25	92.5
システム情報学専攻	27	19	70.3
電子情報学専攻	36	63	175.0
知能機械情報学専攻	24	47	195.8
創造情報学専攻	36	29	80.5
＜学際情報学府＞	132	149	112.8
学際情報学専攻	132	149	112.8
＜公共政策学教育部＞	18	20	111.1
国際公共政策学専攻	18	20	111.1
博士課程の合計	5,324	5,732	107.6

計画の実施状況等

○ 法学政治学研究科においては、志願者数は入学定員を超えているが、質の高い学生の獲得をめざして入学試験を行っており、入学定員に達していないとしても、学力が不足している受験生は合格させておらず、結果として、収容定員に満たない状態となっている。

○ 農学生命科学研究科においては、志願者数と入学定員がほぼ均衡しているものの、質の高い学生の獲得をめざして入学試験を行っており、入学定員に達していないとしても、学力が不足している受験生は合格させておらず、結果として、収容定員に満たない状態となっている。なお、秋入学を実施している。

※ 各研究科の収容数には、改組等により募集を停止した専攻の在学者数等を含む。

専門職学位課程

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a) × 100
	(人)	(人)	(%)
<法学政治学研究科>	(525) 690	504	(96.0) 73.0
法曹養成専攻	(525) 690	504	(96.0) 73.0
<工学系研究科>	15	17	113.3
原子力専攻	15	17	113.3
<医学系研究科>	(50) 60	56	(112.0) 93.3
公共健康医学専攻	(50) 60	56	(112.0) 93.3
<公共政策学教育部>	220	267	121.3
公共政策学専攻	220	267	121.3
専門職学位課程の合計	(810) 985	844	(104.1) 85.6

計画の実施状況等

- 法学政治学研究科法曹養成専攻(以下、法科大学院という。)の収容定員は、専門職大学院に関し必要な事項について定める件第3条に基づき690人であるが、本学の法科大学院は、法学既修者コース(2年制、入学定員165人)及び法学未修者コース(3年制、入学定員65人)にコース分けされており、実質的な収容定員は525人となる。この収容定員(525人)を基に算出した場合の法科大学院の定員充足率は、「96.0%」である。
- 医学系研究科公共健康医学専攻(以下、公衆衛生大学院という。)の収容定員は60人であるが、本学の公衆衛生大学院は、標準修業年限1年のコース(入学定員10人)、標準修業年限2年のコース(入学定員20人)にコース分けされており、実質的な収容定員は50人となる。この収容定員(50人)を基に算出した場合の公衆衛生大学院の定員充足率は、「112.0%」である。
- 上記により、専門職学位課程全体の実質的な収容定員の合計は、810人となり、この収容定員を基に算出した場合の専門職学位課程全体の定員充足率は、「104.1%」である。

○ 別表2（学部、研究科等の定員超過の状況について）

平成28(2016)年度

平成29(2016)年度

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L)／(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期履修 学生数 (J)	長期履修学 生に係る控 除数(K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教養学部(前期課程)	6,126	6,673	84	39	6	31	53	352	333	0	0	6,211	101.4
法学部	800	952	9	3	2	0	32	150	143	0	0	772	96.5
医学部	520	500	0	0	0	0	7	25	22	0	0	471	90.6
工学部	1,896	2,180	37	11	4	0	52	194	185	0	0	1,928	101.7
文学部	720	777	11	8	0	0	70	121	110	0	0	589	81.8
理学部	560	667	16	2	0	12	21	43	42	0	0	590	105.4
農学部	640	629	3	1	0	0	12	54	48	0	0	568	88.8
経済学部	680	765	16	3	1	0	14	81	79	0	0	668	98.2
教養学部(後期課程)	280	496	42	7	0	33	26	117	109	0	0	321	114.6
教育学部	190	220	2	1	0	0	9	28	28	0	0	182	95.8
薬学部	176	188	3	0	0	0	3	2	2	0	0	183	104.0

東京大学

(研究科)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会系研究科	710	708	89	29	0	0	186	90	64	6	2	427	60.1
教育学研究科	323	455	32	2	0	0	90	43	31	40	17	315	97.5
法学政治学研究科	870 705	654	47	8	1	0	78	35	31	13	5	531	61.0 75.3
経済学研究科	346	367	126	15	0	25	51	24	19	2	1	256	74.0
総合文化研究科	1,051	1,242	166	52	0	15	262	148	91	32	12	810	77.1
理学系研究科	1,461	1,333	105	36	1	68	46	84	80	3	1	1,101	75.4
工学系研究科	2,189	3,225	812	218	5	347	148	152	136	74	34	2,337	106.8
農学生命科学研究科	1,067	1,022	206	55	0	43	43	90	86	2	0	795	74.5
医学系研究科	1,134 1,124	1,179	99	30	0	32	86	66	57	5	0	974	85.9 86.7
薬学系研究科	390	367	31	10	0	4	10	10	9	4	1	333	85.4
数理科学研究科	202	192	20	7	0	0	8	11	11	0	0	166	82.2
新領域創成科学研究科	1,221	1,400	250	73	0	55	56	98	93	16	7	1,116	91.4
情報理工学系研究科	502	655	95	21	0	36	33	38	37	12	5	523	104.2
学際情報学府	332	368	94	20	0	37	38	55	41	32	13	219	66.0
公共政策学教育部	226	252	89	6	0	68	4	13	12	4	2	160	70.8

※1

※2

※3

※4

○計画の実施状況等

(「定員超過率(M)」について)

入学者選抜に当たっては、学部学科ごとに定めている入学定員を、文科1類から3類、理科1類から3類に振り分けて募集を行っている。1～2年次は教養学部前期課程に所属し、3年次進学の際に進学選択により各学部各学科等に所属する。そのため、別表の定員超過率を求めるに当たっては、教養学部前期課程と学部後期課程に分けて以下のように算出している。

教養学部前期課程(1・2年生)

平成27年度・28年度の入学定員の合計を学部前期課程全体の収容定員(A)、学部前期課程の在学者数(平成28年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。)の合計を収容数(B)として、算出している。

学部後期課程(3年生以上)

後期課程の各学部には進学選択後の3年次以降に所属することから、平成25年度・26年度の入学定員の合計(標準修業年限が6年の場合は平成23～26年度の入学定員の合計)を収容定員(A)、各学部学科の後期課程の在学者数(平成28年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。外国人学生及び学士入学者数等を含む。)を収容数(B)として、定員超過率を算出している。

(法学政治学研究科の収容定員について)

※1は、法曹養成専攻(以下、法科大学院という。)(入学定員は平成28年度から230人、平成26・27年度は240人)について、専門職大学院に関し必要な事項について定める件第3条に基づき、収容定員を710人とした。

※2は、法科大学院は法学既修者コース(2年制・入学定員165人)及び法学未修者コース(3年制・入学定員は平成28年度から65人、平成26・27年度は75人)にコース分けされていることから、平成17年8月24日付け国立大学法人支援課作成の「法科大学院における授業料(標準)収入積算に用いる収容定員について」に従い、収容定員を545人とした。

(医学系研究科の収容定員について)

※3は、医学系研究科公共健康医学専攻(以下、公衆衛生大学院という。)(入学定員30人)について、収容定員を60人とした。

※4は、公衆衛生大学院は標準修業年限1年のコース(入学定員10人)及び標準修業年限2年のコース(入学定員20人)にコース分けされていることから、実質的な収容定員である50人とした。

(定員超過率(M)が110%を超過する主な理由)

教養学部(後期課程)

本学の学生は、1～2年次は教養学部前期課程に在籍し、3年次進学の際に「進学選択」により各学部各学科等に所属する。進学選択の趣旨は、学部後期課程に進学する学生自身、また受入側である学部後期課程の各進学単位の双方が、主体的に進学先を決定することであり、学生の希望を満たす努力を行っている。その結果、進学希望者が多い学部については、教育に支障が生じない範囲で学生を受け入れている。教養学部(後期課程)の専任教員1人当たりの学生数は1.89人(学生496人/専任教員数263人)であり、きめ細やかな学修指導や学生支援を行う体制を十分に整えている。

平成29(2017)年度

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L)／(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期履修 学生数 (J)	長期履修学 生に係る控 除数(K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留学生等 数(F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教養学部(前期課程)	6,126	6,686	126	38	4	42	47	343	329	0	0	6,226	101.6
法学部	800	929	7	3	0	0	34	140	135	0	0	757	94.6
医学部	520	492	0	0	0	0	5	17	14	0	0	473	91.0
工学部	1,896	2,186	31	14	5	0	41	182	166	0	0	1,960	103.4
文学部	720	760	8	6	0	0	63	108	98	0	0	593	82.4
理学部	560	630	16	2	0	10	17	43	41	0	0	560	100.0
農学部	640	646	5	1	0	0	19	79	76	0	0	550	85.9
経済学部	680	748	13	4	1	0	21	62	61	0	0	661	97.2
教養学部(後期課程)	280	513	37	8	0	26	31	130	124	0	0	324	115.7
教育学部	190	230	1	1	0	0	6	29	29	0	0	194	102.1
薬学部	176	182	3	0	0	0	1	4	3	0	0	178	101.1

東京大学

(研究科)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会系研究科	710	715	90	28	0	0	167	103	67	5	1	452	63.7
教育学研究科	323	437	33	2	0	0	89	38	25	37	17	304	94.1
法学政治学研究科	860 695	639	44	8	1	0	88	41	40	12	4	498	57.9 71.7
経済学研究科	325	353	138	12	0	31	52	36	30	3	1	227	69.8
総合文化研究科	1,051	1,218	178	46	0	24	256	157	102	33	12	778	74.0
理学系研究科	1,461	1,345	131	37	1	93	36	36	33	4	0	1,145	78.4
工学系研究科	2,189	3,294	907	217	2	406	124	175	146	87	39	2,360	107.8
農学生命科学研究科	1,067	1,024	241	57	0	42	46	75	73	1	0	806	75.5
医学系研究科	1,134 1,124	1,200	118	36	0	37	88	69	62	9	3	974	85.9 86.7
薬学系研究科	390	360	28	8	0	3	11	10	10	7	1	327	83.8
数理科学研究科	202	195	23	8	0	0	9	12	11	0	0	167	82.7
新領域創成科学研究科	1,221	1,370	246	66	0	59	46	74	70	16	7	1,122	91.9
情報理工学系研究科	502	669	114	29	0	48	38	33	32	7	2	520	103.6
学際情報学府	332	368	98	20	0	36	51	46	31	30	15	215	64.8
公共政策学教育部	232	260	103	4	0	78	8	18	17	5	2	151	65.1

※1

※2

※3

※4

○計画の実施状況等

(「定員超過率(M)」について)

入学者選抜に当たっては、学部学科ごとに定めている入学定員を、文科1類から3類、理科1類から3類に振り分けて募集を行っている。1～2年次は教養学部前期課程に所属し、3年次進学の際に進学選択により各学部各学科等に所属する。そのため、別表の定員超過率を求めるに当たっては、教養学部前期課程と学部後期課程に分けて以下のように算出している。

教養学部前期課程(1・2年生)

平成28年度・29年度の入学定員の合計を学部前期課程全体の収容定員(A)、学部前期課程の在学者数(平成29年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。)の合計を収容数(B)として、算出している。

学部後期課程(3年生以上)

後期課程の各学部には進学選択後の3年次以降に所属することから、平成26年度・27年度の入学定員の合計(標準修業年限が6年の場合は平成24～27年度の入学定員の合計)を収容定員(A)、各学部学科の後期課程の在学者数(平成29年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。外国人学生及び学士入学者数等を含む。)を収容数(B)として、定員超過率を算出している。

(法学政治学研究科の収容定員について)

※1は、法曹養成専攻(以下、法科大学院という。)(入学定員は平成28年度から230人、平成27年度は240人)について、専門職大学院に関し必要な事項について定める件第3条に基づき、収容定員を700人とした。

※2は、法科大学院は法学既修者コース(2年制・入学定員165人)及び法学未修者コース(3年制・入学定員は平成28年度から65人、平成27年度は75人)にコース分けされていることから、平成17年8月24日付け国立大学法人支援課作成の「法科大学院における授業料(標準)収入積算に用いる収容定員について」に従い、収容定員を535人とした。

(医学系研究科の収容定員について)

※3は、医学系研究科公共健康医学専攻(以下、公衆衛生大学院という。)(入学定員30人)について、収容定員を60人とした。

※4は、公衆衛生大学院は標準修業年限1年のコース(入学定員10人)及び標準修業年限2年のコース(入学定員20人)にコース分けされていることから、実質的な収容定員である50人とした。

(定員超過率(M)が110%を超過する主な理由)

教養学部(後期課程)

本学の学生は、1～2年次は教養学部前期課程に在籍し、3年次進学の際に「進学選択」により各学部各学科等に所属する。進学選択の趣旨は、学部後期課程に進学する学生自身、また受入側である学部後期課程の各進学単位の双方が、主体的に進学先を決定することであり、学生の希望を満たす努力を行っている。その結果、進学希望者が多い学部については、教育に支障が生じない範囲で学生を受け入れている。教養学部(後期課程)の専任教員1人当たりの学生数は1.89人(学生513人/専任教員数272人)であり、きめ細やかな学修指導や学生支援を行う体制を十分に整えている。

平成30(2018)年度

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L)／(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期履修 学生数 (J)	長期履修学 生に係る控 除数(K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留学生等 数(F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教養学部(前期課程)	6,126	6,665	125	37	4	34	57	348	342	2	2	6,189	101.0
法学部	800	901	5	4	0	0	34	130	126	0	0	737	92.1
医学部	520	511	1	0	0	0	9	27	22	0	0	480	92.3
工学部	1,896	2,162	34	17	5	0	49	182	161	0	0	1,930	101.8
文学部	720	829	8	4	0	0	71	157	151	0	0	603	83.8
理学部	560	637	13	1	0	10	15	52	48	0	0	563	100.5
農学部	640	655	3	0	0	0	24	61	53	0	0	578	90.3
経済学部	680	750	9	3	0	0	20	74	72	0	0	655	96.3
教養学部(後期課程)	280	499	40	7	0	28	28	109	103	0	0	333	118.9
教育学部	190	229	1	1	0	0	18	27	26	0	0	184	96.8
薬学部	176	186	2	0	0	0	5	3	3	0	0	178	101.1

東京大学

(研究科)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会系研究科	710	705	88	24	0	0	185	78	75	3	0	421	59.3
教育学研究科	323	444	37	2	0	0	92	45	41	48	20	289	89.5
法学政治学研究科	850 685	631	50	9	1	0	84	46	41	12	4	492	57.9 71.8
経済学研究科	325	331	132	7	0	36	38	32	28	6	3	219	67.4
総合文化研究科	1,051	1,217	197	38	0	30	245	175	107	28	11	786	74.8
理学系研究科	1,461	1,381	147	46	0	101	39	95	91	5	1	1,103	75.5
工学系研究科	2,189	3,316	995	194	4	445	130	149	119	90	41	2,383	108.9
農学生命科学研究科	1,067	1,037	265	67	0	55	44	66	60	1	0	811	76.0
医学系研究科	1,134 1,124	1,219	133	36	0	29	91	67	59	14	4	1,000	88.2 89.0
薬学系研究科	390	371	39	4	0	6	9	13	13	10	2	337	86.4
数理科学研究科	202	186	22	5	0	0	7	16	16	0	0	158	78.2
新領域創成科学研究科	1,221	1,414	314	66	0	69	52	85	75	19	9	1,143	93.6
情報理工学系研究科	502	705	128	25	0	55	38	38	34	13	5	548	109.2
学際情報学府	332	401	114	19	0	37	52	46	36	28	11	246	74.1
公共政策学教育部	238	272	127	8	1	81	18	13	13	5	2	149	62.6

※1

※2

※3

※4

○計画の実施状況等

(「定員超過率(M)」について)

入学者選抜に当たっては、学部学科ごとに定めている入学定員を、文科1類から3類、理科1類から3類に振り分けて募集を行っている。1～2年次は教養学部前期課程に所属し、3年次進学の際に進学選択により各学部各学科等に所属する。そのため、別表の定員超過率を求めるに当たっては、教養学部前期課程と学部後期課程に分けて以下のように算出している。

教養学部前期課程(1・2年生)

平成29年度・30年度の入学定員の合計を学部前期課程全体の収容定員(A)、学部前期課程の在学者数(平成30年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。)の合計を収容数(B)として、算出している。

学部後期課程(3年生以上)

後期課程の各学部には進学選択後の3年次以降に所属することから、平成27年度・28年度の入学定員の合計(標準修業年限が6年の場合は平成25～28年度の入学定員の合計)を収容定員(A)、各学部学科の後期課程の在学者数(平成30年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。外国人学生及び学士入学者数等を含む。)を収容数(B)として、定員超過率を算出している。

(法学政治学研究科の収容定員について)

※1は、法曹養成専攻(以下、法科大学院という。)(入学定員230人)について、専門職大学院に関し必要な事項について定める件第3条に基づき、収容定員を690人とした。

※2は、法科大学院は法学既修者コース(2年制・入学定員165人)及び法学未修者コース(3年制・入学定員65人)にコース分けされていることから、平成17年8月24日付け国立大学法人支援課作成の「法科大学院における授業料(標準)収入積算に用いる収容定員について」に従い、収容定員を525人とした。

(医学系研究科の収容定員について)

※3は、医学系研究科公共健康医学専攻(以下、公衆衛生大学院という。)(入学定員30人)について、収容定員を60人とした。

※4は、公衆衛生大学院は標準修業年限1年のコース(入学定員10人)及び標準修業年限2年のコース(入学定員20人)にコース分けされていることから、実質的な収容定員である50人とした。

(定員超過率(M)が110%を超過する主な理由)

教養学部(後期課程)

本学の学生は、1～2年次は教養学部前期課程に在籍し、3年次進学の際に「進学選択」により各学部各学科等に所属する。進学選択の趣旨は、学部後期課程に進学する学生自身、また受入側である学部後期課程の各進学単位の双方が、主体的に進学先を決定することであり、学生の希望を満たす努力を行っている。その結果、進学希望者が多い学部については、教育に支障が生じない範囲で学生を受け入れている。教養学部(後期課程)の専任教員1人当たりの学生数は1.93人(学生499人/専任教員数258人)であり、きめ細やかな学修指導や学生支援を行う体制を十分に整えている。

平成31(2019)年度

平成26年度

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L)／(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期履修 学生数 (J)	長期履修学 生に係る控 除数(K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留学生等 数(F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教養学部(前期課程)	6,126	6,640	133	39	7	32	70	302	292	4	3	6,197	101.2
法学部	800	930	4	3	0	0	40	135	128	0	0	759	94.9
医学部	520	523	1	0	0	0	12	25	22	0	0	489	94.0
工学部	1,896	2,135	34	18	2	0	57	182	166	0	0	1,892	99.8
文学部	720	848	12	6	0	0	86	153	138	2	2	616	85.6
理学部	560	659	13	2	0	11	15	55	47	0	0	584	104.3
農学部	640	611	4	0	0	0	25	59	58	0	0	528	82.5
経済学部	680	780	10	3	0	0	20	95	92	0	0	665	97.8
教養学部(後期課程)	280	509	46	4	0	38	32	86	83	0	0	352	125.7
教育学部	190	233	2	1	0	0	15	41	38	0	0	179	94.2
薬学部	176	190	5	0	0	0	2	5	5	0	0	183	104.0

東京大学

(研究科)	(人)											(人)	(%)	
人文社会系研究科	710	681	81	21	0	0	190	78	48	1	0	422	59.4	
教育学研究科	323	435	35	5	0	0	97	28	17	54	24	292	90.4	
法学政治学研究科	850 685	643	61	13	1	0	85	35	29	15	5	510	60.0 74.5	※1 ※2
経済学研究科	325	323	131	5	0	37	16	22	17	11	4	244	75.1	
総合文化研究科	1,051	1,187	205	38	0	30	236	151	89	27	13	781	74.3	
理学系研究科	1,461	1,417	173	37	0	136	45	76	75	3	1	1,123	76.9	
工学系研究科	2,189	3,355	1,017	169	6	461	147	171	157	83	37	2,378	108.6	
農学生命科学研究科	1,067	1,037	285	68	0	32	41	73	67	2	0	829	77.7	
医学系研究科	1,134 1,124	1,220	139	38	0	35	89	74	65	5	4	989	87.2 88.0	※3 ※4
薬学系研究科	390	374	43	5	0	9	7	9	8	11	3	342	87.7	
数理科学研究科	202	172	23	4	0	0	9	13	13	0	0	146	72.3	
新領域創成科学研究科	1,221	1,433	384	74	0	63	56	87	79	23	10	1,151	94.3	
情報理工学系研究科	502	769	154	25	0	9	43	42	41	16	7	644	128.3	
学際情報学府	332	399	114	20	0	41	43	41	37	31	13	245	73.8	
公共政策学教育部	238	287	151	9	1	94	8	20	20	5	2	153	64.3	

○計画の実施状況等

(「定員超過率(M)」について)

入学者選抜に当たっては、学部学科ごとに定めている入学定員を、文科1類から3類、理科1類から3類に振り分けて募集を行っている。1～2年次は教養学部前期課程に所属し、3年次進学の際に進学選択により各学部各学科等に所属する。そのため、別表の定員超過率を求めるに当たっては、教養学部前期課程と学部後期課程に分けて以下のように算出している。

教養学部前期課程(1・2年生)

平成30年度・31年度の入学定員の合計を学部前期課程全体の収容定員(A)、学部前期課程の在学者数(令和元年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。)の合計を収容数(B)として、算出している。

学部後期課程(3年生以上)

後期課程の各学部には進学選択後の3年次以降に所属することから、平成28年度・29年度の入学定員の合計(標準修業年限が6年の場合は平成26～29年度の入学定員の合計)を収容定員(A)、各学部学科の後期課程の在学者数(令和元年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。外国人学生及び学士入学者数等を含む。)を収容数(B)として、定員超過率を算出している。

(法学政治学研究科の収容定員について)

※1は、法曹養成専攻(以下、法科大学院という。)(入学定員230人)について、専門職大学院に関し必要な事項について定める件第3条に基づき、収容定員を690人とした。

※2は、法科大学院は法学既修者コース(2年制・入学定員165人)及び法学未修者コース(3年制・入学定員65人)にコース分けされていることから、平成17年8月24日付け国立大学法人支援課作成の「法科大学院における授業料(標準)収入積算に用いる収容定員について」に従い、収容定員を525人とした。

(医学系研究科の収容定員について)

※3は、医学系研究科公共健康医学専攻(以下、公衆衛生大学院という。)(入学定員30人)について、収容定員を60人とした。

※4は、公衆衛生大学院は標準修業年限1年のコース(入学定員10人)及び標準修業年限2年のコース(入学定員20人)にコース分けされていることから、実質的な収容定員である50人とした。

(定員超過率(M)が110%を超過する主な理由)

教養学部(後期課程)

本学の学生は、1～2年次は教養学部前期課程に在籍し、3年次進学の際に「進学選択」により各学部各学科等に所属する。進学選択の趣旨は、学部後期課程に進学する学生自身、また受入側である学部後期課程の各進学単位の双方が、主体的に進学先を決定することであり、学生の希望を満たす努力を行っている。その結果、進学希望者が多い学部については、教育に支障が生じない範囲で学生を受け入れている。教養学部(後期課程)の専任教員1人当たりの学生数は1.88人(学生509人/専任教員数271人)であり、きめ細やかな学修指導や学生支援を行う体制を十分に整えている。

情報理工学系研究科

当研究科では、特に修士課程において志願者が急増しており(平成31年度(令和元年度)志願倍率約4.59)、入学試験の結果、当該研究科において十分な学修成果が期待できる水準に達する者が定員を上回ったことから、学生の質を確保し、且つ教育に支障が生じない範囲で学生の入学を認めた。当研究科は学生定員設定時(平成13年、創造情報学専攻は平成17年)に比べて基幹講座の講師以上の教員を30名増員しており、修士課程における専任教員1人当たりの学生数は4.60人(学生556人/専任教員数121人)であるなど、きめ細やかな研究指導や学生支援を行う体制を十分に整えている。

なお、当研究科では、近年の志願者の急増や、政府のAI戦略2019、文部科学省の累次の答申等における先端IT人材やAI専門人材の育成機能強化といった社会的要請に応えるため、令和2年度から修士課程の入学定員を85人増員した。

また、本学では、指定国立大学法人構想における要望を踏まえ、入学の段階で質の保証を担保した上で、総学生入学定員数の範囲内で研究科・専攻単位の定員管理を弾力的に運用することとしている。